官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務七〇）　一
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　五
（農林水産七二五）
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同七二六）　八〇
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　八三
裁判所
破産、免責、再生関係　八九
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　二三
会社その他　二四
会社決算公告　二三

省令

○総務省令第七十号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十五日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　土地の使用等	第三章　［同上］
第一節　電気通信事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）	第一節　事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）
第二節　認定電気通信事業者による土地の使用（第四十一条―第五十四条）	第二節　土地の使用（第四十一条―第五十四条）
第三節　鉄塔等提供事業の認定等（第五十四条の二―第五十四条の二十五）	
第四章　電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二十六）	第四章　電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）
第五章　雑則（第五十五条―第七十二条）	第五章　［同上］
附則	附則
（用語）	（用語）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　特定移動通信役務　法第十二条の二第四項第三号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務	四　特定移動通信役務　法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務
［五～八　略］	［五～八　同上］
（電気通信事業の登録申請）	（電気通信事業の登録申請）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　法第十条第一項第三号イに規定する専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるものとして総務省令で定めるものは、第十四条第四号に掲げる電気通信役務とする。	［新設］
3　法第十条第一項第三号イの総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次に掲げるものとする。	［新設］
一　第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務	
二　第十四条第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務	
三　第十四条第二号の二に掲げる第一号基礎的電気通信役務	
4　法第十条第一項第三号イの総務省令で定める地域の単位は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位とする。	［新設］
一　前項第一号に掲げる第一号基礎的電気通信役務及び第二号基礎的電気通信役務に係る単位　市町村（特別区を含む。）	
二　前項第二号及び第三号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る単位　都道府県	
5　法第十条第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	2　法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
6・7　［略］	3・4　［同上］

（登録の更新）

第四条の二　［略］

2　［略］

3　法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類

十　前号の事由が、申請者がその特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

ロ　合併又は分割の条件に関する説明書

十一　第九号の事由が、申請者の特定関係法人が申請者に特定電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類

イ　譲渡しに関する契約書の写し

ロ　譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類

十二　第九号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

ロ　合併又は分割の条件に関する説明書

十三～十七　［略］

十八　第九号の事由が、法第十二条の二第一項第一号、第二号又は第四号によるものである場合には、次のイ又はロに掲げる電気通信事業者によるそれぞれ当該イ又はロに定める規定の遵守に関する研修の実施状況を記載した書類（当該研修を実施していない場合においては当該研修の実施計画を記載した書類）

イ　法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者　同条第三項の規定

ロ　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者　法第三十条第四項並びに第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定

十九・二十　［略］

（特定電気通信事業）

第四条の二の三　法第十二条の二第四項第二号の総務省令で定める電気通信事業は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める電気通信事業とする。

一　法第九条の登録を受けた者が法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人である場合　同条第三項第二号の指定に係る電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が営むものに限る。）

（登録の更新）

第四条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～八　同上］

九　［同上］

［新設］

［新設］

十　前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類

イ　［同上］

ロ　［同上］

十一～十五　［同上］

［新設］

十六・十七　［同上］

［新設］

二　法第九条の登録を受けた者が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人である場合　全ての電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が営むものに限る。）

2　前項各号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除に係る法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人にその旨を通知するものとする。

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三　法第十二条の二第四項第三号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2　法第十二条の二第四項第三号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四　法第十二条の二第四項第三号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

［一・二　略］

2　法第十二条の二第四項第三号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

［一～三　略］

3　法第十二条の二第四項第三号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（軽微な変更）

第六条　法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　業務区域及び法第十条第一項第三号イ又はロに定める事項の変更にあつては、次のもの

［イ～ハ　略］

ニ　基礎的電気通信役務（法第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。第九条第七項第一号ニ、第十三条及び第二十二条の二の十において同じ。）に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域の増加

［二・三　略］

（氏名等の変更の届出）

第七条　［略］

2　法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号及び第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三　法第十二条の二第四項第二号ロの総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2　法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四　法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

［一・二　同上］

2　法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

［一～三　同上］

3　法第十二条の二第四項第二号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（軽微な変更）

第六条　［同上］

一　業務区域の変更にあつては、次のもの

［イ～ハ　同上］

［新設］

［二・三　同上］

（氏名等の変更の届出）

第七条　［同上］

2　法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

（電気通信事業の届出）

第九条　［略］

2　法第十六条第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

3　［略］

4　法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号又は第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

［5・6　略］

7　［略］

一　業務区域及び法第十六条第一項第三号イ又はロに定める事項の変更にあつては、次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

ニ　基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域の増加

［二・三　略］

［8～15　略］

（電気通信役務等の変更の報告）

第十条　電気通信事業者は、第四条第七項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

［2～4　略］

（基礎的電気通信役務台帳の公表等）

第十三条　法第十八条の二第三号イの総務省令で定める事項は、基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少をしようとしている当該業務区域において当該基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする日とする。

2　法第十八条の二第三号ロの総務省令で定める利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものは、次に掲げるものとする。

一　利用者が基礎電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該基礎的電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる当該基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

二　電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務（基礎的電気通信役務に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの

三　電気通信業務の休止又は廃止であつて、地域単位区域がその電気通信業務の休止又は廃止後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれることとなるもの

四　その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信業務の休止又は廃止

3　法第十八条の二第三号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする場合においては、その電気通信業務に関する契約の申込みの受付を終了しようとする日

二　電気通信業務の全部又は一部の休止をしようとする場合においては、その休止の期間及びその再開を予定する日

（電気通信事業の届出）

第九条　［同上］

2　法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

3　［同上］

4　法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

［5・6　同上］

7　［同上］

一　業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの

［イ～ハ　同上］

［新設］

［二・三　同上］

［8～15　同上］

（電気通信役務等の変更の報告）

第十条　電気通信事業者は、第四条第四項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

［2～4　同上］

第十三条　削除

4　総務大臣は、法第十八条の二第一項の規定による基礎的電気通信役務台帳の作成及び公表に当たっては、基礎的電気通信役務を利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるものとする。

（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（基礎的電気通信役務の届出契約約款において地域により異なる料金の額が定められる特別の事情）

第十六条の二　法第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情は、地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める必要があることその他の地域により異なる料金の額を定めることに合理的な必要性があり、かつ、異なる料金の額を定めることが基礎的電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとする。

第十九条の三及び第十九条の四　削除

第二十二条の二の二　削除

（第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

［新設］

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三　法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務（国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く。）とする。

（特定電気通信役務の種別）

第十九条の四　法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。

（第一号基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二の二　法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供（当該第一号基礎的電気通信役務の提供が法第百二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。

2　前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（電気通信業務の休止等の利用者への周知）

第二十二条の二の十　法第二十六条の四第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

一　対面による説明
二　電話又はこれに類する双方向の通信
三　郵便、信書便その他の手段による書面の交付
四　電子メールの送信
五　電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、その休止又は廃止（業務区域の減少又は電気通信回線設備の規模の縮小（以下この条及び次条第一項において「業務区域の減少等」という。）を含む。次項、第五項及び第六項において同じ。）をしようとする電気通信業務（法第十条第一項第五号に規定する基礎的電気通信役務に係るものに限る。以下この条において同じ。）に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2　法第二十六条の四第一項の総務省令で定める一年以上の期間（第五項において当該期間の末日を「周知期限日」という。）は、電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止の日の前日から起算して一年とする。

3　法第二十六条の四第一項の表第一号の中欄の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　業務区域の減少等をしようとする地域単位区域
二　業務区域の減少等をしようとする電気通信業務の内容
三　業務区域の減少等をしようとする年月日
四　業務区域の減少等をしようとする理由
五　業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
六　業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務（当該電気通信業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）
七　業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報
八　業務区域の減少等により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日

4　法第二十六条の四第一項の表第二号の中欄の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　休止又は廃止をしようとする地域単位区域
二　休止又は廃止をしようとする電気通信業務の内容
三　休止又は廃止をしようとする年月日
四　休止しようとする場合にあつては、その期間及びその再開を予定する年月日
五　休止又は廃止の理由
六　休止又は廃止をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
七　休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務（当該電気通信業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）

［見出しを加える。］

（電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者への周知）

第二十二条の二の十　法第二十六条の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

一　対面による説明
二　電話又はこれに類する双方向の通信
三　郵便、信書便その他の手段による書面の交付
四　電子メールの送信
五　電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2　法第二十六条の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容
二　休止し、又は廃止しようとする年月日
三　休止しようとする場合にあつては、その期間
四　休止又は廃止の理由
五　休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
六　休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）
七　休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報

3　第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの。）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

4　法第二十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一　利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止
二　電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの
三　その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

八　休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報

九　休止又は廃止により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日

5　第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る基礎的電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの）により第三項各号又は前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

6　法第二十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　利用者が基礎的電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該基礎的電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信業務の休止又は廃止をする場合

二　電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなる場合

三　電気通信業務の休止又は廃止であつて、地域単位区域がその電気通信業務の休止又は廃止後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれることとなる場合

四　その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信業務の休止又は廃止をする場合

7　法第二十六条の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の二の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

第二十二条の二の十一　法第二十六条の五第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止（業務区域の減少等を含む。以下この条及び次条において同じ。）をしようとする日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（法第二十六条の五第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

一　対面による説明

二　電話又はこれに類する双方向の通信

三　郵便、信書便その他の手段による書面の交付

四　電子メールの送信

五　電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2　法第二十六条の五第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　休止又は廃止をしようとする電気通信業務の内容

二　休止又は廃止をしようとする年月日

［新設］

三　休止しようとする場合にあつては、その期間
四　休止又は廃止の理由
五　休止又は廃止をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
六　休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）
七　休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報

3　第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の五第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

4　法第二十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。
一　利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止
二　電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの
三　電気通信業務の休止若しくは廃止であつて、その休止又は廃止に係る範囲が都道府県の一部である場合
四　その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）

第二十二条の二の十一の二　法第二十六条の五第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

［削る］

一　指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止
二　前号に掲げるもののほか、法第二十六条の五第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。）が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止

（利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出）

第二十二条の二の十一　法第二十六条の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。

一　第一号基礎的電気通信役務並びに第二号基礎的電気通信役務のうち、第二種適格電気通信事業者が提供するもの及び法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する四半期の直前の四半期末における当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が三十万を超える電気通信事業者が提供するもの（ただし、他の電気通信事業者に対して提供している卸電気通信役務を除く。）に係る電気通信業務の休止又は廃止
二　［同上］
三　前二号に掲げるもののほか、法第二十六条の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数（他の電気通信事業者に対し卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該卸電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。）が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止

２　法第二十六条の五第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の五第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信業務の休止及び廃止に関して公表する情報）

第二十二条の二の十二　法第二十六条の六第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一　法第二十六条の五第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報

二　第二十二条の二の十一第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報

［三　略］

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合）

第二十二条の五　法第三十一条第一項ただし書の電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において、当該電気通信事業者の法第三十一条第一項各号に掲げる者であつて、特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるものが非公開情報（当該電気通信事業者の電気通信事業に関する公開されていない情報（他の電気通信事業者及び利用者に関する情報に限る。）をいう。第二十二条の七において同じ。）を入手できないことを確保するための措置を講じている場合

二　特定関係事業者において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の法第三十一条第一項各号に掲げる者であつて、当該特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるものが当該特定関係事業者の電気通信事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

（重要な役割を担う従業者）

第二十二条の六　法第三十一条第二項の総務省令で定める要件は、特定関係事業者の従業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一　特定関係事業者の電気通信事業の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

二　電気通信業務に関して知り得た他の電気通信事業者及び当該電気通信業務の利用者に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（前号に該当するものを除く。）

（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務）

第二十二条の七　法第三十一条第二項の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務として総務省令で定めるものは、非公開情報を入手することができる業務とする。

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二条の八　法第三十一条第五項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引）

第二十二条の九　法第三十一条第五項第三号の総務省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業に係る建物その他の工作物（第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置

２　法第二十六条の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信業務の休止及び廃止に関して公表する情報）

第二十二条の二の十二　法第二十六条の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一　法第二十六条の四第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報

二　第二十二条の二の十第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報

［三　同上］

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二条の五　法第三十一条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

［新設］

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二条の六　法第三十一条第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

［新設］

するための通信機械室に限る。）の利用（電気通信設備の設置のための利用に限る。第二十二条の十一第一号ニにおいて同じ。）に係る取引であつて、当該電気通信事業者の通常の条件に比して特定関係事業者に有利な条件で行われる取引とする。

（体制の整備等）

第二十二条の十　法第三十一条第八項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

［一～十六　略］

（禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告）

第二十二条の十一　法第三十一条第十項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一　法第三十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

［(1)～(4)　略］

［ロ・ハ　略］

ニ　第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置している通信機械室の利用に係る取引（イに掲げるものを除く。）の条件の設定その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

二　法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第三十一条第十一項第二号に規定する子会社（同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に委託した場合における当該子会社（以下この号において「監督対象子会社」という。）ごとの次に掲げる事項

［(1)～(3)　略］

(4)　監督対象子会社の総株主（法第三十一条第十一項第二号に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

(5)　自己の役職員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

ロ　監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第五項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ　監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び第三十一条第五項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三　法第三十一条第八項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

［イ～ヌ　略］

ル　イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第八項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

（体制の整備等）

第二十二条の七　法第三十一条第六項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

［一～十六　同上］

（禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告）

第二十二条の八　法第三十一条第八項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一　法第三十一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　［同上］

［(1)～(4)　同上］

［ロ・ハ　同上］

［新設］

二　法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第三十一条第五項に規定する子会社（同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に委託した場合における当該子会社（以下この号において「監督対象子会社」という。）ごとの次に掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

(4)　監督対象子会社の総株主（法第三十一条第五項に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

(5)　［同上］

ロ　監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ　監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三　法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

［イ～ヌ　同上］

ル　イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第六項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二条の十二　法第三十一条第十一項第一号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五条の十　法第三十九条の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

三　法第三十一条第四項及び第七項の規定による命令、同条第十項の規定による報告並びに同条第十一項第一号の規定による指定に関して作成し、又は取得した情報

［四～六　略］

第四十条の七　削除

（法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める者）

第四十条の八の四の二　法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一　単位区域（法第百十条の二第一項に規定する単位区域をいう。以下この条において同じ。）において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であって、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

二　単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であって、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止について、法第二十六条の四第二項による届出をした者

三　単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務を提供している電気通信事業者であって、当該単位区域における第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少について、法第十三条第一項の規定による変更登録を受けた者及び法第十六条第四項の規定による届出をした者（法第二十六条の四第二項の規定による届出をした者を除く。）

（法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額）

第四十条の八の四の三　法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。

第三章　土地の使用等

第一節　電気通信事業の認定

第二節　認定電気通信事業者による土地の使用

第三節　鉄塔等提供事業の認定等

（工作物の範囲）

第五十四条の二　法第百四十三条の二第一項の総務省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一　鉄塔

二　木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱

三　H柱又は人形柱

［新設］

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五条の十　［同上］

［一・二　同上］

三　法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第八項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報

［四～六　同上］

（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七　法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務とする。

［新設］

（法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額）

第四十条の八の四の二　［同上］

第三章　［同上］

第一節　事業の認定

第二節　土地の使用

［新設］

四　支線又は支柱
五　線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石
六　ハンドホール又はマンホール
七　管路、とう道その他の工作物

2　令別表第二の使用面積を単位として対価の額を定めることが適当であると認められる工作物として総務省令で定めるものは、前項第一号及び第七号に掲げるものとする。

3　令別表第二の本数又は個数を単位として対価の額を定めることが適当であると認められる工作物であつて、土地の所有者の利益に及ぼす影響が大きくないものとして総務省令で定めるものは、第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものとする。

4　令別表第二の本数又は個数を単位として対価の額を定めることが適当であると認められる工作物であつて、土地の所有者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるものは、第一項第三号及び第六号に掲げるものとする。

（鉄塔等提供事業の認定の申請）

第五十四条の三　法第百四十三条の二第二項の申請書は、様式第三十八の二十一によるものとする。

2　法第百四十三条の二第三項第六号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号及び電子メールアドレス
二　外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

3　法第百四十三条の二第四項第一号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の事業計画書は、様式第三十八の二十二によるものとする。

4　法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面
二　申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書
三　申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定年月日の根拠を示す書類
四　申請者の行う鉄塔等提供事業以外の事業の概要
五　申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
イ　定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
ロ　役員の名簿及び履歴書
ハ　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
六　申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
イ　定款又はこれに相当する書類
ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
ハ　株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
七　申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
ロ　役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
ハ　団体の財産の状況を記載した書類

八　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
イ　住民票の写し又はこれに相当する書類
ロ　履歴書
ハ　資産目録
九　申請者が地方公共団体であるときは、鉄塔等提供事業を営むことについての議会の会議録の写し
十　申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ　申請者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ　申請者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し
十一　申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
十二　鉄塔等の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
十三　その他その鉄塔等提供事業の認定の申請に関し特に必要な事項を記載した書類
5　法第百四十三条の二第五項第一号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施体制に関する次に掲げる事項
イ　経営の責任者の職務に関すること。
ロ　各部門の責任者の職務に関すること。
ハ　各従事者の職務に関すること。
ニ　組織内の連携体制の確保に関すること。
ホ　組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
二　鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施方法に関する次に掲げる事項
イ　組織の全体的かつ部門横断的な鉄塔等の管理その他の業務の方針に関すること。
ロ　関係法令、鉄塔等提供業務規程その他の規定の遵守に関すること。
ハ　鉄塔等提供役務の需要等を考慮した鉄塔等提供業務の方針に関すること。
ニ　災害を考慮した鉄塔等提供業務の方針に関すること。
ホ　情報セキュリティの確保のための方針に関すること。
ヘ　情報セキュリティ対策に関すること。
ト　鉄塔等提供役務の適正かつ確実な実施を確保するための基本的な取組に関すること。
チ　鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
リ　鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に関すること。
ヌ　防犯対策に関すること。
ル　屋外に設置する鉄塔等が、気象の変化、振動、衝撃、圧力その他鉄塔等の設置場所における外部環境の影響を容易に受けないための措置に関すること。

ヲ　通常受けている電力の供給が停止した場合において鉄塔等提供業務が停止することのないようにするための自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置に関すること。

ワ　鉄塔等に対する自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置に関すること。

カ　鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。

ヨ　事故、地震等の災害、停電、火災その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。

タ　鉄塔等提供役務の提供の相手方の利益の保護の観点から行う当該相手方に対する情報提供に関すること。

レ　事故の再発防止のための対策に関すること。

ソ　イからレまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

三　鉄塔等提供業務に係る鉄塔等の管理の全部又は一部を他人に委託している場合にあつては、次に掲げる事項

イ　委託先の鉄塔等の安定的な使用に関する措置に関すること。

ロ　委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。

ハ　法に定める認定鉄塔等提供事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。

ニ　鉄塔等提供役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、鉄塔等の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関すること。

四　鉄塔等提供業務規程の見直しに関する次に掲げる事項

イ　鉄塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第一号に係る事項に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。

ロ　鉄塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。

ハ　イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該鉄塔等提供業務規程の見直しに関すること。

五　その他鉄塔等提供役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

6　法第百四十三条の二第五項第二号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　鉄塔等提供役務に関する料金の公正な算定方法及びその方針に関すること。

二　鉄塔等提供事業者及び鉄塔等提供役務の提供の相手方の責任に関すること。

三　鉄塔等の設置の工事その他の工事に関する費用の負担に関すること。

四　鉄塔等に設置する電気通信回線設備の様態に関し制限を設ける事項があるときは、当該制限に関すること。

五　鉄塔等提供事業を休止し、又は廃止する際の鉄塔等提供役務の提供の相手方への周知に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、鉄塔等提供役務の提供の相手方の権利又は義務に重要な関係を有する当該鉄塔等提供役務の提供条件に関する事項があるときは、その提供条件に関すること。

七　鉄塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第二号に係る事項に限る。次号及び第九号において同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。

八　鉄塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。

九　前二号に掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該鉄塔等提供業務規程の見直しに関すること。

（認定証の交付等）

第五十四条の四　総務大臣は、法第百四十三条の二第一項の規定による鉄塔等提供事業の認定をしたときは、当該認定に係る認定証（第五十四条の十四第三項において「鉄塔等提供事業認定証」という。）を交付し、認定番号を通知するものとする。法第百四十三条の六第一項の規定による変更の認定をしたとき、同条第八項の規定による届出があつたとき及び第百四十三条の七第二項から第四項までの規定による認可をしたときであつて、当該認定番号を変更したときも同様とする。

（事業開始の指定期間の延長）

第五十四条の五　法第百四十三条の五第三項（法第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による指定期間の延長の申請は、様式第三十八の二十五の申請書により行わなければならない。

（事業開始の届出）

第五十四条の六　法第百四十三条の五第四項（法第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第三十八の二十六の届出書を提出しなければならない。

（軽微な変更）

第五十四条の七　法第百四十三条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　認定鉄塔等提供事業の業務区域の変更にあつては、次のもの

イ　既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域が存する都道府県内における鉄塔等提供事業の業務区域の増加

ロ　認定鉄塔等提供事業の業務区域の減少

二　認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類の変更にあつては、既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等の種類の増加（既に認定を受けた鉄塔等の種類以外の鉄塔等の種類の増加を除く。）及び減少

三　認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の変更にあつては、次のもの

イ　既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加（既に鉄塔等提供役務を提供している鉄塔等提供役務の提供の相手方以外の鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加を除く。）及び減少

ロ　認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の変更

四　特定地域において臨時的に変更するもの

（変更の認定）

第五十四条の八　法第百四十三条の六第二項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

2　法第百四十三条の六第三項第三号の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　増加する認定鉄塔等提供事業の業務区域に対し鉄塔等提供役務の提供を開始する日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

二　申請者が地方公共団体である場合は、認定鉄塔等提供事業の業務区域の増加についての議会の会議録の写し

3　法第百四十三条の六第四項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

（軽微な変更の届出）

第五十四条の九　法第百四十三条の六第五項の規定による届出は、様式第三十八の二十八により行うものとする。

（認定鉄塔等提供事業者の氏名等の変更の届出）

第五十四条の十　法第百四十三条の六第八項の規定による法第百四十三条の二第三項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　法第百四十三条の二第三項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合　次に掲げる書類

イ　当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ　当該届出を行おうとする者がイの法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ　当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

二　法第百四十三条の二第三項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合　次に掲げる書類

イ　国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

(1)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(イ)　変更後の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書

(ロ)　変更後の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し

(2)　変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

ロ　イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

2　法第百四十三条の六第八項の規定による法第百四十三条の二第三項第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書を提出しなければならない。

（役員の変更の報告）

第五十四条の十一　認定鉄塔等提供事業者であつて法人又は団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告をしようとする者は、様式第三十八の三十の報告書に、変更後の役員の名簿及び履歴書並びに法第百四十三条の三第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（承継の認可申請等）

第五十四条の十二　法第百四十三条の七第二項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十一の申請書を提出しなければならない。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者と被相続人との続柄を証する書類

二　申請者の履歴書及び資産目録

三　申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書

四　申請者について法第百四十三条の三第一号又は第二号に該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面

2　法第百四十三条の七第三項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十二の申請書を提出しなければならない。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　合併又は分割の条件に関する説明書

三　合併又は分割の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

四　合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により鉄塔等提供事業の全部を承継する法人が、認定鉄塔等提供事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類（当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。）

イ　定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

ロ　最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

五　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により鉄塔等提供事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面

3　法第百四十三条の七第四項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十三の申請書を提出しなければならない。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　譲渡しに関する契約書の写し

二　譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類

三　譲受けに要する資金の額及びその調達方法を記載した書類

四　譲受人の譲受けの日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

五　譲受人が認定鉄塔等提供事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類

イ　その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

ロ　役員の名簿及び履歴書

ハ　最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

六　譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
イ　定款又はこれに相当する書類
ロ　発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
ハ　株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
七　譲受人が認定鉄塔等提供事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものであるときは、次に掲げる書類
イ　定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
ロ　役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類
ハ　役員の履歴書
ニ　団体の財産の状況を記載した書類
八　譲渡人又は譲受人が地方公共団体であるときは、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し
九　認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ　認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ　認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し
十　認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
十一　法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面

（認定鉄塔等提供事業の休止の届出）

第五十四条の十三　法第百四十三条の八第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を休止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。

2　法第百四十三条の八第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を休止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。

（認定鉄塔等提供事業の廃止の届出）

第五十四条の十四　法第百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の廃止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。

2　法第百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の廃止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。

3　認定鉄塔等提供事業者は、第一項の規定による届出書を提出するときは、併せて鉄塔等提供事業認定証を総務大臣に返納しなければならない。

（認定鉄塔等提供役務の提供に係る申立て）

第五十四条の十五　法第百四十三条の十三第五項の申立てをしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十六の申立書を提出しなければならない。

（認定鉄塔等提供役務の提供に係る裁定の申請）

第五十四条の十六　法第百四十三条の十三第六項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十七の申請書を提出しなければならない。

（事故の報告）

第五十四条の十七　法第百四十三条の十四の総務省令で定める重大な事故は、認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等の損壊その他の事由に起因して、第五十八条第二項第一号に掲げる事故を生じさせたものとする。

2　法第百四十三条の十四の規定による報告をしようとする者は、重大な事故の発生を知つた時から速やかにその発生日時及び場所、発生を知つた日時、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について様式第三十八の三十八により当該事故の発生を知つた時から三十日以内に報告書を提出しなければならない。

（土地等の使用の認可の申請）

第五十四条の十八　認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百二十八条第一項の認可を受けようとするときは、様式第三十九の二の申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

（協議において定めた事項の届出）

第五十四条の十九　認定鉄塔等提供事業者及び土地等の所有者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百二十八条第一項の規定による協議が調つた場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調つた日から十日以内に、様式第四十の二の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（土地等の使用の裁定の申請）

第五十四条の二十　認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百二十九条第一項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十一の二の申請書の正本一通及び副本一通（使用しようとする土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数）にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあつては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

（土地等の一時使用等の許可の申請）

第五十四条の二十一　認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百三十三条第二項（法第百四十三条の十五において準用する法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとするときは、様式第四十二の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（植物の伐採等の許可の申請）

第五十四条の二十二　認定鉄塔等提供事業者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百三十六条第一項の許可を受けようとするときは、様式第四十三の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（損失補償の裁定の申請）

第五十四条の二十三　認定鉄塔等提供事業者又は損失を受けた者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百三十七条第二項の裁定を申請しようとするときは、損失が発生した日から六月以内に、様式第四十四の二の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（鉄塔等の移転等の裁定の申請）

第五十四条の二十四　認定鉄塔等提供事業者又は土地等の所有者は、法第百四十三条の十五において準用する法第百三十八条第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の二の申請書の正本一通及び副本一通（鉄塔等の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数）を総務大臣に提出しなければならない。

（読替え）

第五十四条の二十五　法第百四十三条の十五において準用する法第百二十九条第一項又は第百三十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第五十四条の二十及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

一　特別区のある地　特別区

二　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市　区又は総合区

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二十六　［略］

［見出しを削る。］

［第六十五条及び第六十六条　削除

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二　［同上］

（電報）

第六十五条　法附則第五条第三項の規定に基づく電報の事業に係る業務の委託は、次に掲げるところによる。

一　東日本電信電話株式会社等は、電報の事業に係る業務を日本郵便株式会社において行うことが適当であるときは日本郵便株式会社に委託すること。

二　東日本電信電話株式会社等は、前号の規定による委託をすることができないときは、次の条件に適合する者に当該業務を委託すること。

イ　法第十二条第一号から第三号までのいずれかに該当する者でない者

ロ　通信の秘密の確保に支障が生ずるおそれのない者

ハ　委託に係る地域の事情に明るい者その他確実かつ安定的に委託業務を遂行できる者

第六十六条　東日本電信電話株式会社等は、法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前の法第三十一条の四に規定する契約約款において、電報の配達（電報に関する現業事務を取り扱う事務所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）に関し、配達先、正当の配達及び配達の免責事由について定めなければならない。

2　電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社等にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社等は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

（申請等の方法）

第六十九条　［同上］

（申請等の方法）

第六十九条　次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

［一～三十三　略］

［一～三十三　同上］

三十三　法第百四十三条の二第一項の認定の申請
三十四　法第百四十三条の五第三項の申請
三十五　法第百四十三条の五第四項の届出
三十六　法第百四十三条の六第一項の変更認定の申請
三十七　法第百四十三条の六第五項の変更の届出
三十八　法第百四十三条の六第七項において準用する法第百四十三条の五第三項の申請又は同条第四項の届出
三十九　法第百四十三条の六第八項の変更の届出
四十　法第百四十三条の七第二項、第三項又は第四項の認可の申請
四十一　法第百四十三条の八第一項の休止の届出
四十二　法第百四十三条の九の廃止の届出
四十三　法第百四十三条の十四の報告
四十四　第十条第一項又は第三項の報告（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
四十五　第五十四条の十一第一項の報告

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

［略］

［１・２　略］

３　業務区域及び基礎的電気通信役務に係る業務区域

［注１～４　略］

５　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。以下この様式において同じ。）を提供する場合にあつては、併せて下記⑷の事項を記載すること。

［⑴～⑶　略］

⑷　基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

注１　基礎的電気通信役務に係る業務区域については、一般的に想定している利用形態により基礎的電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。

２　地域単位区域については、第４条第４項各号に定める単位で記載し、業務区域にその全部又は一部が含まれる市町村又は都道府県を記載すること。

３　複数の基礎的電気通信役務を提供する場合にあつては、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第４条第３項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごとに記載すること。

［４　略］

５　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

注　「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。

６　［略］

［注　略］

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
三十四　［同上］
［新設］

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

［同左］

［１・２　同左］

３　業務区域

［注１～４　同左］

［新設］

［⑴～⑶　同左］

［新設］

［４　同左］

［新設］

５　［同左］

［注　同左］

様式第２（第４条第６項、第４条の２第２項、第10条第４項、第11条第５項第９号、第40条の９第３項第９号、第40条の10第３項第２号、第40条の18第１項第４号、第２項第６号及び第３項第10号関係）

［略］

［注　略］

様式第２の２（第４条第７項、第４条の２第３項、第７条第１項、第９条第１項及び第３項、第11条第５項、第54条の３第４項第11号、第54条の10第１項第２号イ(2)、第54条の12第３項第10号関係）

［略］

［注　略］

様式第３（第４条第７項第１号、第４条の２第３項第１号、第５条第１項及び第２項、第８条第１項及び第２項、第９条第１項第１号、第９条第５項、第６項、第９項及び第10項、第10条第２項、第11条第５項第２号、第12条第４項及び第５項、第60条の２第１号関係）

［略］

［注１～６　略］

様式第４（第４条第７項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

電気通信役務の種類		提供する役務
１　加入電話		
２　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
３　中継電話（国際電話であるものを除く。）		
４　国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
５　公衆電話		
６　携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの	
	第五世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
７　ＰＨＳ		
８　ＩＰ電話	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	

様式第２（第４条第３項、第４条の２第２項、第10条第４項、第11条第５項第９号、第40条の９第３項第９号、第40条の10第３項第２号、第40条の18第１項第４号、第２項第６号及び第３項第10号関係）

［同左］

［注　同左］

様式第２の２（第４条第４項、第４条の２第３項、第７条第１項、第９条第１項及び第３項、第11条第５項関係）

［同左］

［注　同左］

様式第３（第４条第４項第１号、第４条の２第３項第１号、第５条第１項及び第２項、第８条第１項及び第２項、第９条第１項第１号、第９条第５項、第６項、第９項及び第10項、第10条第２項、第11条第５項第２号、第12条第４項及び第５項、第60条の２第１号関係）

［同左］

［注１～６　同左］

様式第４（第４条第４項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

電気通信役務の種類		提供する役務
１　加入電話		
２　総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
３　中継電話（国際電話であるものを除く。）		
４　国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
５　公衆電話		
６　携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの	
	第五世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外のもの	
７　ＰＨＳ		
８　ＩＰ電話	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの	
	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	

9　ワイヤレス固定電話		
10　衛星移動通信サービス		
11　ＦＭＣサービス		
12　インターネット接続サービス		
13　ＦＴＴＨアクセスサービス	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	
14　ＤＳＬアクセスサービス		
15　ＦＷＡアクセスサービス		
16　ＣＡＴＶアクセスサービス		
17　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス		
18　三・九―四世代移動通信アクセスサービス		
19　第五世代移動通信アクセスサービス		
20　ローカル５Ｇサービス		
21　フレームリレーサービス		
22　ＡＴＭ交換サービス		
23　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス		
24　ＢＷＡアクセスサービス	全国ＢＷＡアクセスサービス	
	地域ＢＷＡアクセスサービス	
	自営等ＢＷＡアクセスサービス	
25　ＩＰ―ＶＰＮサービス		
26　広域イーサネットサービス		
27　衛星アクセスサービス		
28　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
29　アンライセンスＬＰＷＡサービス		
30　上記１から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
31　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		

9　ワイヤレス固定電話		
10　衛星移動通信サービス		
11　ＦＭＣサービス		
12　インターネット接続サービス		
13　ＦＴＴＨアクセスサービス	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	
	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの	
14　ＤＳＬアクセスサービス		
15　ＦＷＡアクセスサービス		
16　ＣＡＴＶアクセスサービス		
17　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス		
18　三・九―四世代移動通信アクセスサービス		
19　第五世代移動通信アクセスサービス		
20　ローカル５Ｇサービス		
21　フレームリレーサービス		
22　ＡＴＭ交換サービス		
23　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス		
24　ＢＷＡアクセスサービス	全国ＢＷＡアクセスサービス	
	地域ＢＷＡアクセスサービス	
	自営等ＢＷＡアクセスサービス	
25　ＩＰ―ＶＰＮサービス		
26　広域イーサネットサービス		
27　衛星アクセスサービス		
28　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
29　アンライセンスＬＰＷＡサービス		
30　上記１から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
31　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		

32　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ローカル５Ｇサービスに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の３第１項第１号イに掲げるもの	
	第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの	
	第59条の３第１項第２号に掲げるもの	
34　上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１～６　略］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８　略］

［削る］

９　［略］

様式第４の２（第４条の２第３項第９号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

１　登録の更新を受ける事由	
２　１の項の事由が生じた日	
３　合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
４　合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	

32　仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	
	ＰＨＳに係るもの	
	ローカル５Ｇサービスに係るもの	
	ＢＷＡアクセスサービスに係るもの	
33　ドメイン名電気通信役務	第59条の３第１項第１号イに掲げるもの	
	第59条の３第１項第１号ロに掲げるもの	
	第59条の３第１項第２号に掲げるもの	
34　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
35　上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

［注１～６　同左］

７　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」又は「上記１から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第１項第３号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

［８　同左］

９　電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

10　［同左］

様式第４の２（第４条の２第３項第９号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

１　登録の更新を受ける事由	
２　１の項の事由が生じた日	
３　新たに指定をされた電気通信設備の種別	
４　合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
５　合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	

5　合併等の理由	
6　法第12条の２第１項第７号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
7　申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項	

注１　１の項については、法第12条の２第１項各号に掲げる事由の別を記載すること。

［削る］

２　３の項から５の項までについては、法第12条の２第１項第１号から第６号までに該当する場合に記載すること。

３　６の項及び７の項については、法第12条の２第１項第７号に該当する場合に記載すること。

４　注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第４の３（第４条の２第３項第14号関係）

［略］

様式第５（第５条第１項関係）

［略］

［注１　略］

２　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。

３　［略］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

［略］

［注１　略］

２　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。

３　［略］

様式第５の３（第５条第２項第２号関係）

［略］

［注１　略］

6　合併等の理由	
7　法第12条の２第１項第４号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
8　申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項	

注１　［同左］

２　３の項については、法第12条の２第１項第１号の事由に該当する場合に、法第33条第１項の規定によるもの又は法第34条第１項の規定によるものの別を記載すること。

３　４の項から６の項までについては、法第12条の２第１項第１号から第３号までに該当する場合に記載すること。

４　７の項及び８の項については、法第12条の２第１項第４号に該当する場合に記載すること。

５　［同左］

６　［同左］

様式第４の３（第４条の２第３項第12号関係）

［同左］

様式第５（第５条第１項関係）

［同左］

［注１　同左］

［新設］

２　［同左］

様式第５の２（第５条第２項第１号関係）

［同左］

［注１　同左］

［新設］

２　［同左］

様式第５の３（第５条第２項第２号関係）

［同左］

［注１　同左］

2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第５の４（第５条第２項第３号関係）	**様式第５の４**（第５条第２項第３号関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第５の５（第５条第２項第４号関係）	**様式第５の５**（第５条第２項第４号関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第６（第７条、第９条第３項及び第４項、第40条の17関係）	**様式第６**（第７条、第９条第３項及び第４項、第40条の17関係）
［略］	［同左］

変更事項	変更前 変更後	変更年月日
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		

変更事項	変更前 変更後	変更年月日
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		

外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の国内の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		
基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先		

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　「基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。

様式第８（第９条第１項、第60条の２関係）

［略］

［１・２　略］

３　業務区域及び基礎的電気通信役務に係る業務区域

［注１～４　略］

５　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。以下この様式において同じ。）を提供する場合にあつては、併せて下記⑷の事項を記載すること。

［⑴　略］

［⑵　略］

［⑶　略］

⑷　基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

注１　基礎的電気通信役務に係る業務区域については、一般的に想定している利用形態により基礎的電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。

２　地域単位区域については、市町村（特別区を含む。以下この注において同じ。）を単位とし、当該業務区域にその全部又は一部が含まれる市町村を記載すること。

３　複数の基礎的電気通信役務を提供する場合にあつては、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第４条第３項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごとに記載すること。

［４　略］

外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の国内の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第８（第９条第１項、第60条の２関係）

［同左］

［１・２　同左］

３　業務区域

［注１～４　同左］

［新設］

［⑴　同左］

［⑵　同左］

［⑶　同左］

［新設］

［４　同左］

5　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先	［新設］
注　「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。	
6　［略］	5　［同左］
［注　略］	［注　同左］
様式第９（第９条第５項関係）	**様式第９**（第９条第５項関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第９の２（第９条第６項第１号関係）	**様式第９の２**（第９条第６項第１号関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第９の３（第９条第６項第１号関係）	**様式第９の３**（第９条第６項第１号関係）
［略］	［同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］
3　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
4　［略］	3　［同左］
様式第９の４（第９条第６項第２号関係）	**様式第９の４**（第９条第６項第２号関係）
［略］	［同左］
［注１　略］	［注１　同左］
2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。	［新設］
3　［略］	2　［同左］
様式第９の５（第９条第６項第２号関係）	**様式第９の５**（第９条第６項第２号関係）
［略］	［同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］

3　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。

4　［略］

様式第９の６（第９条第６項第３号関係）

［略］

［注１　略］

2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。

3　［略］

様式第９の７（第９条第６項第４号関係）

［略］

［注１　略］

2　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとする場合であつて、法第26条の４第２項に規定する届出を行つていないときは、様式第15の２を添付すること。

3　［略］

様式第12（第12条第１項関係）

［略］

休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	
電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　略］

様式第12の２（第12条第２項関係）

［略］

休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	

［新設］

3　［同左］

様式第９の６（第９条第６項第３号関係）

［同左］

［注１　同左］

［新設］

2　［同左］

様式第９の７（第９条第６項第４号関係）

［同左］

［注１　同左］

［新設］

2　［同左］

様式第12（第12条第１項関係）

［同左］

休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　同左］

様式第12の２（第12条第２項関係）

［同左］

休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）	
休止（廃止）した事業	

電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　略］

様式第12の３（第12条第４項関係）

［略］

休止年月日及び予定期間（廃止年月日）			
休止（廃止）した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項		
	変　更　内　容	休止（廃止）前	休止（廃止）後
電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			

［注１・２　略］

３　「電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［４　略］

様式第12の４（第12条第５項第１号関係）

［略］

休止年月日及び予定期間（廃止年月日）			
休止（廃止）した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項		
	変　更　内　容	休止（廃止）前	休止（廃止）後

電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　同左］

様式第12の３（第12条第４項関係）

［同左］

休止年月日及び予定期間（廃止年月日）			
休止（廃止）した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項		
	変　更　内　容	休止（廃止）前	休止（廃止）後
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			

［注１・２　同左］

３　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［４　同左］

様式第12の４（第12条第５項第１号関係）

［同左］

休止年月日及び予定期間（廃止年月日）			
休止（廃止）した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項		
	変　更　内　容	休止（廃止）前	休止（廃止）後

電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

［注１・２　略］

３　「電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［４　略］

様式第15の２（第22条の２の10第７項関係）

基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）の周知の実施届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）を行いたいので、電気通信事業法第26条の４第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする地域単位区域	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

［注１・２　同左］

３　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［４　同左］

様式第15の２（第22条の２第２項関係）

第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第25条第１項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第１号に規定する電気通信役務に代えて同条第３号又は第４号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第22条の２第２項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別葉とすること。

２　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

３　参考となる資料があれば添付すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする年月日	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする理由	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
業務区域の減少等により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
周知の実施方法	

注１　「業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務」については、「（何）サービスに係る業務」等と記載すること。

２　「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先」については、利用者が連絡可能な連絡先を営業所又は事務所ごとに記載すること。

３　「業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務」については、当該代替となる基礎的電気通信役務（電気通信設備を変更することによりその代替となる場合にあつては、当該電気通信設備及び基礎的電気通信役務。以下この注において同じ。）の名称及びその内容のほか、業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報（当該代替となる基礎的電気通信役務に関する事業者間協議を行つた場合にあつては、その情報を含む。）を具体的に記載すること。

４　「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報（その提供方法を含む。）について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。

５　「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行つている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第15の３（第22条の２の11の２第２項関係）

［略］

電気通信事業法第26条の５第２項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

［注１～６　略］

様式第16（第22条の11関係）

禁止行為等規定遵守措置等報告書

［略］

電気通信事業法第31条第10項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

［注略］

様式第18の５（第25条の５関係）

［略］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から34までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　略］

様式第15の３（第22条の２の11第２項関係）

［同左］

電気通信事業法第26条の４第２項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	

［注１～６　同左］

様式第16（第22条の８関係）

禁止行為等規定遵守措置等報告書

［同左］

電気通信事業法第31条第８項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

［注同左］

様式第18の５（第25条の５関係）

［同左］

注１　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第４の表の１から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

［２～５　同左］

様式第18の８（第25条の７の４関係）

［略］

廃止した年月日	
電気通信事業法第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　略］

様式第38（第40条の３、第40条の６第１号関係）

［略］

［１　略］

注　法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第４条第３項に規定するものを記載すること。

［２・３　略］

様式第38の21（第54条の３第１項関係）

鉄塔等提供事業認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業法第143条の２第１項の規定により、鉄塔等提供事業の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

様式第18の８（第25条の７の４関係）

［同左］

廃止した年月日	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注１　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［２　同左］

様式第38（第40条の３、第40条の６第１号関係）

［同左］

［１　同左］

注　法第108条第２項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第40条の７に規定するものを記載すること。

［２・３　同左］

［新設］

２　外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

３　鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注１　鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。

２　鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第１項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

３　鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第54条の２第２号及び第３号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

４　相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

４　鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名

５　事業開始予定年月日

注１　鉄塔等提供事業の業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該鉄塔等提供事業の業務区域ごとに記載すること。

２　既に開始している鉄塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の22（第54条の３第３項関係）　［新設］

認定鉄塔等提供事業計画書

１　認定鉄塔等提供事業（（相続）（合併）（分割）（譲渡し）後の認定鉄塔等提供事業）開始予定年月日

注１　新たに鉄塔等提供事業を開始しようとするときは、「法第143条の２第１項の認定の申請に係る事業開始予定年月日に同じ」と記載すること。

２　既に開始している鉄塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。

３　承継の認可を受けようとするときは、当該承継後の事業開始予定年月日を記載すること。

２　認定鉄塔等提供事業の開始（運営）のため必要となる設備資金及び運転資金の金額並びにその調達方法及び返済計画

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の23（第54条の３第４項第１号、第54条の11第２項、第54条の12第１項第４号、第２項第５号及び第３項第11号関係）　［新設］

誓約書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定（認可）申請者（報告を行う認定鉄塔等提供事業者）が電気通信事業法第143条の３第１号から第３号までに該当しないことを誓約します。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の24（第54条の３第４項第２号、第54条の８第２項第１号、第54条の12第２項第３号及び第３項第４号関係）　［新設］

事業収支見積書

項目		年月日～年月日	備考
収入	鉄塔等提供事業収入	千円	
	（何）事業収入		
	その他の収入		
	計		
支出	鉄塔等提供事業支出 人件費 経費 借料・損料 修繕費 その他 減価償却費 租税公課 その他		
	（何）事業支出		
	その他の支出		
	法人税、住民税及び事業税		
	計		
差引利益			

注１　鉄塔等提供事業以外の事業について、（何）事業収入及び（何）事業支出として記載すること。

２　備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の25（第54条の５関係）　［新設］

認定鉄塔等提供事業開始の指定期間延長申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の５第３項（第143条の６第７項において準用する同法第143条の５第３項）の規定により、認定鉄塔等提供事業開始の指定期間を延長したいので、申請します。

延長に係る鉄塔等提供事業の業務区域	
指定期間	
延長する期間	
延長する理由	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第38の26（第54条の６関係）

認定鉄塔等提供事業開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり認定鉄塔等提供事業を開始したので、電気通信事業法第143条の５第４項（第143条の６第７項において準用する同法第143条の５第４項）の規定により、届け出ます。

事業開始年月日	
鉄塔等提供事業の業務区域	

注１　鉄塔等提供事業の業務区域は、法第143条の５第２項（第143条の６第７項において準用する法第143条の５第２項）の規定により、これを区分して期間の指定があつた場合に限り記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の27（第54条の８第１項及び第３項関係）　［新設］

認定鉄塔等提供事業変更認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の６第１項の規定により、同法第143条の２第３項第３号から第５号までに掲げる事項の変更又は認定鉄塔等提供業務規程の変更（同条第５項各号に掲げる事項の変更に限る。）の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注１　変更事項は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類、鉄塔等提供役務の提供の相手方又は認定鉄塔等提供業務規程の別を記載すること。

２　認定鉄塔等提供業務規程の変更については、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の28（第54条の９関係）　［新設］

認定鉄塔等提供事業変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更したので電気通信事業法第143条の６第５項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注１　変更事項は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類又は鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは代表者の氏名の別を記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の29（第54条の10第１項及び第２項関係）

認定鉄塔等提供事業氏名等変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第143条の６第８項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前 変更後	変更年月日
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		

［新設］

外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の国内の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の30（第54条の11第２項関係）　［新設］

役員変更報告書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

役員に変更があつたので、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第54条の11第２項の規定により、報告します。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の31（第54条の12第１項関係）　［新設］

認定鉄塔等提供事業相続承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所

（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
相続人が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業法第143条の７第２項の規定により、相続による認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

１　電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

２　外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

３　相続後の鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注１　鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。

２　鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第１項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

３　鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第54条の２第２号及び第３号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

４　相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4　相続後の鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名

5　相続に係る情報

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の認定年月日及び認定番号	
相続の開始の期日	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の32（第54条の12第２項関係）　［新設］

認定鉄塔等提供事業　合併／分割　承継認可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
本店又は事務所の所在地
（ふりがな）
合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員の代表者）の氏名
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業法第143条の７第３項の規定により、合併／分割　による認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

1　電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2　外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	

電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3　合併又は分割後の鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注１　鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。

２　鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第１項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

３　鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第54条の２第２号及び第３号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

４　相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4　合併又は分割後の鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名

5　合併又は分割に係る情報

当事者	（ふりがな） 名称	
	（ふりがな） 本店又は主たる事務所の所在地	
	認定年月日及び認定番号	
	法人番号	
	（ふりがな） 名称	
	（ふりがな） 本店又は主たる事務所の所在地	
	認定年月日及び認定番号	
	法人番号	

合併又は分割の年月日	
合併又は分割の理由	

注１　認定年月日及び認定番号は、当事者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。

２　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、法人番号を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第38の33（第54条の12第３項関係）

認定鉄塔等提供事業譲渡譲受承継認可申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
譲渡人住所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
郵便番号
（ふりがな）
譲受人住所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
譲受人が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業法第143条の７第４項の規定により、次のとおり認定鉄塔等提供事業の全部の譲渡し及び譲受けによる認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

１　電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2　外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3　譲渡し及び譲受け後の鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注１　鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。

2　鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第１項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

3　鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第54条の２第２号及び第３号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

4　相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4　譲渡し及び譲受け後の鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名

5　譲渡し及び譲受けに係る情報

譲渡年月日	
譲渡する認定鉄塔等提供事業者の認定年月日及び認定番号	
譲渡しの理由	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第38の34（第54条の13第１項、第54条の14第１項関係）

認定鉄塔等提供事業全部休止（廃止）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の全部を休止（廃止）したいので、電気通信事業法第143条の８第１項（電気通信事業法第143条の９）の規定により、届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）する事業	
休止の理由	

注１　「休止（廃止）する事業」については、「（何）サービスを提供する事業」等と記載すること。
２　「休止の理由」については、事業の全部を廃止するときは記載を要しない。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第38の35（第54条の13第２項、第54条の14第２項関係）

認定鉄塔等提供事業一部休止（廃止）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の一部を休止（廃止）したいので、電気通信事業法第143条の８第１項（電気通信事業法第143条の９）の規定により、届け出ます。

<table>
<tr><td>休止予定年月日及び予定期間（廃止予定年月日）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>休止（廃止）する事業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">休止に係る事項又は廃止によつて変更する事項及びその内容</td><td>休止に係る事項又は廃止によつて変更する事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td>休止（廃止）前</td><td>休止（廃止）後</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>休止の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注１　「休止（廃止）する事業」については、「（何）サービスを提供する事業」等と記載すること。
２　「休止に係る事項又は廃止によつて変更する事項」は、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類又は鉄塔等提供役務の提供の相手方の別を記載すること。
３　「休止の理由」については、事業の一部を廃止する場合は記載を要しない。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第38の36（第54条の15関係）

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議に関する命令申立書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が　不調／不能　のため、電気通信事業法第143条の13第５項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更をしようとする認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第38の37（第54条の16関係）

認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約裁定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所

［新設］

（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が不調のため、電気通信事業法（注１）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
裁定を求める理由	
予定する契約の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
契約の締結の協議に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注１　次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。
⑴　法第143条の13第６項において準用する同法第35条第３項
⑵　法第143条の13第６項において準用する同法第35条第４項
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第38の38（第54条の17第２項関係）

重大な事故報告書（詳報）

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

発生年月日及び時刻並びに発生を知つた年月日及び時刻		復旧年月日	
発生場所			
事故の全体概要			
事故の原因となつた鉄塔等の種類			
事故が影響を与えた認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称			
措置模様（事故対応状況）			
発生原因			
再発防止策			
その他参考となる事項			

注１　「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた鉄塔等の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。
２　「事故の原因となつた鉄塔等の種類」の欄は、鉄塔、鉄柱等（第54条の２第２号及び第３号に掲げる工作物）、管路、とう道又はそれらの附属設備（同条第４号、第５号及び第６号に掲げる工作物）等の種類を記載すること。
３　「措置模様（事故対応状況）」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過及び後日対応等に応じた措置模様を、日時及び対応者とともに記載すること。
４　「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因を記載すること。また、当該事故の発生した鉄塔等の管理工程（設計、工事、維持・運用等）についても記載すること。
５　「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策及び同様の事故の発生を防ぐための再発防止策並びにそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第39の２（第54条の18関係）　［新設］

土地等　使　用／継続使用　認可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の15において準用する同法第128条第１項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　土地等の種類及び所在地
２　土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
３　使用開始の時期
４　鉄塔等の位置、種類及び数
５　土地等の 使用／継続使用 の認可を申請する理由
６　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第40の２（第54条の19関係）

土地等 使用／継続使用 の協議成立届出書

年　月　日

総務大臣　殿

認定鉄塔等提供事業者
郵便番号
（ふりがな）
住　所

（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）
土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）
郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

年　月　日認可があつた土地等の 使　用 / 継続使用 について、下記のとおり、協議が成立したので、電気通信事業法第143条の15において準用する同法第128条第６項の規定により、届け出ます。

記

1　土地等の種類及び所在地
2　使用開始の時期及び使用期間
3　鉄塔等の位置、種類及び数
4　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第41の２（第54条の20関係）

［新設］

土地等 使　用 / 継続使用 裁定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所

（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年　月　日認可があつた土地等の使用について、協議 不調／不能 のため、電気通信事業法第143条の15において準用する同法第129条第１項に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

1　土地等の種類及び所在地
2　土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3　使用開始の時期及び使用期間
4　鉄塔等の位置、種類及び数
5　協議の不調又は不能の理由
6　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第42の２（第54条の21関係）

土地等一時使用／土地立入り　許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の15において準用する同法 第133条第２項 / 第134条第２項 の規定により、 土地等一時使用 / 土地立入り 許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　土地等の種類及び所在地
2　土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3　使用 / 立入り 開始の時期及び 使用 / 立入り 期間
4　使用 / 立入り を必要とする理由
5　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第43の２（第54条の22関係）　［新設］

植物伐採等許可申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第143条の15において準用する同法第136条第１項の規定により、植物の伐採等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　植物の所在する場所
2　植物の所有者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3　伐採又は移植すべき植物の種類及び数量
4　伐採又は移植の方法
5　伐採又は移植の時期
6　伐採又は移植を必要とする理由
7　その他参考となる事項

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第44の２（第54条の23関係）　［新設］

損失補償裁定申請書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

損失の補償について協議 不調／不能 のため、電気通信事業法第143条の15において準用する同法第137条第２項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

1　損失発生の日時、場所及び原因
2　相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3　損失の事実
4　損失補償の見積り及びその内訳
5　協議の不調又は不能の理由
6　その他参考となる事項

注１　申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの１人を代表者とし、その旨を記載すること。
2　認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。
3　「損失補償の見積り及びその内訳」については、積算の根拠を明らかにすること。
4　「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。
5　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第45の２（第54条の24関係）　［新設］

鉄塔等移転等裁定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

鉄塔等の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が［不調／不能］のため、電気通信事業法第143条の15において準用する第138条第３項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

1　土地の種類及び所在地
2　相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3　鉄塔等の位置、種類及び数
4　支障の除去を必要とする理由
5　支障の除去に必要な措置の概要及び時期
6　支障の除去に要する費用及びその内訳
7　費用の分担区分に関する意見及びその理由
8　協議の不調又は不能の理由
9　その他参考となる事項

注１　申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの１人を代表者とし、その旨を記載すること。
2　認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。
3　「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。
4　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄のように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会社に係る目的達成業務の届出） **第一条**　日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項の規定により会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　略］	（目的達成業務の届出） **第一条**　日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）、東日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項及び第四項第一号の規定により会社及び地域会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　同上］

（地域電気通信業務等から除かれる電気通信役務の用に供する電気通信設備）

第一条の二　法第二条第三項第一号イの総務省令で定める伝送路設備は、次に掲げる電気通信役務以外の電気通信役務の用に供するものとする。

一　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十三号の二に規定するローカル５Ｇサービス

二　電気通信事業報告規則第一条第二項第十五号に規定する公衆無線ＬＡＮアクセスサービス

三　その他総務大臣が別に告示する電気通信役務

２　法第二条第三項第一号ロの総務省令で定める電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備とする。

（地域会社に係る目的達成業務等の届出）

第二条　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、法第二条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をしようとするときは、同号に掲げる業務の開始の日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一　業務の内容

二　業務の開始の日

三　業務を営む理由

２　地域会社は、法第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出をしようとするときは、同号に掲げる業務の開始の日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一　業務の内容及び区域

二　業務の開始の日

三　業務を営む理由

（活用業務から除く業務）

第二条の四　法第二条第七項の総務省令で定める業務は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務とする。

（実施基準の届出）

第二条の五　地域会社は、法第二条第八項の規定による届出をしようとするときは、活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに、様式第一の届出書に、実施基準（同条第八項に規定する実施基準をいう。以下同じ。）（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）を添えて提出しなければならない。

［新設］

（地域会社が法第二条第三項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務の届出）

第二条　地域会社は、法第二条第四項第二号の規定により地域電気通信業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一　業務の内容及び区域

二　業務の開始の日

三　業務の収支の見込み

四　所要資金の額及びその調達方法

五　業務を営む理由

（活用業務の届出）

第二条の四　地域会社は、法第二条第六項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一　業務の内容

二　業務の開始の日

三　業務の収支の見込み

四　所要資金の額及びその調達方法

五　業務を営む理由

六　活用する設備若しくは技術又は職員の概要

七　電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

（届出書に記載された事項の公表）

第二条の五　総務大臣は、第一条、第二条及び前条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（実施基準の記載事項）

第二条の六　実施基準には、法第二条第九項に規定する必要な内容として次に掲げる事項を記載するものとする。

一　業務の概要

二　業務の実施方法

三　業務の収支計画の方針

四　所要資金の調達方針

五　活用する設備若しくは技術又は職員の概要

六　電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する次に掲げる事項

イ　活用業務を営むに当たつて地域会社が構築するネットワークの利用における同等性を確保するために講ずる措置

ロ　活用業務に用いるネットワーク（他の電気通信事業者が同様の業務を営む場合に必要となるものに限る。）に関する情報の提供を適正に行うために講ずる措置

ハ　他の電気通信事業者が活用業務と同様の業務を営むに当たつて必要不可欠な情報（地域会社が保有するものに限る。）がある場合には、当該情報の提供を適正に行うために講ずる措置

ニ　活用業務に係る営業活動において、地域電気通信業務に際して知り得た情報（他の電気通信事業者に関する情報その他の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な取扱いが求められるものに限る。）の目的外利用その他の不公正な行為を防止するための体制を整備する措置

ホ　活用業務に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して整理する措置

ヘ　その他活用業務（電気通信業務に関連しない業務を除く。）を営むに当たつて他の電気通信事業者に対する公平性を確保するために講ずる措置

（活用業務の実施状況等に関する報告）

第二条の七　地域会社は、法第二条第十一項の規定により報告をしようとするときは、毎事業年度経過後六月以内に、様式第二の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一　当該事業年度に開始した活用業務の概要

二　活用業務を営むに当たつて構築するネットワークの利用における同等性を確保するために講じた措置

三　活用業務に用いるネットワーク（他の電気通信事業者が同様の業務を営む場合に必要となるものに限る。）に関する情報の提供を適正に行うために講じた措置

四　他の電気通信事業者が活用業務と同様の業務を営むに当たつて必要不可欠な情報（地域会社が保有するものに限る。）がある場合には、当該情報の提供を適正に行うために講じた措置

五　活用業務に係る営業活動において、地域電気通信業務に際して知り得た情報の目的外利用その他の不公正な行為を防止するための体制を整備するために講じた措置

六　活用業務に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して整理した措置及び活用業務に関する収支の状況

七　活用業務（電気通信業務に関連しない業務を除く。）を営むに当たつて他の電気通信事業者に対する公平性を確保するために講じた措置

八　サービスごとの契約の状況

［新設］

［新設］

（実施基準等に記載した事項の公表）

第二条の八　地域会社は、実施基準又は前条の報告書を総務大臣に提出したときは、速やかに、当該実施基準又は当該報告書（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項に係る部分を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（外国人等議決権割合の公告等）

第六条　［略］

2　法第六条第四項の規定による公告は、会社の定款で定める公告の方法により行うものとし、同項の規定による報告は、様式第三の報告書により行うものとする。

3　法第六条第五項の総務省令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一　変更前の外国人等議決権割合が百分の三十未満である場合にあつては、変更後の外国人等議決権割合が百分の三十以上となる変更

二　変更前の外国人等議決権割合が百分の三十以上である場合（変更前の外国人等議決権割合に関して、法第六条第一項又は第二項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録をしていない場合を除く。）にあつては、変更後の外国人等議決権割合の増加が千分の一以上である変更又は変更後の外国人等議決権割合が三分の一以上となる変更

三　変更前の外国人等議決権割合が百分の三十以上である場合（前号に規定する場合を除く。）にあつては、外国人等議決権割合の変更

4　法第六条第五項の規定による報告は、様式第四の報告書により、前項に規定する変更があつた後速やかに総務大臣に提出して行わなければならない。

5　法第六条第六項の規定による報告は、様式第五の報告書により、会社の毎事業年度終了後三月以内に総務大臣に提出して行わなければならない。

6　法第六条第六項の総務省令で定める期間は、会社の事業年度とする。

（取締役及び監査役の就任等の届出）

第七条　法第十条第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第六による届出書により行わなければならない。

2・3　［略］

4　法第十条第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項（第一号に掲げる事項にあつては、住所の変更を除く。）及び第二項第一号に掲げる事項（当該変更に係る部分に限る。）を記載した様式第七による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類（当該事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第九条　会社及び地域会社は、法第十一条第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第二号を除く。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　合併の場合　吸収合併後存続する法人（次号ロ及び次項第五号イにおいて「吸収合併存続会社」という。）又は新設合併により設立する法人（同号イにおいて「新設合併設立会社」という。）の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

［新設］

（公告）

第六条　［同上］

2　法第六条第四項の総務省令で定める方法は、会社の定款で定める公告の方法とする。

［新設］

［新設］

［新設］

（取締役及び監査役の就任等の届出）

第七条　法第十条第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第一による届出書により行わなければならない。

2・3　［同上］

4　法第十条第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（当該変更に係る部分に限る。）を記載した様式第二による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類（当該事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第九条　会社及び地域会社は、法第十一条第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　［同上］

イ　合併の場合　吸収合併後存続する会社（以下「吸収合併存続会社」という。）又は新設合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

ロ　分割の場合　吸収分割をする法人がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該法人から承継する法人（次号ロ及び次項第五号ロにおいて「吸収分割承継会社」という。）又は新設分割により設立する法人（同号ロにおいて「新設分割設立会社」という。）の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ　［略］

二　次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める反対株主の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数

イ　会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割をする会社となる場合　会社法第七百八十五条第二項に規定する反対株主

ロ　［略］

ハ　会社が、新設合併により消滅する会社又は新設分割をする会社となる場合　会社法第八百六条第二項に規定する反対株主

［三・四　略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）を添えなければならない。

［一～四　略］

五　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める書類

［イ・ロ　略］

3　法第十一条第一項第二号の総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が三億円を超えること。

二　最終事業年度の売上高が三十億円を超えること。

4　法第十一条第一項第三号の総務省令で定める基準は、最終事業年度の売上高が三十億円を超えるものとする。

5　法第十一条第一項第四号の総務省令で定める合併又は分割は、電気通信事業を営まない法人若しくは電気通信事業以外の事業に係る権利義務の全部若しくは一部を承継し、又は承継させるもの（会社に係るものを除く。）であつて、次の各号に掲げる基準（分割にあつては、第一号を除く。）のいずれにも達しないものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円を超えること。

二　最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額（分割にあつては、当該分割に際して承継し、又は承継させる負債の額）が二百億円を超えること。

三　合併又は分割に係る事業の最終事業年度の売上高が五十億円を超えること。

四　合併又は分割に係る事業に従事する従業員の数が三百人を超えること。

（重要な設備等の譲渡等の認可）

第十二条　法第十三条の総務省令で定める処分は、次に掲げるものとする。

一　廃棄（現に電気通信事業の用に供されておらず、かつ、当該用に供される見込みがない場合、移転若しくは交換その他の代替となるものが確保される場合又は災害復旧の場合におけるものを除く。）

二　当事者の合意がない限り破棄又は終了することのできない契約による使用権の設定

ロ　分割の場合　会社又は地域会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を会社又は地域会社から承継する会社（以下「吸収分割承継会社」という。）又は新設分割により設立する会社（以下「新設分割設立会社」という。）の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ　［同上］

二　［同上］

イ　会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割する会社となる場合　会社法第七百八十五条第二項に規定する反対株主

ロ　［同上］

ハ　会社が、新設合併により消滅する会社又は会社法第七百六十三条第一項第一号に規定する新規分割設立株式会社が新設分割により新規分割する会社となる場合　同法第八百六条第二項に規定する反対株主

［三・四　同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えなければならない。

［一～四　同上］

五　次のイ及びロに掲げる場合に応じ、当該イ及びロに定める書類

［イ・ロ　同上］

［新設］

［新設］

（重要な設備の譲渡等の認可）

第十二条　地域会社は、法第十四条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備の譲渡の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に譲渡することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　譲渡しようとする設備の内容

二　譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所

2　法第十三条第二号の総務省令で定める建物その他の工作物及び土地は、次に掲げるものとする。ただし、現に電気通信事業の用に供されておらず、かつ、当該用に供される見込みがない場合、移転若しくは交換その他の代替となるものが確保される場合又は災害復旧の場合において譲り渡されるものを除く。

一　局舎
二　電柱
三　鉄塔
四　管路
五　とう道
六　局舎の用に供する土地

3　地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物の譲渡の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を譲渡することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　譲渡しようとする物の内容
二　譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所
三　所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類
四　対価の額
五　対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件
六　譲渡の理由

4　地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物を担保に供することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を担保に供することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　担保に供しようとする物の内容
二　権利を取得する者の氏名又は名称及び住所
三　物を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所
四　権利の種類
五　担保される債権の額
六　担保に供する理由

5　地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第一項第一号に掲げる処分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる処分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　第一項第一号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容
二　第一項第一号に掲げる処分に要する費用
三　第一項第一号に掲げる処分をする理由

6　地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第一項第二号に掲げる処分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる処分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　第一項第二号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容
三　所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類
四　対価の額
五　対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件
六　譲渡の理由

2　地域会社は、法第十四条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を担保に供することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に担保に供することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　担保に供しようとする設備の内容
二　権利を取得する者の氏名又は名称及び住所
三　設備を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所
四　権利の種類
五　担保される債権の額
六　担保に供する理由

二　第一項第二号に掲げる処分の相手方の氏名又は名称及び住所
三　対価の額
四　対価の受領の時期及び方法その他第一項第二号に掲げる処分の条件
五　第一項第二号に掲げる処分をする理由

様式第１（第２条の５関係）　［新設］

実施基準（変更）届出書

年　月　日

総務大臣殿

郵便番号
住所
名称
代表者氏名
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

法第２条第８項の規定により、別紙のとおり実施基準を定めた（変更した）ので届け出ます。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第２（第２条の７関係）　［新設］

活用業務実施状況等報告書

年　月　日

総務大臣殿

郵便番号
住所
名称
代表者氏名
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

法第２条第11項の規定により、別紙のとおり活用業務の実施状況等を報告します。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第３（第６条第２項関係）

外国人等議決権割合報告書

年　月　日

総務大臣殿

郵便番号
住所
名称
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

外国人等議決権割合について、法第６条第４項の規定により、別添のとおり報告します。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

様式第４（第６条第４項関係）

外国人等議決権割合変更報告書

年　月　日

総務大臣殿

郵便番号
住所
名称
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

外国人等議決権割合に変更があつたので、法第６条第５項の規定により、報告します。

変更年月日	
変更の理由	
変更前の外国人等議決権割合	
変更後の外国人等議決権割合	

注１　外国人等議決権割合は、小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入前の数値が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の割合が３分の１未満であることが確認できな

［新設］

いときは、四捨五入せず、割合が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第６条第５項関係）

外国人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況報告書

年　月　日

総務大臣殿

郵便番号
住所
名称
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

法第６条第６項の規定により、　年　月　日から　年　月　日までの間の外国人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況について、次のとおり報告します。

関係職員の知識の取得及び向上を図るために必要な研修その他の措置の実施状況	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第６（第７条第１項関係）

［略］

様式第７（第７条第４項関係）

［略］

［新設］

様式第１（第７条第１項関係）

［同左］

様式第２（第７条第４項関係）

［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

（電波法施行規則の一部改正）

第三条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （附属設備） ［１～４　略］ ５　法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。	**附　則** （附属設備） ［１～４　同上］ ５　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。

改正後	改正前
６　法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 ［７　略］	６　法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 ［７　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第四条　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係） 財　務　諸　表　様　式 ［様式第１～様式第14　略］	**別表第二**（第５条、第６条、第15条及び第18条関係） 財　務　諸　表　様　式 ［様式第１～様式第14　同左］
様式第15 指定電気通信役務損益明細表 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿ 年　月　日から 年　月　日まで （単位　円）	**様式第15** 指定電気通信役務損益明細表 事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿ 年　月　日から 年　月　日まで （単位　円）

役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	摘　要
指定電気通信役務	音声伝送役務	基本料				
		市内・市外通信				
		公衆電話				
		その他				
		小計				
	ＦＴＴＨアクセスサービス					
	専用役務					
	その他					
	小計					
指定電気通信役務以外の電気通信役務						
合計						

役務の種類				営業収益	営業費用	営業利益	摘　要
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料				
			市内・市外通信				
			公衆電話				
			その他				
			小計				
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	ＦＴＴＨアクセスサービス					
		専用役務					
		その他					
		小計					
	小計						
指定電気通信役務以外の電気通信役務							
合計							

改正後	改正前
［略］ ［様式第16～様式第18　略］	［同左］ ［様式第16～様式第18　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第五条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等） **第四条**　電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 （認定鉄塔等提供事業者の会計報告） **第七条**　認定鉄塔等提供事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十六の鉄塔等提供事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 **附　則** ［１　略］ ２　当分の間、電気通信事業者、届出媒介等業務受託者又は認定鉄塔等提供事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 ［３・４　略］ **様式第26**（第７条関係） 鉄塔等提供事業損益報告 年　月　日から 年　月　日まで 事業者名 （単位　円） 事業の種類 / 営業収益 / 営業費用 / 営業利益 / 摘要 鉄塔等提供事業 鉄塔等提供事業以外の事業 合計 注１　鉄塔等提供事業と鉄塔等提供事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦すること。 ２　鉄塔等提供事業と鉄塔等提供事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理すること。ただし、その基準によって配賦することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理すること。 ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等） **第四条**　電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 **第七条**　削除 **附　則** ［１　同上］ ２　当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 ［３・４　同上］ **様式第26**　削除

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成十年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 ［見出しを削る。］ **第二条**　削除 （経過措置） **第三条**　この省令の施行の際現に電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、新法第三十一条第三項の郵政省令で定めるものに適用される最初の基準料金指数については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十九条の五第二項中「十月一日から一年」とあるのは、「適用の日から九月三十日までの期間」とする。 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**附　則** （経過措置） **第二条**　電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定は適用せず、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則の規定はなお効力を有する。 **第三条**　この省令の施行の際現に電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、新法第三十一条第三項の郵政省令で定めるものに適用される最初の基準料金指数については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十九条の五第二項中「十月一日から一年」とあるのは、「適用の日から九月三十日までの期間」とする。

（電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正）

第七条　電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（あっせんの申請） **第四条**　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項、第百五十七条の二第一項又は第百五十七条の三第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。 ［２～４　略］ （仲裁の申請） **第五条**　事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項、第百五十七条の二第三項又は第百五十七条の三第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。 ［２～５　略］ （申請の方法） **第六条**　事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項、第百五十七条の二第一項若しくは第百五十七条の三第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第百四十二条第一項のあっせ	（あっせんの申請） **第四条**　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項又は第百五十七条の二第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を委員会に提出しなければならない。 ［２～４　同上］ （仲裁の申請） **第五条**　事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項又は第百五十七条の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を委員会に提出しなければならない。 ［２～５　同上］ （申請の方法） **第六条**　事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第一項若しくは第百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第百四十二条第一項のあっせん又は事業法第百五十五

ん又は事業法第百五十五条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項、第百五十七条の二第三項若しくは第百五十七条の三第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第１（第４条第１項関係）

あっせん申請書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が　不調／不能　のため電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項において準用する同法第154条第１項

条第一項（事業法第百五十六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七条第三項若しくは第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第１（第４条第１項関係）

あっせん申請書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が　不調／不能　のため電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項

卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第２項において準用する同法第154条第１項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第１項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の２第１項
認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の３第１項

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第４（第５条第１項関係）

仲　裁　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項(注２)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第２項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第１項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の２第１項

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第４（第５条第１項関係）

仲　裁　申　請　書

年　　月　　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号（申請者が電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）
連　絡　先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注１））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注１））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項(注２)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第１項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第１項において準用する同法第155条第１項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第２項において準用する同法第155条第１項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第３項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の２第３項
認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約	第157条の３第３項

２　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（携帯音声通信役務） **第二条**　法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はＰＨＳ端末と接続される電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いることにより通話することを可能とするために電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表に掲げる音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用して提供される電気通信役務であって、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。	（携帯音声通信役務） **第一条**　法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はＰＨＳ端末と接続される電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いることにより通話することを可能とするために電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表に掲げる音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用して提供される電気通信役務であって、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和四年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（発信者情報） **第二条**　法第二条第十号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　侵害情報の送信に係る移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条において同じ。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（移動端末設備からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。次号において同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。次号において同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。第五条において同じ。）により送信されるものをいう。以下この条において同じ。） ［七～十四　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（発信者情報） **第二条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　侵害情報の送信に係る移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条において同じ。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（移動端末設備からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。次号において同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。次号において同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。第五条において同じ。）により送信されるものをいう。以下この条において同じ。） ［七～十四　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年五月二十七日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第五条の規定により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第十三条第五項の規定による届出をしようとする者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「改正規則」という。）様式第六及び様式第七の届出書を提出しなければならない。

2　改正法附則第六条の規定により読み替えて適用する新法第十六条第三項及び第四項の規定による届出をしようとする者は、改正規則様式第六及び様式第七の届出書を提出しなければならない。

第三条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則第四十条の七に規定する種別ごとになされている第一種適格電気通信事業者の指定に係る申請は、改正規則第四条第三項に規定する種別ごとになされた申請とみなす。

第四条　この省令の施行の日から三十日を経過する日までに、地域会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。次項において同じ。）が改正法第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による届出をしようとする場合における第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と、「同条第八項に規定する」とあるのは「同項に規定する」とする。

2　この省令の施行の際現に地域会社が営んでいる改正法第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項の規定に基づく電気通信業務その他の業務についての第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年総務省令第七十号）の施行の日から三月以内に」と、「同条第八項に規定する」とあるのは「同項に規定する」とする。

その他告示

○農林水産省告示第七百二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日農林水産省告示第千九百三十八号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,880.9トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	8.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	12.5
神奈川県	47.7
新潟県	102.8
富山県	108.8
石川県	101.7
福井県	46.5

改正前

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和８管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和８年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和８年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　くろまぐろ（小型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,880.9トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	142.0
青森県	340.5
岩手県	90.5
宮城県	68.2
秋田県	40.2
山形県	8.3
福島県	22.9
茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	12.5
神奈川県	47.7
新潟県	102.8
富山県	108.8
石川県	101.7
福井県	46.5

静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.9
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.1
島根県	104.8
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	85.5
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	803.3
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	15.8
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.9
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.1
島根県	104.8
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	85.5
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	803.3
熊本県	25.2
大分県	14.1
宮崎県	15.8
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	884.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	14.2
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	49.1

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,731.1トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	57.2
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	79.5
神奈川県	28.6
新潟県	133.8
富山県	33.4
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,727.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8
岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	57.2
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	79.5
神奈川県	28.6
新潟県	133.8
富山県	33.4
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.2
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2

島根県	44.8
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	134.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	347.3
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	57.1
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,004.0
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,096.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

島根県	44.8
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	134.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1
高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	347.3
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	53.6
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,004.0
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,096.7
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	86.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.5
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,153.3

○農林水産省告示第七百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百二十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年五月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分 / 大臣管理漁獲可能量 まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業 / 132,300 （略） / （略） 第三～第十一　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分 / 大臣管理漁獲可能量 まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業 / 128,800 （略） / （略） 第三～第十一　（略）

官庁報告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

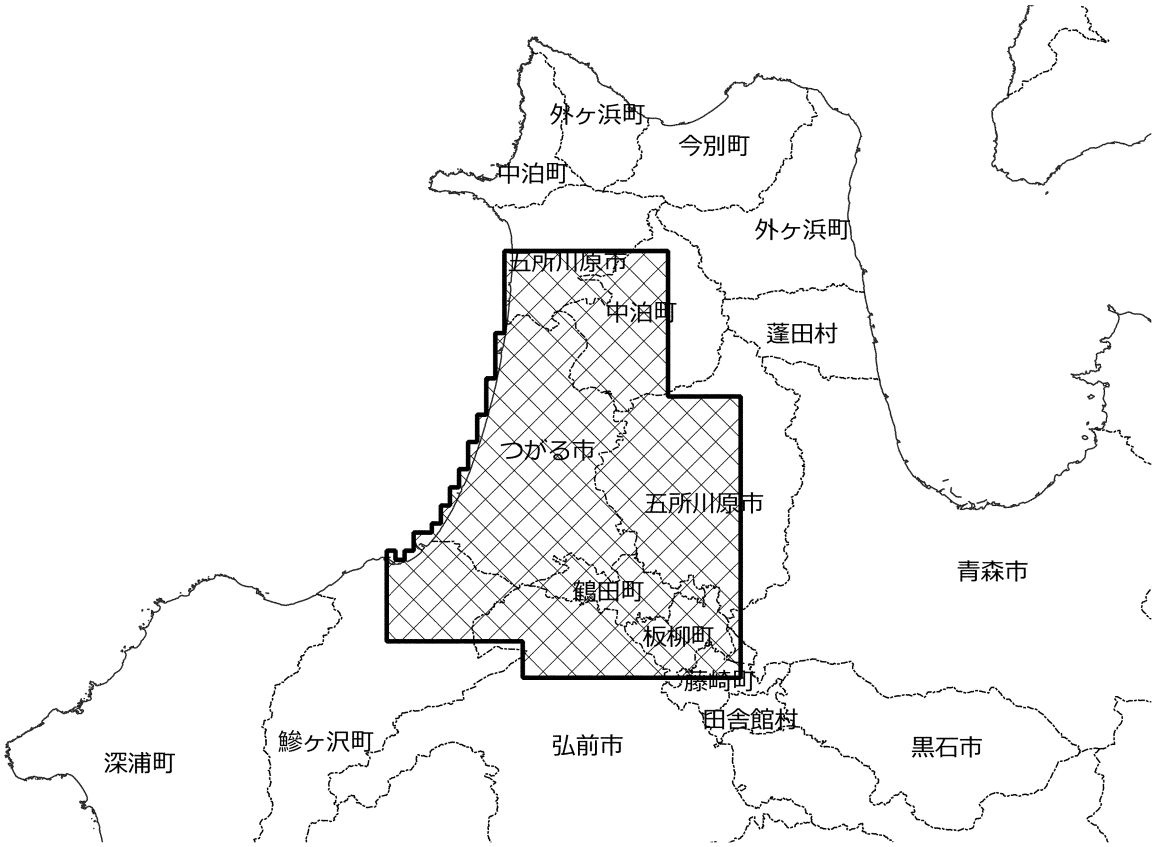
令和８年５月25日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区（地方）	撮影	摘要
数値空中写真	20cm・24cm	令和７年	ＣＴＯ―2025―１	つがる	デジタル	355枚
〃	20cm	〃	ＣＴＯ―2025―２	一関	〃	388枚
〃	18cm	〃	ＣＣＢ―2025―５	上越	〃	1,126枚
〃	〃	令和８年	ＣＣＧ―2025―３	神石高原	〃	272枚
〃	20cm	令和７・８年	ＣＳＩ―2025―３	阿南	〃	206枚

備考　空中写真の刊行日　令和８年５月26日

つがる地区



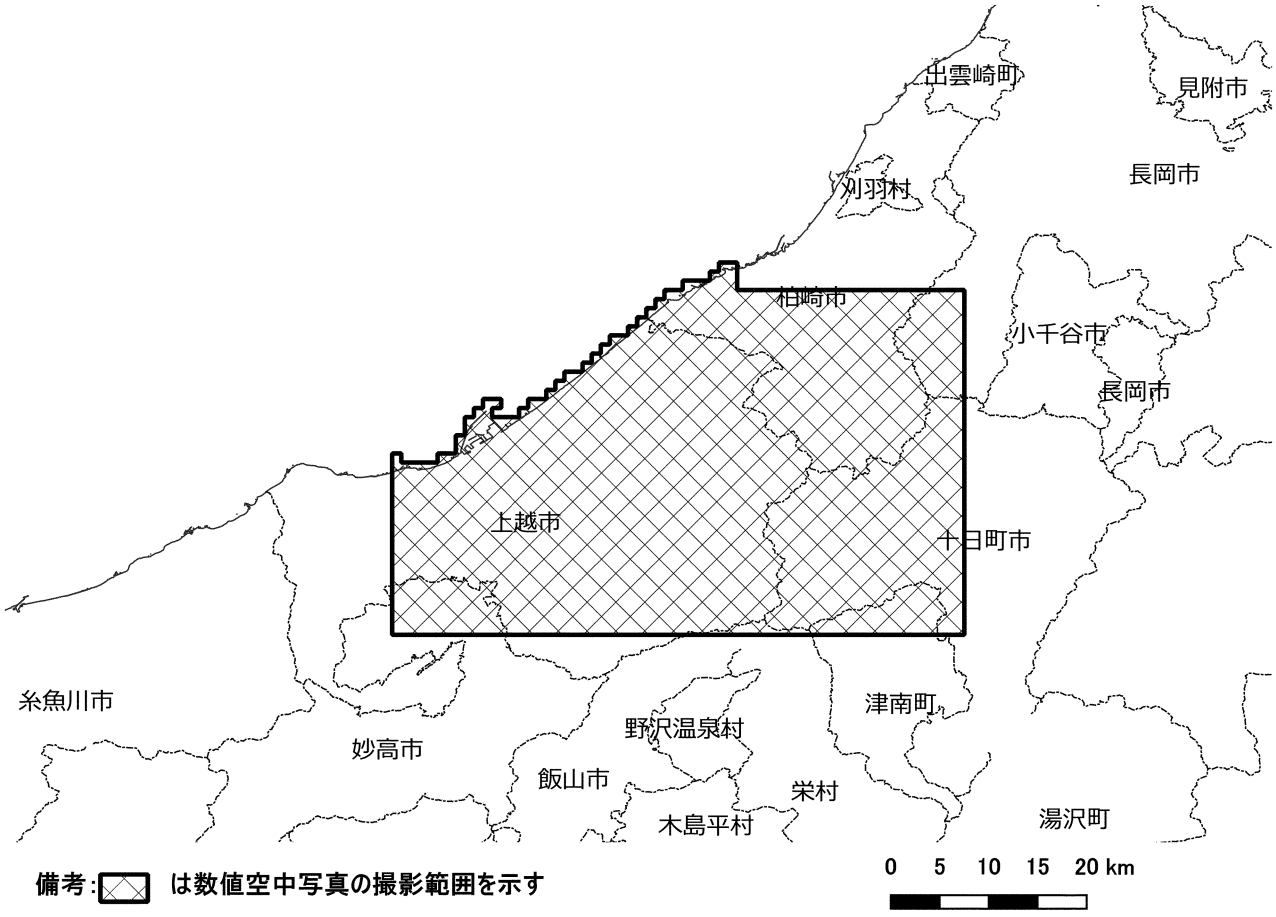
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

一関地区



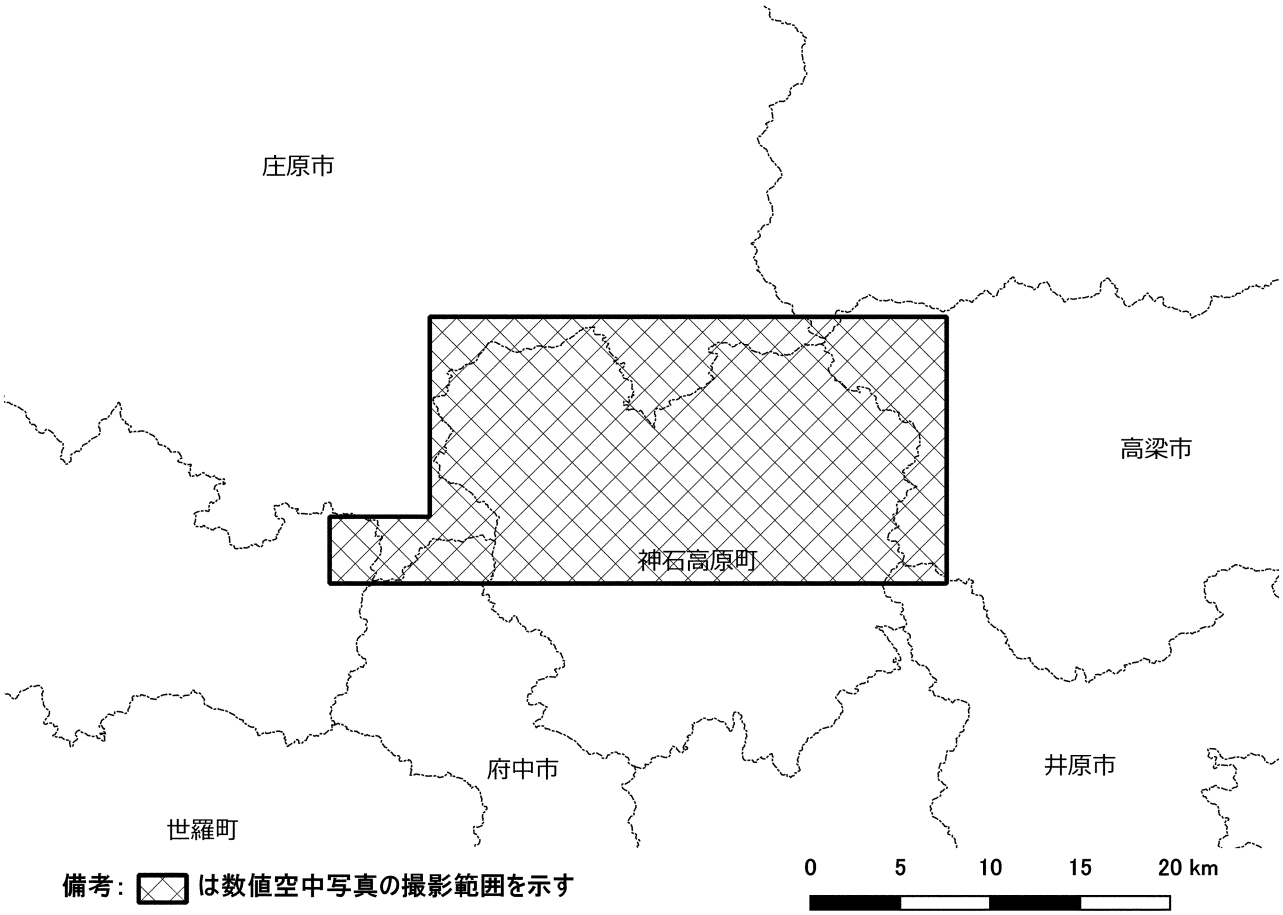
備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

上越地区



備考：⊠は数値空中写真の撮影範囲を示す

神石高原地区



備考：⊠は数値空中写真の撮影範囲を示す

公　　告

諸　　事　　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月13日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	アルトウーロ　フエンテ　グランレゼルバ　８－５－８　クラロ	152㎜　１本	ドミニカ共和国	2,500円
葉巻たばこ	アルトウーロ　フエンテ　クバニトス　マデューロ	115㎜　１本	ドミニカ共和国	700円
葉巻たばこ	アルトウーロ　フエンテ　レアピンク　ヴィンテージ　1960's　シリーズ　ハッピーエンディング	152㎜　１本	ドミニカ共和国	4,700円
葉巻たばこ	アルトウーロ　フエンテ　レアピンク　ヴィンテージ　1960's　シリーズ　ショートストーリー	102㎜　１本	ドミニカ共和国	3,000円
葉巻たばこ	アルトウーロ　フエンテ　レアピンク　ヴィンテージ　1960's　シリーズ　シグネチャー	152㎜　１本	ドミニカ共和国	4,000円
葉巻たばこ	アルトウーロ　フエンテ　レアピンク　ヴィンテージ　1960's　シリーズ　ワーク　オブ　アート	124㎜　１本	ドミニカ共和国	4,400円
パイプたばこ	DARKSIDE　BLOODY　ORANGE	30.0ｇ　箱	ロシア	1,500円

パイプたばこ	DARKSIDE BLOODY ORANGE	100.0ｇ　箱	ロシア	4,400円
紙巻たばこ	シガローネ・レジェンド	Ｆ117㎜　20本ボックス	アルメニア	1,500円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月18日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ラッキーズ・10・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	インドネシア	450円
紙巻たばこ	ラッキーズ・６・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	インドネシア	450円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月19日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称		製品の区分				
葉巻たばこ	クラブマスター・ミニ・スーペリア	・バニラ	67㎜　20本缶	ドイツ	920円	1,050円	8. 4. 1
		・ブラジル					
		・スマトラ					
		・チョコレート					
		・ブルー					
	クラブマスター・ミニ	・バニラ・フィルター	70㎜　20本箱		980円	1,150円	
		・ホワイト・フィルター					
	チャズ	・シガリロ	100㎜　20本箱		1,800円	2,000円	
		・シガロス・コルトス	75㎜　10本箱		1,200円	1,400円	
		・シガロス	105㎜　５本箱		750円	930円	
パイプたばこ	フランドリア	・ブラック	25.0ｇ　パウチ	ベルギー	720円	760円	
		・ナチュラル					
		・スパニッシュバージニア					
		・バージニア					
		・バニラ					
		・オリジナル					
		・ゴールド					
		・シルバー					

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月19日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称		製品の区分				
加熱式たばこ	H.O.T.	レッド	1.0ｇ　1本	アメリカ合衆国	520円	560円	8. 4. 1
		ブルー					
		メンソール					

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月19日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	ボリバー・ハマキ　RE 2025	155㎜　1本	キューバ	14,300円
	ホヨー・デ・モントレー・デスティノス TR	145㎜　1本		11,990円
	ケドルセ・エスペシャル　ドルセ	153㎜　1本		15,400円
	サンルイレイ・THE A RE 2025	143㎜　1本		9,900円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
かぎたばこ	ベロ	・アイシー・ベリーズ・インテンス	15個　缶	パキスタン	360円
		・アイシー・ベリーズ・エックス・インテンス			

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称		製品の区分				
紙巻たばこ	ラッキー・ストライク・ブラック・シリーズ	・チルベリー・１・100	ＦＳＫ　20本 ハードパック	大韓民国 アメリカ合衆国	470円	450円	8. 5. 1
		・チルベリー・5	ＦＫ　20本 ハードパック	大韓民国 インドネシア アメリカ合衆国			
		・チルベリー・8					
		・メンソール・5					
		・メンソール・8					

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月30日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称		製品の区分		
葉巻たばこ	エル　プルポ	ジ・イール　ランセロ	178㎜　１本	ニカラグア	3,300円
		ザ・スクウィッド　サロモン	165㎜　１本		4,000円
	ビバ・ラ・ヴィーダ	コネチカット　ロブスト	127㎜　１本		3,200円
		コネチカット　トロ	152㎜　１本		3,400円
	Diplomáticos Leal ER2021 CU		140㎜　１本	キューバ	16,000円
	ETB　レデンプション　サングロウン　トロ		152㎜　１本	アメリカ合衆国	2,900円
	Montecristo Carmen		180㎜　１本	キューバ	50,000円
	AJF　ニューワールド　オスクーロ　ペティコロナ		102㎜　１本	ニカラグア	1,200円
	La Union	My Father para Tatuaje	184㎜　１本		15,000円
		Tatuaje for My Father			
紙巻たばこ	ジョーカー	・20	F 120㎜　20本	スイス	630円
		・ジェイド			

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年３月30日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称		製品の区分				
パイプたばこ	チェ	・シャグ　㉕	25.0ｇ　パウチ	ルクセンブルク	680円	700円	
		メンソール　シャグ　㉕					
		・シャグ・シルバー					
		・シャグ・ブルー					
		・シャグ・ブラックメンソール					
		・シャグ・バージニア					
	チェ	・シャグ100ｇ缶	100.0ｇ　缶		2,650円	2,730円	
		・シャグ・ブラックメンソール100ｇ缶					

紙巻たばこ	チェ		F85㎜ ハードパック 20本		550円	570円	8. 6. 1
	チェ	・ブランコ	F85㎜ ハードパック 20本		550円	570円	
		・ブラック					
		・ブラックメンソール					
		・グリーンメンソール					
		・ワンメンソール					
		・レッド　リミテッドエディション					
	ブラックデビル	・オリジナル	F85㎜ ハードパック 20本	オランダ	560円	580円	
		・カカオ					
		・ミントバニラ					
		・モカバニラ					
		・アークティック・メンソール					
		ピンクバニラ					
		ゴールド　スペシャル					
		ミントバニラ　リミテッドエディション					
		・カカオ　リミテッドエディション					

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年４月８日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	メビウス・イーシリーズ・12	FK 20本 ハードパック	日本	500円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年４月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年５月25日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	センティア・コバルト・ブルー	F45 20スティック ハードパック 5.3ｇ	ルーマニア ギリシャ イタリア 大韓民国	570円

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年５月25日

国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、管制支援処理システム（ＩＣＡＰ）性能向上を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　管制支援処理システム（ＩＣＡＰ）性能向上

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日から令和９年５月31日まで

３．業務目的

本業務は、出発遅延の解消を目的として、ＤＢＣリソースの管理を最適化するため機能を変更する性能向上を行う。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　技術的要件

①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。

⑶　業務実施体制に関する要件

作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に揚げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。

①　プロジェクト全体管理者

本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、以下いずれかの要件に該当すること。また、全体管理責任者の責務として、プロジェクト会議の８割以上に出席すること。

・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者

・プロジェクトマネジメント協会（ＰＭＩ）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（ＰＭＰ）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

②　業務担当リーダー

システム設計・開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者

・データベーススペシャリスト試験の合格者

・ネットワークスペシャリスト試験の合格者

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

③　情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ責任者は、次のいずれかに該当すること。

・情報処理安全確保支援士試験の合格者または資格登録者

・特定非営利活動法人日本システム監査人協会（ＳＡＡＪ）が認定する公認情報システム監査人（ＣＳＡ）の資格保有者

・情報システムコントロール協会（ＩＳＡＣＡ）が認定する公認情報システム監査人（ＣＩＳＡ）の資格保有者

・情報システムコントロール協会（ＩＳＡＣＡ）が認定する公認情報セキュリティマネージャ（ＣＩＳＭ）の資格保有者

・International Information Systems Security Certification Consortiumが認定するセキュリティプロフェッショナル認証資格（ＣＩＳＳＰ）の資格保有者

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者。

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室契約係　ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和８年５月25日から令和８年６月４日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年６月５日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　契約予定日　令和８年６月16日

⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由による競争の欠如」

⑹　その他詳細は、公募説明書による。

７．Summary

⑴　Subject matter of contract : Improvement of the Integrated Control Advice Processing System, 1 set.

⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. June 5, 2026

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)

⑷　Expected date of the contract award : June 16, 2026

⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article ⅩⅢ 1. b. iii “Due to an absence of competition for technical reasons”

⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : MIYAZAWA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年５月25日　熊本県知事　木村　　敬

記

農事組合法人中南郡農組合
熊本県上天草市大矢野町中636番地
農事組合法人熊本環境ファーム
熊本県球磨郡あさぎり町上南2893番地
農事組合法人鏡ねぎ小町
熊本県八代市鏡町北新地310番地
農事組合法人大石農場
熊本県球磨郡水上村大字岩野1053番地３
農事組合法人下村婦人会市房漬加工組合
熊本県球磨郡湯前町3116番地の３
農事組合法人中川農園
熊本県八代市坂本町鶴喰3290番地
農事組合法人天草緑竹生産組合
熊本県天草市下浦町3457番地
農事組合法人水彩
熊本県八代市岡町谷川915番地
農事組合法人米田生産組合
熊本県葦北郡芦北町大字米田371番地２
農事組合法人多良木のびる
熊本県球磨郡多良木町大字多良木3702番地
農事組合法人みのり会
熊本県葦北郡芦北町大字大野714番地
農事組合法人新農業八代ゆめ農場
熊本県球磨郡球磨村一勝地上ノ原196―３
農事組合法人九州サガラ
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3206番地
農事組合法人熊南協商組合
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬181番地
農事組合法人くまもとアグリ
熊本県人吉市下林町2681番地２
農事組合法人天草大王生産販売組合
熊本県天草市本渡町本渡788番地
農事組合法人本町営農組合
熊本県天草市本町本761番地１
農事組合法人楊貴妃の里しんわ
熊本県天草市新和町小宮地388番地89
農事組合法人鶴喰なの花村
熊本県八代市坂本町鶴喰227番地
農事組合法人芹生の郷ての
熊本県天草市五和町手野一丁目3768番地３

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

札幌市中央区宮森三条二丁目四番一〇号
株式会社おがわ建築設計
代表清算人　佐藤　義彦

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

札幌市中央区南五条西八丁目八番二号
株式会社オキノ
代表清算人　田中　裕

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

岩手県久慈市長内町第二四地割八八番地
有限会社松川建設
清算人　松川　武司

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

岩手県八幡平市松尾寄木第三一地割四〇九番地三
特定非営利活動法人みみずく
清算人　髙橋　愛子

解散公告

当社は、令和八年四月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

岩手県盛岡市浅岸二丁目二二番四五号
合同会社青いペン
代表清算人　小苅米健太郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

宮城県気仙沼市岩月箒沢三六番地の四
小林鉄筋工業株式会社
代表清算人　小林　州一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

宮城県刈田郡蔵王町宮字町二五番地
株式会社喜多や
代表清算人　佐藤　貞志

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

仙台市宮城野区清水沼三丁目六番一九号
有限会社桜華
清算人　大垣　吉雄

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

秋田県秋田市手形蛇野一一―二ノザキビル一階一〇二号室
株式会社エスアールイー
代表清算人　吉川　庸輔

解散公告

当社は、令和八年四月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

福島県伊達郡国見町大字山崎字舘東一四番地八―二〇三
合同会社リベラルアーツ
清算人　菊池　明央

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

福島県二本松市杉沢字清ノ内一二六番地
有限会社サクマテック
清算人　佐久間賢太

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

茨城県龍ケ崎市白羽三丁目一八番地七
株式会社ブリングジョイ
代表清算人　石井　和弘

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

茨城県水戸市河和田町一一〇―三
合同会社ＷＬＢ８８
清算人　小林　崇寛

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

栃木県鹿沼市板荷三一三〇番地三

Ｓプロジェクト株式会社

代表清算人　福田　三郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

埼玉県川口市西川口一丁目三〇番二〇号二Ｆ

Ｗｉｎ　Ｗｉｎ　Ｓｔｙｌｅ株式会社

代表清算人　劉　金煥

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

埼玉県さいたま市緑区馬場一丁目四〇番地

二五　株式会社小松

代表清算人　松　琳

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

埼玉県草加市弁天二丁目二四番四六―三〇五号　株式会社エイミー企画

代表清算人　新井　忠英

解散公告

当社は、令和八年四月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

埼玉県草加市西町一一〇二番地一コンフォートＴ・Ｋ―三〇三号

エイチエム合同会社

清算人　三宅　弘信

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

千葉市緑区土気町三一一番地

有限会社北辰会

清算人　繪鳩　恒

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

千葉県長生郡睦沢町河須ケ谷二〇番地

株式会社伊原

代表清算人　伊原　裕和

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

千葉県茂原市長尾二六八二番地四

合同会社Ｂｌｏｏｍｉｎ

清算人　今井　裕美

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

千葉県木更津市矢那三七一三番地五

有限会社石勝石材

清算人　最首美佐子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

千葉県木更津市朝日三丁目三番一〇―三〇二号　スリーエンジニアリング株式会社

代表清算人　柿﨑　正人

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

東京都中央区銀座八丁目二番先

株式会社フリーゲイト義肢装具研究所

代表清算人　羽山　千鶴

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に左記代理人宛てにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一七階

株式会社ペプチドフロンティア

代表清算人　松田志津代

東京都千代田区神田錦町一―一一―一

ヒューリック神田橋ビル六階　田中綜合法律事務所　清算代理人弁護士　宮本　英治

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光ベルホールディング特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

東京都中央区勝どき四丁目六番一号

株式会社ティーエフエース

代表清算人　大西　彰彦

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二五階

一般社団法人パシフィックグループ

代表清算人　竹内　剛毅

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人アリアケ

代表清算人　河原　正幸

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　一般社団法人ながとろ町太陽光発電
代表清算人　大下　良仁

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一七階
株式会社ＤｅｅｐＳｔｏｃｋ
代表清算人　中村　光一

解散公告

当組合は、令和八年四月二十三日開催の定時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都千代田区岩本町三丁目九番三号
日本安全剃刃製造工業協同組合
清算人　遠藤　宏治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都目黒区中根一丁目二一番一六―三〇一号
合同会社ＢＥＡＲＳ
清算人　松隈　太翔

解散公告

当社は、令和八年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル
株式会社堀総合事務所
代表清算人　堀　妙子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都練馬区高野台一丁目八番二号
ＮＦ・ラヴェーラ四〇八
株式会社ＬａｐｉｓＡｚｕｒｅ
代表清算人　杉本　善太

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都葛飾区西新小岩三丁目一三番三号
株式会社ＭＩ．ＰＲＯ
代表清算人　大橋　洋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都渋谷区神宮前四丁目一四番一三号
Ｍａｒｉｎｋｉ合同会社
清算人　柴　有司

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都江戸川区春江町五丁目五番一三号
佳成株式会社
代表清算人　大永　理絵

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都墨田区横川一丁目六番二号
有限会社酒寄加工所
清算人　酒寄　伸

解散公告

当法人は、令和八年四月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都世田谷区給田四丁目二八番五―四〇二号　特定非営利活動法人ＡＴＡＣ
清算人　浦野　勝雄

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都荒川区町屋二丁目二番一九号
有限会社鳥重商店
清算人　間瀬憲一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都文京区本郷六丁目二六番一号
株式会社第一書房
代表清算人　村口　彌生

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都狛江市和泉本町二丁目四番一号
株式会社シュート
代表清算人　田中　秀幸

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年四月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
広島観音ロジスティクス合同会社
清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
広島観音ロジスティクス一般社団法人
代表清算人　中村　武

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区虎ノ門五丁目九番一号
株式会社ＡＮＯＢＡＫＡ　Ｈｕｍａｎ　Ｃａｐｉｔａｌ
代表清算人　長野　泰和

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区南青山二丁目二七番二二号
有限会社美人公司
代表清算人　渡邉　清

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都台東区蔵前三丁目二一番一―一一〇八号
映縁合同会社
代表清算人　チヨウ・ウカン

解散公告

当社は、令和八年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区六本木四丁目三番一一―五一〇号
株式会社ｗｉｔｈ
代表清算人　笠原　世吉

解散公告

当社は、令和八年五月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都港区新橋三丁目六番四号日吉ビル六階
泉コンサルティング合同会社
清算人　泉　義孝

解散公告

当社は、令和八年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
Ｆｏｒｅｓｈｉｐ株式会社
代表清算人　國分　隆毅

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
横浜市都筑区川向町八五四番地一
株式会社グローバルサークルジャパン
代表清算人　平野　且也

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
横浜市都筑区大棚町六八番地二
有限会社一建ハウス工業
清算人　大谷　弘昭

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
神奈川県秦野市南矢名二二二三番地の四
東海ビル一〇四Ｂ
凡株式会社
代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
横浜市港南区笹下七丁目五番八号
有限会社ヤノン企画
清算人　矢野三津子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
富山市岩瀬大町一九一番地一
有限会社北幸水産
清算人　五本　幸二

解散公告

当法人は、令和八年二月十三日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
石川県河北郡内灘町千鳥台二丁目四二六番地
特定非営利活動法人ＣＯＯＬ　ＫＡＮＡＺＡＷＡ実行委員会
清算人　岡本　恭子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
岐阜県加茂郡八百津町八百津四九九三番地二
特定非営利活動法人ＮＰＯやおつ
清算人　加藤　良治

解散公告

当社は、令和八年四月八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
静岡県伊東市末広町六番二九号
有限会社都市交通施設研究所
代表清算人　藤本　良裕

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
静岡県静岡市葵区南沼上一丁目六番三六号
有限会社静岡フレンド社
清算人　新庄　一史

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
愛知県豊橋市西七根町字むつみね台一九番地一七
株式会社國吉工業
代表清算人　國吉　正勝

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年五月二十五日
愛知県愛西市日置町枝郷一〇番地一
有限会社安藤建築
清算人　安藤　義直

解散公告

当社は、令和八年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

名古屋市東区泉三丁目一七番一〇号

株式会社ソーシャルアーツ

代表清算人　那須　由行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

愛知県豊川市東上町権現一九番地一

有限会社恵産業

清算人　**荒川**　守啓

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

三重県亀山市川合町一六―一三

合同会社Ｓｅｅｋ

清算人　松田　聖奈

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

滋賀県彦根市三津屋町一〇七八番地

有限会社疋田保険企画

清算人　疋田　秀子

解散公告

当社は、令和八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

滋賀県大津市膳所一丁目二五番一一号

共同エンジニヤリング株式会社

代表清算人　和田　正夫

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

滋賀県守山市荒見町三九七番地の三

株式会社田中仏壇店

代表清算人　田中　尚

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

京都市上京区宮垣町九一―まむあん荒神口一〇二

株式会社ロイヤルパレス

代表清算人　**吳**　孝儀

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市中央区博労町一―六―一三―三〇四

ＹＱトレーディング株式会社

代表清算人　何永強

解散公告

当社は、令和八年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市生野区新今里六丁目九番二〇号三太樹ビル一Ｆ東事務所

安路馳株式会社

代表清算人　徐　園　園

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪府貝塚市水間二六六番地

有限会社光洋産業

清算人　齊喜美智子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪府吹田市千里山東一丁目一四番二六号

特定非営利活動法人グリーンコンシューマー大阪ネットワーク

清算人　山口百合子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪府東大阪市稲田新町一丁目八番七号

株式会社第一包装

代表清算人　白木さゆり

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第２ビル一二―一二

合同会社トレードライフ

清算人　畠山　賢一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪府寝屋川市黒原城内町一五―二四―一〇

合同会社リアン

清算人　小島　奈央

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市淀川区西中島六―三―三二第二新大阪ビル五階

株式会社メディカルコンヴィニエンスプロダクツ

代表清算人　杉浦奈津子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市都島区中野町四丁目三番六号Ｈ２Ｈ

大阪桜之宮邸五Ｄ―三

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏｔｏｗｅｒ三一〇Ｂ

東云国際株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ五一〇Ｅ

康慧株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ五〇五Ｇ

彤昕株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ五一〇Ｅ

康慧株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館四〇一Ｂ

精致株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館五〇九Ｂ

花鳥風月株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪市中央区瓦屋町三丁目四番九号サンシャイン瓦屋町二〇七Ｄ

光翔株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪府門真市野里町一一番一八号

ＳＳＫテクノロジー株式会社

代表清算人　濱中　光好

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大阪府豊中市熊野町四丁目一番一四号

エースプランナー有限会社

清算人　植村タミ子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

神戸市灘区八幡町二丁目一番二二号

株式会社ＧＥＮＥＳＩＳ　ＧＥＮＥＴＩＣＳ

代表清算人　大谷　徹郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

兵庫県明石市大久保町江井島二七〇番地の一

有限会社大西新聞舗

清算人　大西　裕行

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

神戸市灘区長峰台二丁目四番二二号

株式会社Ｐ・Ｍ・Ｃ

代表清算人　廣瀬　由美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

神戸市灘区森後町一丁目四番八号

有限会社ラルクアンシエル

清算人　西村亜希子

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日開催の株主総会の決議により、令和八年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

神戸市垂水区大町三丁目一番二三号

株式会社ドラフト

代表清算人　森本　由美

解散公告

当法人は、令和八年五月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

和歌山県和歌山市毛見一一七三番地

特定非営利活動法人Ｂｌｕｅ Ｏｃｅａｎ ｆｏｒ Ｃｈｉｌｄｒｅｎ

清算人　桑田　和浩

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

岡山市北区北長瀬表町二丁目一四番一五号

有限会社ランドスタジオ

清算人　髙橋　能彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

岡山県赤磐市周匝一四三五番地

有限会社オール鉄工所

清算人　安藤　宣秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

広島県三次市十日市南三丁目五番五五号

株式会社Ｕ－ＤＥＳＩＧＮ

代表清算人　梅木　利克

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

山口県宇部市開四丁目一番四号

宮田商事株式会社

代表清算人　宮田　隆美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

香川県高松市新田町甲一六〇番地

株式会社フリーワーク

代表清算人　黒川　悟

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

香川県観音寺市豊浜町和田浜一二三三番地

有限会社合川文泉堂

清算人　合川　明子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

愛媛県新居浜市中村松木二丁目四番四七号

特定非営利活動法人新居浜まちゅり隊

清算人　大坪　徹也

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

愛媛県伊予市灘町甲一三五番地一

有限会社鶴屋呉服店

清算人　吾野　則雄

解散公告

当法人は、令和七年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

高知県高知市西久万五二番地七

一般社団法人歴史的建築物文化研究会

代表清算人　島田　晴江

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

福岡県遠賀郡芦屋町白浜町四番八号

株式会社ヒューマンタッチコンサルティング

代表清算人　今井三千男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

福岡県福岡市城南区七隈五―一二―三四

合同会社ＯｒｉＫａｓａｎｅ

清算人　片多瑠衣子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

福岡市中央区長浜一丁目一番一号ＫＢＣビル一階

株式会社Ｇｌｏｃａｌ　Ｋ

代表清算人　砂原　克俊

解散公告

当社は、令和八年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

福岡市中央区警固二丁目一二―二三ココシスビル四階

株式会社ｌａｌａ　Ａｌｉｃｅ

代表清算人　縄田　玲奈

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

鹿児島県鹿屋市寿六丁目六番二〇号

特定非営利活動法人Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｃｏｏｋｉｎｇ　Ｔｅａｔｒｅｅ

清算人　安里　裕子

解散公告

当社は、令和八年四月二十二日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

沖縄県石垣市字新川三六二―一二

東禹合同会社

代表清算人　本村　敏教

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年三月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

埼玉県川口市西川口二丁目一〇番八号サイレンス扶桑二階

医療法人博和会

清算人　本田　利博

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

石川県野々市市郷町二六〇番地

医療法人社団深江レディースクリニック

清算人　深江　司

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

石川県珠洲市宝立町金峰寺未三二番地一

医療法人社団たかせ会

代表清算人　高瀬　真二

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

滋賀県高島市今津町福岡一五〇番地

徧正寺

清算人　岩佐　立志

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年四月三十日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

京都府船井郡京丹波町大迫山根一五番地
大迫生産森林組合
清算人　大田　喜好

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

鹿児島県日置市伊集院町清藤二〇〇六番地八
医療法人清風会
清算人　清田　隆二

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

山形県上山市御井戸丁三番三号
医療法人社団御殿湯ひふ科医院
清算人　佐藤　紀嗣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日所轄庁の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

茨城県結城市江川新宿一九七三の一五
学校法人みずがき学院
清算人　渕岡　大起

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十八日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

愛知県額田郡幸田町大字芦谷毛倉三四番地
四　サーラシティ幸田管理組合法人
清算人　松原　聖

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十三日を以て解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

佐賀県伊万里市木須町三九二〇番地
西明寺
清算人　橋口　弘昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月二十五日開催の社員総会の決議並びに熊本市長の認可により、令和八年四月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

熊本市北区池田三丁目一番五〇号
医療法人社団輝会
清算人　田ノ上　輝

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大分県日田市天瀬町馬原三五九九番地四
農事組合法人北平食品加工組合
清算人　穴井　征之

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

山梨県西八代郡市川三郷町寺所七九二番地
宗教法人春日大神社
清算人　弁護士　木暮　利壱
連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号
青柳ビル三階

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

山梨県西八代郡市川三郷町垈二一四番地
宗教法人諏訪神社
清算人　弁護士　田中　謙一
連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七
号鈴木屋ビル三階

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年四月十三日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

鹿児島県南さつま市坊津町泊七九九一番地
清算法人坊津町清原土地改良区
代表清算人　清水　正孝

第13期決算公告　令和8年3月30日

北海道紋別市新港町4丁目6番地
紋別バイオマス発電株式会社
代表取締役社長　久慈淳一郎

貸借対照表の要旨（令和7年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,618,644
	固定資産	6,719,547
	資産合計	**10,338,191**
負債及び純資産の部	流動負債	5,465,632
	(内賞与引当金)	(4,520)
	固定負債	3,415,357
	(内退職給付引当金)	(6,571)
	株主資本	1,457,201
	資本金	490,000
	利益剰余金	967,201
	利益準備金	122,500
	その他利益剰余金	844,701
	(内当期純利益)	(33,428)
	負債・純資産合計	**10,338,191**

第 13 期 決 算 公 告

令和８年３月30日

北海道紋別市新港町４丁目６番地

オホーツクバイオエナジー株式会社

代表取締役社長　久慈淳一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,462,485
	固定資産	755,211
	資産合計	**2,217,696**
負債及び純資産の部	流動負債	2,025,421
	固定負債	198,470
	株主資本	△ 6,195
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 106,195
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	△ 131,195
	（内当期純利益）	（4,855）
	負債・純資産合計	**2,217,696**

第 78 期 決 算 公 告

令和８年５月25日

千葉県野田市野田339番地
株式会社千秋社
取締役社長　茂木七左衛門

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,258,665	流動負債	434,894
固定資産	6,144,113	固定負債	438,339
		負債合計	**873,233**
		株主資本	9,529,545
		資本金	160,000
		資本剰余金	4,928
		資本準備金	4,928
		利益剰余金	9,913,101
		利益準備金	40,000
		その他利益剰余金	9,873,101
		（うち当期純利益）	（748,602）
		自己株式	△548,484
		純資産合計	**9,529,545**
資産合計	**10,402,778**	**負債・純資産合計**	**10,402,778**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年５月25日

茨城県東茨城郡茨城町長岡字矢頭3524番の２
茨城日野自動車株式会社
代表取締役　幡谷　浩史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,842,088	流動負債	4,932,254
固定資産	6,094,606	賞与引当金	217,657
		固定負債	94,473
		役員退職慰労引当金	93,934
		株主資本	8,909,967
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	8,809,967
		利益準備金	7,400
		その他利益剰余金	8,802,567
		（うち当期純利益）	（1,069,962）
資産合計	**13,936,694**	**負債・純資産合計**	**13,936,694**

第 22 期決算公告　令和８年５月23日
高崎市旭町45番地
株式会社高崎髙島屋
代表取締役　山本　倫代
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,084,410
	固定資産	2,565,409
	合計	13,649,819
負純資債及産のび部	流動負債	3,590,703
	固定負債	373,784
	株主資本	9,685,332
	資本金	50,000
	資本剰余金	4,110,431
	資本準備金	4,110,431
	利益剰余金	5,524,900
	その他利益剰余金	5,524,900
	（うち当期純利益）	(190,513)
	合計	13,649,819

第 10 期決算公告　令和８年５月25日
栃木県宇都宮市平出工業団地47番地２
東武栃木生コン株式会社
代表取締役　田上　秀文
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	741,138
	固定資産	1,792,076
	合計	2,533,214
負純資債及産のび部	流動負債	330,944
	固定負債	534,075
	株主資本	762,374
	資本金	50,000
	資本剰余金	147,000
	資本準備金	147,000
	利益剰余金	565,374
	その他利益剰余金	565,374
	（うち当期純利益）	(86,448)
	評価・換算差額等	905,822
	合計	2,533,214

第 41 期決算公告
2026年５月25日
青森県八戸市沼館三丁目６番13号
太平洋興産株式会社
代表取締役社長　泉本　忍
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	144,586
	固定資産	3,632
	合計	148,219
負純資債及産のび部	流動負債	31,989
	固定負債	82,893
	株主資本	33,336
	資本金	50,000
	利益剰余金	△16,663
	その他利益剰余金	△16,663
	（うち当期純損失）	(71,175)
	合計	148,219

第 56 期決算公告
令和８年５月25日
千葉県千葉市美浜区新港17番地
小島屋食品株式会社
代表取締役社長　中村　佳史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	73,173
	固定資産	3,732
	合計	76,906
負純資債及産のび部	流動負債	29,933
	固定負債	3,439
	株主資本	43,533
	資本金	23,400
	利益剰余金	20,133
	利益準備金	5,146
	その他利益剰余金	14,987
	（うち当期純利益）	(1,782)
	合計	76,906

第 78 期決算公告
令和８年５月25日
千葉県千葉市美浜区新港17番地
カイハツ化学株式会社
代表取締役　月岡　大輔
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,295
	固定資産	6,905
	合計	39,200
負純資債及産のび部	流動負債	409
	株主資本	38,791
	資本金	10,000
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	28,783
	その他利益剰余金	28,783
	（うち当期純損失）	(63)
	合計	39,200

第 17 期決算公告
令和８年５月25日
埼玉県ふじみ野市西２－１－25
株式会社ラステック
代表取締役社長　小泉　俊郎
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	349,263
	固定資産	5,822
	合計	355,085
負純資債及産のび部	流動負債	228,706
	株主資本	126,379
	資本金	9,900
	利益剰余金	116,479
	利益準備金	297
	その他利益剰余金	116,182
	（うち当期純利益）	(38,654)
	合計	355,085

第 4 期決算公告
令和８年５月25日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Quantifeed Japan Limited株式会社
代表取締役　イプシランティ・ジョージ・アレクサンダー
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,732,282
	資産合計	18,732,282
負純資債及産のび部	流動負債	1,201,881
	株主資本	17,227,719
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	4,227,719
	その他利益剰余金	4,227,719
	（うち当期純利益）	(4,134,299)
	新株予約権	302,682
	負債・純資産合計	18,732,282

第 7 期決算公告
令和８年３月30日
東京都目黒区青葉台４－７－４
株式会社１ｓｅｃ
代表取締役　中村　成寿
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	135,431
	固定資産	215,308
	資産合計	350,739
負純資債及産のび部	流動負債	43,629
	株主資本	307,110
	資本金	223,724
	資本剰余金	207,724
	資本準備金	207,724
	利益剰余金	△124,337
	その他利益剰余金	△124,337
	（うち当期純利益）	(878)
	負債・純資産合計	350,739

第 17 期決算公告　2026年５月25日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンアグリ創造株式会社
代表取締役　福永　庸明
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,317,584
	固定資産	1,073,863
	合計	2,391,447
負純資債及産のび部	流動負債	4,723,194
	固定負債	444,271
	株主資本	△2,776,018
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△2,876,018
	その他利益剰余金	△2,876,018
	（うち当期純損失）	(55,155)
	合計	2,391,447

第 17 期決算公告
令和８年３月30日
東京都新宿区西新宿７丁目17番６号
株式会社
GLOBAL NEW ENERGY JAPAN
代表取締役　入矢　洋信
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	189,313
	固定資産	534
	合計	189,848
負純資債及産のび部	流動負債	7,901
	株主資本	181,947
	資本金	100,500
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△ 18,553
	その他利益剰余金	△ 18,553
	（うち当期純利益）	(14,338)
	合計	189,848

第 36 期決算公告　令和８年５月25日
東京都世田谷区玉川台２丁目28番５号
株式会社テクノサイエンスジャパン
代表取締役　山田　和謙
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,463,718
	固定資産	148,769
	資産合計	2,612,487
負純資債及産のび部	流動負債	1,243,167
	固定負債	398,448
	株主資本	970,871
	資本金	96,000
	資本剰余金	47,600
	資本準備金	47,600
	利益剰余金	827,271
	利益準備金	1,350
	その他利益剰余金	825,921
	（うち当期純利益）	(141,482)
	負債・純資産合計	2,612,487

第 29 期決算公告　令和８年５月25日
東京都目黒区青葉台三丁目１番19号
株式会社日本介護センター
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,515
	固定資産	168,318
	繰延資産	12,062
	資産合計	471,896
負純資債及産のび部	流動負債	143,167
	固定負債	141,105
	株主資本	187,623
	資本金	30,000
	資本剰余金	7,500
	資本準備金	7,500
	利益剰余金	162,023
	その他利益剰余金	162,023
	（うち当期純利益）	(5,387)
	自己株式	△11,900
	負債・純資産合計	471,896

第 42 期 決 算 公 告

令和８年５月 25 日

長野県佐久市八幡238

浅間ピストン株式会社

代表取締役社長　塚田　浩章

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,286,013
	固定資産	677,161
	合計	1,963,174
負純資債及産のび部	流動負債	648,430
	固定負債	460,643
	株主資本	854,101
	資本金	50,000
	利益剰余金	804,101
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	791,601
	（うち当期純利益）	(44,435)
	合計	1,963,174

第 106 期決算公告

令和８年５月25日

新潟県新潟市中央区東大通２丁目２番18号

株式会社中野組本店

代表取締役社長　中野　純

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	185,543
	固定資産	1,010,265
	資産合計	1,195,808
負純資債及産のび部	流動負債	15,909
	固定負債	130,390
	株主資本	1,049,509
	資本金	20,000
	資本剰余金	578
	資本準備金	578
	利益剰余金	1,028,931
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	1,022,431
	（うち当期純利益）	(29,660)
	負債・純資産合計	1,195,808

第 2 期決算公告

令和８年３月31日

東京都港区虎ノ門１丁目23番１号

株式会社ＡＤＫ　ＡＶｉＣ　パフォーマンス・デザイン

代表取締役　河上　裕史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,550
	固定資産	572
	投資その他の資産	572
	繰延資産	496
	合計	58,619
負純資債及産のび部	流動負債	16,325
	（賞与引当金）	(238)
	株主資本	42,293
	資本金	30,000
	利益剰余金	12,293
	その他利益剰余金	12,293
	（うち当期純利益）	(28,504)
	合計	58,619

第 38 期 決 算 公 告

令和８年５月 25 日

静岡市葵区追手町10番105号

株式会社静岡県官報販売所

代表取締役　江河　宏征

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,465
	固定資産	26,001
	合計	49,466
負純資債及産のび部	流動負債	12,730
	固定負債	0
	株主資本	36,736
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,736
	その他利益剰余金	267,336
	（うち当期純利益）	(5,820)
	合計	49,466

第 146 期決算公告

令和８年５月25日

静岡県静岡市清水区中之郷三丁目１番１号

株式会社ＮｉｃｈｉＲｉｃａ

代表取締役社長　島　章嘉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,166,157
	固定資産	2,205,292
	合計	3,371,449
負純資債及産のび部	流動負債	1,407,762
	固定負債	727,809
	株主資本	1,235,878
	資本金	100,000
	資本剰余金	56,611
	利益剰余金	1,079,267
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,054,267
	（うち当期純利益）	(72,504)
	合計	3,371,449

第 58 期 決 算 公 告

令和８年５月 25 日

長野県東御市加沢1354番地

東部金属株式会社

代表取締役社長　大下　守人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,798,807
	固定資産	929,023
	合計	2,727,830
負純資債及産のび部	流動負債	852,492
	固定負債	551,029
	株主資本	1,324,309
	資本金	48,000
	利益剰余金	1,276,309
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	1,264,309
	（うち当期純利益）	(120,424)
	合計	2,727,830

第 46 期 決 算 公 告

令和８年４月 23 日

京都市南区上鳥羽上調子町５番地

ＴＯＷＡＴＥＣ株式会社

代表取締役社長　笹田　秀典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,089,798
	固定資産	148,923
	合計	1,238,721
負純資債及産のび部	流動負債	298,021
	固定負債	97,250
	株主資本	843,450
	資本金	30,000
	利益剰余金	813,450
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	805,950
	（うち当期純利益）	(34,882)
	合計	1,238,721

第 3 期決算公告

令和８年５月25日

愛知県岡崎市井田町字稲場２番地１

株式会社ＡＩＺＡＷＡホールディングス

代表取締役　相澤　弘樹

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,768
	固定資産	884,347
	合計	918,115
負純資債及産のび部	流動負債	17,741
	固定負債	895,334
	株主資本	5,040
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,959
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△5,459
	（うち当期純利益）	(3,177)
	合計	918,115

第 37 期決算公告

2026年５月25日

愛知県安城市住吉町３丁目５番28号

新安城商業開発株式会社

代表取締役社長　野間　祐也

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,803
	固定資産	2,086,203
	合計	2,232,007
負純資債及産のび部	流動負債	134,936
	固定負債	551,831
	株主資本	1,545,238
	資本金	100,000
	資本剰余金	792,000
	資本準備金	200,000
	その他資本剰余金	592,000
	利益剰余金	653,238
	その他利益剰余金	653,238
	（うち当期純利益）	(12,450)
	合計	2,232,007

第 71 期決算公告

令和８年５月25日

大阪市東淀川区西淡路三丁目１番47号

大阪電装工業株式会社

代表取締役会長　頭本　博司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	406,496
	固定資産	128,797
	合計	535,293
負純資債及産のび部	流動負債	147,743
	賞与引当金	14,683
	その他	133,060
	固定負債	200,000
	株主資本	187,549
	資本金	12,000
	利益剰余金	175,549
	利益準備金	3,270
	その他利益剰余金	172,279
	（うち当期純利益）	(22,352)
	合計	535,293

第 49 期決算公告

令和８年５月25日

大阪府摂津市鳥飼本町４丁目６番16号

ダイキン油機エンジニアリング株式会社

代表取締役　山中　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,287,373
	固定資産	284,655
	資産合計	4,572,028
負純資債及産のび部	流動負債	1,573,041
	固定負債	78,037
	負債合計	1,651,079
	株主資本	2,920,949
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,890,949
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	2,890,649
	（うち当期純利益）	(45,396)
	純資産合計	2,920,949
	負債・純資産合計	4,572,028

第 38 期 決 算 公 告

令和８年５月 25 日

大阪市中央区農人橋一丁目１番22号

大江ビルサービス株式会社

代表取締役社長　田中　莞二

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	108,813
	固定資産	291
	合計	109,104
負純資債及産のび部	流動負債	40,272
	株主資本	68,832
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,832
	利益準備金	2,510
	その他利益剰余金	56,322
	（うち当期純利益）	(1,807)
	合計	109,104

第 31 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
大阪市此花区北港白津１丁目11番52号
舞洲流通センター株式会社
代表取締役　川畑　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,178
	固定資産	138,040
	合計	311,218
負純資債及産のび部	流動負債	185,868
	固定負債	557,525
	株主資本	△ 432,176
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 532,176
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△ 533,176
	（うち当期純利益）	(31,374)
	合計	311,218

第 2 期 決 算 公 告

令和８年４月28日
大阪府吹田市千里山東三丁目10番１号
株式会社Ｄｉｎｃｕｌａ
代表取締役　松浦　　裕

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,491
	合計	6,491
負純資債及産のび部	流動負債	1,362
	株主資本	5,129
	資本金	13,600
	資本剰余金	8,600
	資本準備金	8,600
	利益剰余金	△ 17,070
	その他利益剰余金	△ 17,070
	（うち当期純損失）	(14,053)
	合計	6,491

第 10 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
大阪市東淀川区淡路二丁目14番３号
株式会社三社ソリューションサービス
代表取締役社長　杉田　健豪

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	980,939
	固定資産	103,261
	合計	1,084,200
負純資債及産のび部	流動負債	512,559
	賞与引当金	47,891
	その他	464,668
	株主資本	571,641
	資本金	50,000
	利益剰余金	521,641
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	509,141
	（うち当期純利益）	(265,081)
	合計	1,084,200

第 41 期 決 算 公 告

2026年５月25日
鹿児島県志布志市志布志町志布志3307番地
志布志飼料株式会社
代表取締役社長　遠藤　文則

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	304,242
	固定資産	1,876,094
	合計	2,180,336
負純資債及産のび部	流動負債	413,647
	固定負債	1,069,693
	株主資本	696,997
	資本金	200,000
	利益剰余金	496,997
	利益準備金	3,900
	その他利益剰余金	493,097
	（うち当期純利益）	(32,122)
	合計	2,180,336

第５期決算公告　　令和８年５月25日

福岡県福岡市中央区大名一丁目８番６号
株式会社Ｏｘｘｘ
代表取締役　黒瀬　優作

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	387,162
	固定資産	20,990
	繰延資産	2,233
	資産合計	410,386
負純資債及産のび部	流動負債	248,674
	固定負債	156,295
	株主資本	5,417
	資本金	52,520
	資本剰余金	182,484
	資本準備金	182,484
	利益剰余金	△229,587
	その他利益剰余金	△229,587
	（うち当期純損失）	(71,958)
	負債・純資産合計	410,386

第 22 期決算公告　　令和８年５月22日

岡山市北区本町６番40号
株式会社岡山髙島屋
代表取締役　上條　智子

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,484,848
	固定資産	913,266
	合計	3,398,114
負純資債及産のび部	流動負債	5,400,319
	固定負債	475,149
	株主資本	△ 2,477,354
	資本金	90,000
	資本剰余金	1,122,179
	資本準備金	1,122,179
	利益剰余金	△ 3,689,534
	その他利益剰余金	△ 3,689,534
	（うち当期純損失）	(740,298)
	合計	3,398,114

第 24 期決算公告　　令和８年５月25日

埼玉県蕨市中央３丁目22番30号
株式会社日本流通未来教育センター
代表取締役　水野　雅朗

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,776
	固定資産	65,370
	資産合計	91,147
負純資債及産のび部	流動負債	10,194
	株主資本	80,952
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	9,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	20,952
	利益準備金	7,800
	その他利益剰余金	13,152
	（うち当期純利益）	(656)
	負債・純資産合計	91,147

第 33 期決算公告　　令和８年５月22日

青森県上北郡おいらせ町中野平40番地１
下田タウン株式会社
代表取締役社長　髙田　雅史

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	586
	固定資産	3,454
	資産合計	4,041
負純資債及産のび部	流動負債	141
	固定負債	1,043
	株主資本	2,857
	資本金	200
	利益剰余金	2,657
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	2,607
	（うち当期純利益）	(18)
	負債・純資産合計	4,041

第 35 期決算公告　　2026年５月25日

鹿児島市泉町３番３号
かぎんオフィスビジネス株式会社
代表取締役　金城　　明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	277,746
	固定資産	16,899
	合計	294,646
負純資債及産のび部	流動負債	110,663
	固定負債	10,932
	株主資本	173,050
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	123,050
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	111,550
	（うち当期純利益）	(33,635)
	合計	294,646

第 1 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
東京都渋谷区神宮前四丁目３番15号
東京セントラル表参道505号室、506号室
アルケミストジャパン株式会社
代表取締役　レオ・ウェイ・シャン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,126,172
	固定資産	76,494,134
	資産合計	138,620,306
負純資債及産のび部	流動負債	64,819,587
	株主資本	73,800,719
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	△26,199,281
	その他利益剰余金	△26,199,281
	（うち当期純損失）	(26,199,281)
	負債・純資産合計	138,620,306

第 2 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
東京都港区虎ノ門五丁目11番２号
ナヴァリノジャパン株式会社
代表取締役　スピリドン・ゲオルギオウ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	145,310,854
	固定資産	19,178,235
	資産合計	164,489,089
負純資債及産のび部	流動負債	3,868,919
	株主資本	160,620,170
	資本金	233,472,000
	利益剰余金	△72,851,830
	その他利益剰余金	△72,851,830
	（うち当期純損失）	(55,899,188)
	負債・純資産合計	164,489,089

第 14 期決算公告　　令和８年５月22日

東京都千代田区内神田一丁目14番10号
イオン・リートマネジメント株式会社
代表取締役　関　　延明

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,578,371
	固定資産	205,310
	資産合計	1,783,682
負純資債及産のび部	流動負債	345,649
	（賞与引当金）	(61,434)
	固定負債	20,904
	株主資本	1,417,128
	資本金	350,000
	資本剰余金	350,000
	資本準備金	350,000
	利益剰余金	717,128
	その他利益剰余金	717,128
	（うち当期純利益）	(762,991)
	負債・純資産合計	1,783,682

第47期決算公告

2026年５月25日
東京都千代田区九段南四丁目７番３号
千代田サービス株式会社
代表取締役社長　森　重智

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	429,005
	固定資産	6,891
	資産合計	435,897
負純資産及のび部	流動負債	19,347
	固定負債	5,576
	株主資本	410,973
	資本金	20,000
	利益剰余金	390,973
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	385,973
	（うち当期純利益）	(22,174)
	負債・純資産合計	435,897

第14期決算公告

2026年５月25日
東京都品川区上大崎二丁目19番10号
株式会社ハートフルアクア
代表取締役　福原　和正

貸借対照表の要旨
（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,156
	資産合計	24,156
負純資産及のび部	流動負債	6,954
	株主資本	17,201
	資本金	9,000
	利益剰余金	8,201
	その他利益剰余金	8,201
	（うち当期純利益）	(2,233)
	負債・純資産合計	24,156

第2期決算公告

令和８年５月25日
東京都渋谷区神宮前四丁目３番15号
東京セントラル表参道505号室、506号室
アルケミストジャパン株式会社
代表取締役　レオ・ウェイ・シャン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,297,380
	固定資産	755,676,257
	資産合計	801,973,637
負純資産及のび部	流動負債	889,892,346
	株主資本	△87,918,709
	資本金	100,000,000
	利益剰余金	△187,918,709
	その他利益剰余金	△187,918,709
	（うち当期純損失）	(161,719,428)
	負債・純資産合計	801,973,637

第17期決算公告

令和８年３月31日
東京都港区赤坂１－８－１
株式会社イーストウィンド
代表取締役　國司　了

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	795,483
	固定資産	9,665
	資産合計	805,149
負純資産及のび部	流動負債	7,931
	賞与引当金	887
	固定負債	22,185
	退職給付引当金	22,185
	株主資本	775,032
	資本金	1,000
	利益剰余金	774,032
	その他利益剰余金	774,032
	（うち当期純利益）	(25,589)
	負債・純資産合計	805,149

第42期決算公告

2026年５月22日
東京都新宿区西新宿三丁目７番１号
ノーミシステム株式会社
代表取締役社長　岡信　賢二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,107,793
	固定資産	51,490
	資産合計	1,159,283
負純資産及のび部	流動負債	282,078
	固定負債	51,697
	株主資本	825,508
	資本金	20,000
	資本剰余金	64,768
	利益剰余金	740,740
	利益準備金	6,140
	その他利益剰余金	734,600
	（うち当期純利益）	(129,620)
	負債・純資産合計	1,159,283

第37期決算公告

令和８年５月25日
東京都豊島区東池袋五丁目51番12号
株式会社マルエツ開発
代表取締役　齊藤　浩

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	676,618
	固定資産	11,463,655
	資産合計	12,140,273
負純資産及のび部	流動負債	337,444
	固定負債	4,340,917
	株主資本	7,461,912
	資本金	95,000
	資本剰余金	4,164,526
	資本準備金	2,445,000
	その他資本剰余金	1,719,526
	利益剰余金	3,202,386
	その他利益剰余金	3,202,386
	（うち当期純利益）	(279,875)
	負債・純資産合計	12,140,273

第7期決算公告

令和８年５月25日
東京都中央区京橋二丁目７番14号
株式会社ＮＪＰ
代表取締役　周　暁　攀

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,318
	固定資産	100,000
	合計	105,318
負純資産及のび部	流動負債	9,113
	固定負債	310,000
	株主資本	△213,795
	資本金	1,000
	利益剰余金	△214,795
	その他利益剰余金	△214,795
	（うち当期純損失）	(6,953)
	合計	105,318

第7期決算公告

令和８年５月25日
東京都中央区京橋二丁目７番14号
株式会社ＨＪＰ
代表取締役　ジュ・ペン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,147,842
	合計	1,147,842
負純資産及のび部	流動負債	1,107,132
	株主資本	40,709
	資本金	1,000
	利益剰余金	39,709
	その他利益剰余金	39,709
	（うち当期純利益）	(14,840)
	合計	1,147,842

第10期決算公告

令和８年５月25日
東京都中央区京橋二丁目７番14号
株式会社ＣＤＪ
代表取締役　周　暁　攀

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,897,194
	固定資産	4,820,054
	合計	13,717,249
負純資産及のび部	流動負債	11,662,614
	株主資本	2,054,634
	資本金	2,000
	利益剰余金	2,052,634
	その他利益剰余金	2,052,634
	（うち当期純利益）	(1,122,188)
	合計	13,717,249

第2期決算公告

令和８年５月25日
東京都港区麻布十番二丁目20番７号
GeekOut Development 2 号株式会社
代表取締役　藤田　理

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	202,884
	固定資産	522,666
	資産合計	725,551
負純資産及のび部	流動負債	724,679
	株主資本	871
	資本金	1,000
	利益剰余金	△128
	その他利益剰余金	△128
	（うち当期純損失）	(70)
	負債・純資産合計	725,551

第3期決算公告

令和８年５月25日
東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目２－２
株式会社DEVLOX
代表取締役　田中　公彦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,132
	固定資産	2,861
	繰延資産	96
	資産合計	21,090
負純資産及のび部	流動負債	5,353
	固定負債	15,000
	株主資本	737
	資本金	50,959
	資本剰余金	49,959
	資本準備金	49,959
	利益剰余金	△100,181
	その他利益剰余金	△100,181
	（うち当期純損失）	(12,586)
	負債・純資産合計	21,090

第4期決算公告

令和８年５月25日
東京都中央区京橋二丁目７番14号
天智通商株式会社
代表取締役　周　暁　攀

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,479,768
	合計	1,479,768
負純資産及のび部	流動負債	1,437,756
	株主資本	42,012
	資本金	1,000
	利益剰余金	41,012
	その他利益剰余金	41,012
	（うち当期純利益）	(23,590)
	合計	1,479,768

第２期決算公告

令和８年５月25日

東京都港区麻布十番二丁目20番７号

GeekOut Development５号株式会社

代表取締役　藤田　　理

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	128,364
	固定資産	56
	資産合計	**128,420**
負純資産及のび部	流動負債	127,720
	株主資本	700
	資本金	1,000
	利益剰余金	△299
	その他利益剰余金	△299
	（うち当期純損失）	（241）
	負債・純資産合計	**128,420**

第２期決算公告

令和８年５月25日

東京都港区麻布十番二丁目20番７号

GeekOut Development４号株式会社

代表取締役　藤田　　理

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	352,806
	固定資産	134,784
	資産合計	**487,591**
負純資産及のび部	流動負債	486,719
	株主資本	871
	資本金	1,000
	利益剰余金	△128
	その他利益剰余金	△128
	（うち当期純損失）	（70）
	負債・純資産合計	**487,591**

第２期決算公告

令和８年５月25日

東京都港区麻布十番二丁目20番７号

GeekOut Development３号株式会社

代表取締役　藤田　　理

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	153
	資産合計	**153**
負純資産及のび部	流動負債	70
	株主資本	83
	資本金	1,000
	利益剰余金	△916
	その他利益剰余金	△916
	（うち当期純損失）	（858）
	負債・純資産合計	**153**

第14期決算公告

令和８年５月25日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

アイシェラナリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,315,779
	固定資産	7,401,493
	合計	**9,717,271**
負純資産及のび部	流動負債	731,652
	固定負債	8,982,901
	株主資本	2,717
	資本金	3,000
	利益剰余金	△283
	（その他利益剰余金）	（△283）
	合計	**9,717,271**

㈱　当期純利益　39千円

第４期決算公告

2026年５月25日

東京都世田谷区駒沢公園１－１

Ｔｏｔｅ駒沢公園307

株式会社セールスリクエスト

代表取締役　原　　秀一

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,886
	固定資産	624
	資産合計	**127,510**
負純資産及のび部	流動負債	54,320
	固定負債	7,634
	株主資本	65,556
	資本金	3,000
	利益剰余金	62,556
	その他利益剰余金	62,556
	（うち当期純利益）	（21,930）
	負債・純資産合計	**127,510**

第６期決算公告

2026年５月25日

東京都渋谷区代々木１―25―５

ＢＩＺＳＭＡＲＴ代々木430

株式会社Ｍａｒｏｏ

代表取締役　山梨　寛弥

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	106,219
	固定資産	1,794
	資産合計	**108,014**
負純資産及のび部	流動負債	31,817
	固定負債	21,859
	株主資本	54,337
	資本金	1,000
	利益剰余金	53,337
	その他利益剰余金	53,337
	（うち当期純損失）	（4,400）
	負債・純資産合計	**108,014**

第10期決算公告

令和８年５月25日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

アビオンゼロリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,826,111
	固定資産	1,015,593
	合計	**6,841,704**
負純資産及のび部	流動負債	1,327,062
	固定負債	5,511,926
	株主資本	2,716
	資本金	3,000
	利益剰余金	△284
	（その他利益剰余金）	（△284）
	合計	**6,841,704**

㈱　当期純損失　35千円

第38期決算公告

令和８年５月25日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

アビエーションマネジメント株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	483,510
	合計	**483,510**
負純資産及のび部	流動負債	129,744
	株主資本	353,766
	資本金	10,000
	利益剰余金	343,766
	（その他利益剰余金）	（343,766）
	合計	**483,510**

㈱　当期純利益　260千円

第８期決算公告

令和８年５月25日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

アトラスリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,372,351
	固定資産	1,128,922
	合計	**3,501,273**
負純資産及のび部	流動負債	435,999
	固定負債	3,062,569
	株主資本	2,704
	資本金	3,000
	利益剰余金	△296
	（その他利益剰余金）	（△296）
	合計	**3,501,273**

㈱　当期純損失　29千円

第38期決算公告

令和８年５月25日　東京都中野区中野四丁目10番２号

キリンビジネスシステム株式会社

代表取締役　石川　雅子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,263	流動負債	2,332
固定資産	196	その他	2,332
		固定負債	1,400
		退職給付引当金	1,400
		株主資本	1,726
		資本金	50
		資本剰余金	1,158
		その他資本剰余金	1,158
		利益剰余金	519
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	506
		（うち当期純損失）	（26）
資産合計	**5,458**	**負債・純資産合計**	**5,458**

第38期決算公告

2026年５月25日　千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１

ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長　赤堀　公宣

貸借対照表の要旨

（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,324,337	流動負債	1,104,809
固定資産	13,453	固定負債	—
有形固定資産	1,927	**負債合計**	**1,104,809**
無形固定資産	5,184	株主資本	232,981
投資その他の資産	6,342	資本金	10,000
		利益剰余金	222,981
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	220,481
		（うち当期純利益）	（147,530）
		純資産合計	**232,981**
資産合計	**1,337,791**	**負債・純資産合計**	**1,337,791**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年４月14日

東京都稲城市矢野口4015番地１

東京ヴェルディ株式会社

代表取締役社長　中村　考昭

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	819	流動負債	830
固定資産	393	固定負債	286
		退職給付引当金	26
		株主資本	96
		資本金	20
		利益剰余金	76
		その他利益剰余金	76
		（うち当期純利益）	(45)
資産合計	1,212	負債・純資産合計	1,212

第 43 期 決 算 公 告

令和８年５月14日

東京都中央区日本橋２丁目４番１号

株式会社エー・ティ・エー

代表取締役　伊藤　順彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,951,037	流動負債	983,362
固定資産	540,198	固定負債	272,979
		（退職給付引当金）	(215,195)
		（役員退職慰労引当金）	(22,319)
		株主資本	10,234,893
		資本金	80,000
		利益剰余金	10,154,893
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	10,134,893
		（うち当期純利益）	(707,241)
資産合計	11,491,235	負債・純資産合計	11,491,235

第 31 期 決 算 公 告

2026年４月28日　　静岡市清水区三保2695－１

株式会社エスパルス

代表取締役社長　山室　晋也

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年１月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	453	流動負債	1,009
固定資産	934	固定負債	154
有形固定資産	283	負債合計	1,164
無形固定資産	53	株主資本	222
投資その他の資産	597	資本金	90
		利益剰余金	132
		その他利益剰余金	132
		（うち当期純利益）	(34)
		純資産合計	222
資産合計	1,387	負債・純資産合計	1,387

第 35 期 決 算 公 告

令和８年５月25日

新潟県三島郡出雲崎町大字大門376番地４

株式会社エフエイニイガタ

代表取締役　小西　宏典

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	325,723	流動負債	810,292
固定資産	1,116,601	固定負債	335,373
		株主資本	296,659
		資本金	95,000
		資本剰余金	140,000
		資本準備金	140,000
		利益剰余金	61,659
		利益準備金	3,530
		その他利益剰余金	58,129
		（うち当期純利益）	(83,295)
資産合計	1,442,324	負債・純資産合計	1,442,324

第 37 期 決 算 公 告

令和８年５月22日　　北九州市小倉南区湯川４丁目１番１号

太陽インダストリー株式会社

代表取締役　宮嵜亮太郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,529,948	流動負債	1,027,852
固定資産	1,637,924	固定負債	118,925
有形固定資産	1,430,627	負債合計	1,146,777
無形固定資産	29,467	株主資本	2,014,059
投資その他の資産	177,830	資本金	100,000
		資本剰余金	565,000
		（資本準備金）	(325,000)
		利益剰余金	1,349,059
		利益準備金	76,710
		その他利益剰余金	1,272,349
		（うち当期純利益）	(125,431)
		評価・換算差額等	7,036
		純資産合計	2,021,095
資産合計	3,167,872	負債・純資産合計	3,167,872

第 36 期 決 算 公 告

2026年５月22日　　福岡市西区小戸三丁目54番50号

ネットイーグル株式会社

代表取締役　祖父江久好

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,879,370	流動負債	496,464
固定資産	1,959,995	固定負債	1,030,714
有形固定資産	182,873	株主資本	2,236,937
投資その他の資産	1,777,122	資本金	100,000
		資本剰余金	88,344
		資本準備金	88,344
		利益剰余金	2,296,553
		利益準備金	4,500
		その他利益剰余金	2,292,053
		（うち当期純利益）	(190,926)
		自己株式	△247,960
		評価・換算差額等	75,248
資産合計	3,839,366	負債・純資産合計	3,839,366

第 40 期 決 算 公 告

2026年５月25日

東京都品川区東品川二丁目２番４号

株式会社アスコット

代表取締役社長　山上　正展

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	299,945	流動負債	144,996
固定資産	37,369	固定負債	19,537
		株主資本	164,309
		資本金	50,000
		利益剰余金	114,309
		利益準備金	2,600
		その他利益剰余金	111,709
		（うち当期純利益）	(35,663)
		評価・換算差額等	8,473
		その他有価証券評価差額金	8,473
合計	337,315	合計	337,315

第 10 期 決 算 公 告

2026年５月25日　　茨城県かすみがうら市男神字大平240番地18

カルビーかいつかスイートポテト株式会社

代表取締役社長　安藤　國行

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,277	流動負債	4,966
固定資産	5,322	固定負債	3,321
		株主資本	4,293
		資本金	100
		資本剰余金	2,600
		その他資本剰余金	2,600
		利益剰余金	1,593
		その他利益剰余金	1,593
		（うち当期純利益）	(224)
		新株予約権	18
資産合計	12,599	負債・純資産合計	12,599

第 11 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
東京都台東区台東４丁目33番２号
株式会社多慶屋ホールディングス
代表取締役　竹谷　宗二

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	171	流動負債	82
固定資産	8,593	固定負債	4,559
		負債合計	**4,641**
		株主資本	4,123
		資本金	90
		資本剰余金	2,771
		資本準備金	2,061
		その他資本剰余金	709
		利益剰余金	1,262
		その他利益剰余金	1,262
		（当期純利益）	(31)
		自己株式	—
		純資産合計	**4,123**
資産合計	**8,764**	**負債・純資産合計**	**8,764**

第 75 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
東京都台東区台東４丁目33番２号
株式会社多慶屋
代表取締役　竹谷　宗二

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,249	流動負債	2,026
固定資産	11,695	固定負債	2,002
		株主資本	9,916
		資本金	50
		資本剰余金	173
		資本準備金	23
		その他資本剰余金	150
		利益剰余金	9,693
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	9,643
		（当期純利益）	(86)
		自己株式	—
資産合計	**13,945**	**負債・純資産合計**	**13,945**

第 23 期 決 算 公 告

令和８年５月25日　兵庫県神戸市中央区東町123番地１
イイノガストランスポート株式会社
代表取締役社長　平尾　聡

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,769	流動負債	1,717
固定資産	4,711	固定負債	3,457
		株主資本	4,284
		資本金	99
		資本剰余金	153
		資本準備金	150
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	4,032
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,030
		（うち当期純利益）	(173)
		評価・換算差額等	21
資産合計	**9,479**	**負債・純資産合計**	**9,479**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
東京都港区麻布十番二丁目20番７号
GeekOut株式会社
代表取締役社長　青木　圭吾

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	452,345	流動負債	786,218
固定資産	924,683	固定負債	655,840
有形固定資産	4,673	株主資本	△67,104
無形固定資産	123,255	資本金	10,000
投資その他の資産	796,754	資本剰余金	247,984
		資本準備金	124,992
		その他資本剰余金	122,992
		利益剰余金	△325,088
		その他利益剰余金	△325,088
		（うち当期純損失）	(308,129)
		新株予約権	2,075
資産合計	**1,377,029**	**負債・純資産合計**	**1,377,029**

第 40 期 決 算 公 告

2026年５月22日
東京都中央区日本橋二丁目４番１号
髙島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社
代表取締役社長　末吉　武嘉

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	154,151	流動負債	101,285
固定資産	2,589	固定負債	205
有形固定資産	107	**負債合計**	**101,491**
無形固定資産	89	株主資本	55,250
投資その他の資産	2,391	資本金	100
		資本剰余金	6,406
		その他資本剰余金	6,406
		利益剰余金	48,743
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	48,718
		純資産合計	**55,250**
資産合計	**156,741**	**負債・純資産合計**	**156,741**

損益計算書の要旨
（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	24,032
営業費用	18,577
営業利益	5,454
営業外収益	242
営業外費用	3
経常利益	5,692
税引前当期純利益	5,692
法人税、住民税及び事業税	1,813
法人税等調整額	96
当期純利益	3,782

第 2 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
メルメリリーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,234,278
	固定資産	6,938,674
	合計	**9,172,953**
負純資債及産のび部	流動負債	650,608
	固定負債	8,519,630
	株主資本	2,714
	資本金	3,000
	利益剰余金	△286
	（その他利益剰余金）	(△286)
	合計	**9,172,953**

(注)　当期純利益　39千円

令和８年５月25日
千葉県銚子市長塚町六丁目4510番地の１
株式会社塙商事
代表取締役　越田　正浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	456,662,670
	固定資産	111,652,551
	資産合計	**568,315,221**
負純資債及産のび部	流動負債	32,083,118
	固定負債	22,140,118
	退職給付引当金	19,445,578
	株主資本	514,091,985
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	504,091,985
	その他利益剰余金	504,091,985
	（うち当期純利益）	(73,582,966)
	負債・純資産合計	**568,315,221**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は、解散することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。甲は、確定した最終の事業年度はありません。

令和八年五月二十五日
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二号
株式会社赤坂国際会計内
（甲）MCP42株式会社
代表取締役　小野俊法
千葉県銚子市長塚町四五一〇番地一
（乙）株式会社塙商事
代表取締役　越田　正浩

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ランタオリーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,659,715
	固定資産	5,783,336
	合計	**12,443,051**
負純資債及産のび部	流動負債	1,436,702
	固定負債	11,004,501
	株主資本	1,848
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,152
	（その他利益剰余金）	(△1,152)
	合計	**12,443,051**

(注)　当期純損失　29千円

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社プラザクリエイト（乙、住所東京都中央区晴海一丁目八番一〇号）のグランピング事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）http://www.plazacreate.co.jp

令和八年五月二十五日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号

株式会社ＢＹ　ＴＨＥ　ＰＡＲＫ

代表取締役　城市　浩二

令和７年３月期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区晴海一丁目８番10号

株式会社ＢＹ　ＴＨＥ　ＰＡＲＫ

代表取締役　城市　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	277,673
	固定資産	6,552
	資産合計	**284,226**
負債及び純資産の部	流動負債	101,409
	賞与引当金	984
	固定負債	30,774
	株主資本	152,043
	資本金	6,000
	利益剰余金	146,043
	その他利益剰余金	146,043
	（うち当期純利益）	(19,865)
	負債・純資産合計	**284,226**

第１期決算公告

令和８年５月25日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

エクスプローラーリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年２月15日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,724
	合計	**2,724**
負債及び純資産の部	流動負債	23
	株主資本	2,701
	資本金	3,000
	利益剰余金	△299
	（その他利益剰余金）	(△299)
	合計	**2,724**

㈱　当期純損失　299千円

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都世田谷区玉川台一丁目八番一号

株式会社タスコ

代表取締役　原　恵一

第66期決算公告　令和８年５月25日

東京都世田谷区玉川台一丁目８番１号

株式会社タスコ

代表取締役　原　恵一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	58,256
	固定資産	27,666
	資産合計	**85,923**
負債及び純資産の部	流動負債	62,020
	固定負債	13,007
	株主資本	10,895
	資本金	20,000
	利益剰余金	△9,104
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	△16,104
	（うち当期純利益）	(520)
	負債・純資産合計	**85,923**

第52期決算公告

令和８年４月27日

東京都台東区浅草１丁目22番10号

株式会社小舟

代表取締役　小林　静枝

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,185,599
	固定資産	367,354
	資産合計	**1,552,953**
負債及び純資産の部	流動負債	25,270
	固定負債	710,166
	株主資本	817,517
	資本金	10,000
	利益剰余金	807,517
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	805,017
	（うち当期純利益）	(33,783)
	負債・純資産合計	**1,552,953**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億五千四百九十六万七千八十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都港区六本木三丁目一番一七号

株式会社Ｓｅｉｂｉｉ

代表取締役　千村　真希

第７期決算公告　令和８年５月25日

東京都港区六本木三丁目１番17号

株式会社Ｓｅｉｂｉｉ

代表取締役　千村　真希

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,080,645
	固定資産	37,251
	資産合計	**1,117,896**
負債及び純資産の部	流動負債	346,245
	固定負債	149,880
	株主資本	621,290
	資本金	100,000
	資本剰余金	854,967
	資本準備金	854,967
	利益剰余金	△333,676
	その他利益剰余金	△333,676
	（うち当期純利益）	(48,371)
	新株予約権	480
	負債・純資産合計	**1,117,896**

第47期決算公告　令和８年５月25日

東京都千代田区鍛冶町一丁目８番３号

株式会社サンフコ

代表取締役社長　田邉　宏至

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,670,903
	固定資産	445,605
	資産合計	**5,116,508**
負債及び純資産の部	流動負債	1,813,550
	賞与引当金	15,788
	固定負債	176,352
	株主資本	2,929,441
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,879,441
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,866,941
	（うち当期純利益）	(262,415)
	評価・換算差額等	197,164
	負債・純資産合計	**5,116,508**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億一千三十五万八千四百十九円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

静岡県浜松市中央区恩地町五五九番地の一九

東海下水道整備株式会社

代表取締役　竹原　功

第８期決算公告　令和８年５月25日

東京都中央区日本橋二丁目４番１号

株式会社アール・ティー・ディー

代表取締役　二宮　理恵

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	385,617
	固定資産	14,157
	資産合計	**399,774**
負債及び純資産の部	流動負債	356,291
	固定負債	9,514
	負債合計	**365,805**
	株主資本	33,968
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,968
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	23,468
	（うち当期純損失）	(20,369)
	純資産合計	**33,968**
	負債・純資産合計	**399,774**

第57期決算公告

令和８年５月25日

静岡県浜松市中央区恩地町559番地の19

東海下水道整備株式会社

代表取締役　竹原　功

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	627,061
	固定資産	331,779
	合計	**958,841**
負債及び純資産の部	流動負債	181,500
	固定負債	62,894
	株主資本	714,447
	資本金	20,000
	利益剰余金	694,447
	その他利益剰余金	694,447
	（うち当期純利益）	(154,225)
	合計	**958,841**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
静岡県浜松市中央区鴨江二丁目７番17号
株式会社ＣＯＮＮＥＣＴ
代表取締役　竹原　　功

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,928
	固定資産	140,656
	合計	160,584
負債及び純資産の部	流動負債	80,365
	固定負債	54,181
	株主資本	26,037
	資本金	1,000
	利益剰余金	25,037
	その他利益剰余金	25,037
	（うち当期純利益）	(4,996)
	合計	160,584

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億二千四百八十万五千八百二十五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
静岡県浜松市中央区鴨江二丁目七番一七号
株式会社ＣＯＮＮＥＣＴ
代表取締役　竹原　功

第 3 期 決 算 公 告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ38特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	その他資産	97
	流動資産	16
	繰延資産	81
	資産合計	97
負債及び純資産の部	流動負債	801
	社員資本	△703
	特定資本金	50
	剰余金	△753
	当期未処理損失	753
	（うち当期純損失）	(326)
	負債・純資産合計	97

第９期決算公告　　令和８年５月25日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社リベルケア
代表取締役　川久保次朗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,168,208
	固定資産	1,401,831
	資産合計	2,570,039
負債及び純資産の部	流動負債	611,668
	固定負債	2,124,986
	負債合計	2,736,654
	株主資本	△166,615
	資本金	50,000
	利益剰余金	△216,615
	その他利益剰余金	△216,615
	（うち当期純損失）	(94,175)
	純資産合計	△166,615
	負債・純資産合計	2,570,039

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を五億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年四月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二八番一二号
株式会社リベルケア
代表取締役　川久保次朗

第 3 期 決 算 公 告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ39特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	その他資産	97
	流動資産	16
	繰延資産	81
	資産合計	97
負債及び純資産の部	流動負債	606
	社員資本	△508
	特定資本金	50
	剰余金	△558
	当期未処理損失	558
	（うち当期純損失）	(308)
	負債・純資産合計	97

決　算　公　告

令和８年５月25日
愛知県常滑市字椎田口51番地
えがおファームビレッジ株式会社
代表取締役　伊奈　憲正

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,694
	固定資産	125,006
	繰延資産	4,477
	合計	138,178
負債及び純資産の部	流動負債	2,239
	固定負債	167,880
	株主資本	△31,942
	資本金	33,000
	利益剰余金	△64,942
	その他利益剰余金	△64,942
	（うち当期純損失）	(33,039)
	合計	138,178

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千四百三十七万五千円、資本準備金の額を七千百三十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
愛知県常滑市字椎田口五一番地
えがおファームビレッジ株式会社
代表取締役　伊奈　憲正

第 1 期 決 算 公 告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ユイスト特定目的会社
取締役　宮本　　傑

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	その他資産	169
	流動資産	28
	繰延資産	141
	資産合計	169
負債及び純資産の部	流動負債	177
	社員資本	△8
	特定資本金	50
	剰余金	△58
	当期未処理損失	58
	（うち当期純損失）	(58)
	負債・純資産合計	169

第 62 期決算公告　　令和８年５月25日

大阪市東住吉区今林一丁目２番68号
大阪市中央卸売市場東部市場内
島永果実販売株式会社
代表取締役　寺田　典宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	146,971
	固定資産	48,377
	合計	195,349
負債及び純資産の部	流動負債	65,892
	固定負債	373
	株主資本	129,083
	資本金	10,000
	利益剰余金	142,337
	利益準備金	950
	その他利益剰余金	141,387
	（うち当期純利益）	(130)
	自己株式	△ 23,254
	合計	195,349

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｈａｒｕｋａ（住所大阪市東住吉区山坂五丁目一九番二八号）に対して当社の小売業、飲食業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
大阪市東住吉区今林一丁目二番六八号
大阪市中央卸売市場東部市場内
島永果実販売株式会社
代表取締役　寺田　典宏

第 40 期決算公告　　令和８年５月25日

東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
アンゴラ石油株式会社
代表取締役　宮崎　暁男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,525
	固定資産	9
	資産合計	6,534
負債及び純資産の部	流動負債	12
	株主資本	6,521
	資本金	80
	資本剰余金	5,771
	その他資本剰余金	5,771
	利益剰余金	670
	利益準備金	615
	その他利益剰余金	55
	（うち当期純損失）	(8)
	負債・純資産合計	6,534

第17期決算公告

令和８年５月22日
東京都調布市染地二丁目８番12号
日活調布撮影所内
株式会社日活スタジオサービス
代表取締役　請川　明生

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,525
	固定資産	1,306
	繰延資産	—
	資産合計	70,831
負債及び純資産の部	流動負債	31,410
	株主資本	39,420
	資本金	35,000
	利益剰余金	4,420
	その他利益剰余金	4,420
	（うち当期純利益）	(6,844)
	負債・純資産合計	70,831

第14期決算公告

令和８年５月25日
兵庫県伊丹市西台二丁目７番１号
株式会社サン薬局
代表取締役　堀越　勝博

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	196
	固定資産	69
	資産合計	265
負債及び純資産の部	流動負債	136
	固定負債	149
	株主資本	△19
	資本金	8
	資本剰余金	15
	その他資本剰余金	15
	利益剰余金	△43
	その他利益剰余金	△43
	（うち当期純損失）	(0)
	負債・純資産合計	265

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日
兵庫県伊丹市西台二丁目七番一号
（甲）株式会社サン薬局
代表取締役　堀越　勝博
兵庫県伊丹市春日丘四丁目五〇番地八
（乙）有限会社メディカルノブ
代表取締役　堀越　勝博

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

第1期決算公告

令和８年５月25日
東京都渋谷区道玄坂１丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
株式会社Ｍｏｇｕｕ
代表取締役社長　川綱　夏生

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	170
	固定資産	23,260
	繰延資産	2,437
	資産合計	25,867
負債及び純資産の部	流動負債	27,125
	固定負債	10,000
	株主資本	△11,258
	資本金	1,000
	利益剰余金	△12,258
	その他利益剰余金	△12,258
	（うち当期純損失）	(12,258)
	負債・純資産合計	25,867

第27期決算公告

令和８年５月25日
福岡県筑紫野市桜台二丁目23番２号
エスケイジャパンセールス株式会社
代表取締役　杉　弘行

貸借対照表の要旨（令和７年８月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	930,523
	固定資産	114,075
	合計	1,044,598
負債及び純資産の部	流動負債	407,922
	固定負債	96,080
	退職給付引当金	32,021
	株主資本	540,596
	資本金	30,000
	利益剰余金	510,596
	その他利益剰余金	510,596
	（うち当期純利益）	(11,500)
	合計	1,044,598

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のあるときは、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日
福岡県筑紫野市桜台二丁目二三番二号
（甲）エスケイジャパンセールス株式会社
代表取締役　杉　弘行
福岡県筑紫野市桜台二丁目二三番二号
（乙）有限会社エイチ・ケー・サービス
代表取締役　古川　幸弘

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

第16期決算公告

令和８年５月25日
東京都港区北青山一丁目２番３号
ＢＧＯリアルエステート・アドヴァイザーズ株式会社
代表取締役　岡本　浩和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	10
	固定資産	1
	合計	11
負債及び純資産の部	流動負債	1
	株主資本	10
	資本金	5
	資本剰余金	18
	資本準備金	18
	利益剰余金	△13
	その他利益剰余金	△13
	（うち当期純損失）	(13)
	合計	11

第11期決算公告

2026年５月25日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
三菱ＨＣキャピタルエナジー株式会社

貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,405	流動負債	15,826
固定資産	115,334	賞与引当金	75
		役員賞与引当金	8
		固定負債	94,749
		負債合計	110,575
		株主資本	6,164
		資本金	150
		資本剰余金	403
		資本準備金	150
		その他資本剰余金	253
		利益剰余金	5,611
		その他利益剰余金	5,611
		純資産合計	6,164
資産合計	116,739	負債・純資産合計	116,739

損益計算書の要旨
（自　2025年２月１日　至　2026年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,231
売上原価	4,824
売上総利益	4,407
販売費及び一般管理費	1,546
営業利益	2,860
営業外収益	244
営業外費用	1,675
経常利益	1,429
特別損失	0
税引前当期純利益	1,429
法人税、住民税及び事業税	695
法人税等調整額	△414
当期純利益	1,149

第５期決算公告

令和８年５月25日
東京都渋谷区恵比寿４丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
Global－e Japan株式会社
代表取締役　シャハール・チャイム・タマリ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	2,379,772,372
	固定資産	23,367,454
	合計	2,403,139,826
負債及び純資産の部	流動負債	2,351,825,711
	賞与引当金	5,573,706
	株主資本	51,314,115
	資本金	100
	利益剰余金	51,314,015
	その他利益剰余金	51,314,015
	（うち当期純損失）	(10,946,559)
	合計	2,403,139,826

第４期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ26特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,960,708	流動負債	105,976
固定資産	8,960,708	固定負債	7,380,000
その他資産	895,815	負債合計	7,485,976
流動資産	859,785	社員資本	2,370,547
固定資産	28,645	特定資本金	5,000
投資その他の資産	28,645	優先資本金	3,181,600
繰延資産	7,385	剰余金	△816,052
		当期未処理損失	816,052
		純資産合計	2,370,547
資産合計	9,856,524	負債・純資産合計	9,856,524

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	516,728
営業損失	516,728
営業外収益	1,555
営業外費用	30
経常損失	515,204
税引前当期純損失	515,204
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	516,154

第４期決算公告

令和８年３月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ29特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他資産	15,883	流動負債	90
流動資産	15,824	**負債合計**	**90**
繰延資産	59	社員資本	15,793
		特定資本金	5,000
		優先資本金	16,000
		剰余金	△5,206
		当期未処理損失	5,206
		純資産合計	**15,793**
資産合計	**15,883**	**負債・純資産合計**	**15,883**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	6,174
営業損失	6,174
営業外収益	1,106
営業外費用	29
経常損失	5,097
税引前当期純損失	5,097
法人税、住民税及び事業税	180
当期純損失	5,277

第７期決算公告

令和８年５月25日
東京都渋谷区恵比寿４丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
Yondr Japan株式会社
代表取締役　ハロルド・ヴァン・デン・アインデ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	126,708,778
	固定資産	0
	合計	**126,708,778**
負債及び純資産の部	流動負債	142,495,817
	固定負債	0
	株主資本	△15,787,039
	資本金	1
	利益剰余金	△15,787,040
	その他利益剰余金	△15,787,040
	（うち当期純損失）	（9,006,597）
	合計	**126,708,778**

第５期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ31特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	45,650,379	流動負債	35,364
固定資産	45,650,379	固定負債	28,000,000
その他資産	7,020,512	**負債合計**	**28,035,364**
流動資産	6,822,565	社員資本	24,635,527
固定資産	165,501	特定資本金	5,000
繰延資産	32,445	優先資本金	26,300,000
		剰余金	△1,669,472
		当期未処理損失	1,669,472
		純資産合計	**24,635,527**
資産合計	**52,670,891**	**負債・純資産合計**	**52,670,891**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	27,520
営業費用	1,382,135
営業損失	1,354,615
営業外収益	1,219
営業外費用	24
経常損失	1,353,420
税引前当期純損失	1,353,420
法人税、住民税及び事業税	1,008
当期純損失	1,354,429

第11期決算公告

令和８年５月25日
東京都渋谷区恵比寿４丁目３番５号704号室アークアウトソーシング株式会社内
Douglas Japan株式会社
代表取締役　ランダル・コリン・ゴヴェイア

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	889
	合計	**889**
負債及び純資産の部	流動負債	37,053
	株主資本	△36,164
	資本金	2,000
	利益剰余金	△38,164
	その他利益剰余金	△38,164
	（うち当期純損失）	（4,507）
	合計	**889**

第４期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ32特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,098,491	流動負債	972
固定資産	2,098,491	**負債合計**	**972**
その他資産	9,493	社員資本	2,107,012
流動資産	9,421	特定資本金	50
繰延資産	72	優先資本金	2,133,300
		剰余金	△26,337
		当期未処理損失	26,337
		純資産合計	**2,107,012**
資産合計	**2,107,984**	**負債・純資産合計**	**2,107,984**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	5,480
営業損失	5,480
営業外収益	19
営業外費用	29
経常損失	5,490
税引前当期純損失	5,490
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	6,440

第64期決算公告

令和８年５月22日
長野県北佐久郡立科町大字芦田3408番地
立科金属株式会社
代表取締役社長　大下　守人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	693,968
	固定資産	605,794
	合計	**1,299,762**
負債及び純資産の部	流動負債	575,643
	固定負債	326,712
	株主資本	397,407
	資本金	81,520
	資本剰余金	48,597
	利益剰余金	267,290
	利益準備金	10,750
	その他利益剰余金	256,540
	（うち当期純利益）	（71,241）
	合計	**1,299,762**

第４期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ36特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	13,520,527	流動負債	39,827
固定資産	13,520,527	固定負債	10,512,000
その他資産	1,619,254	**負債合計**	**10,551,827**
流動資産	1,535,233	社員資本	4,587,955
固定資産	73,627	特定資本金	5,000
投資その他の資産	73,627	優先資本金	4,645,000
繰延資産	10,393	剰余金	△62,044
		当期未処理損失	62,044
		純資産合計	**4,587,955**
資産合計	**15,139,782**	**負債・純資産合計**	**15,139,782**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	51,415
営業損失	51,415
営業外収益	3,190
営業外費用	4,209
経常損失	52,433
税引前当期純損失	52,433
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	53,383

第８期決算公告

令和８年５月25日
兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目７番４号ハーバーランドダイヤニッセイビル
Kongsberg Maritime Japan株式会社
代表取締役　森澤　勇介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,229
	固定資産	5,789
	資産合計	**248,019**
負債及び純資産の部	流動負債	40,894
	在庫引当金	3,718
	固定負債	—
	株主資本	207,124
	資本金	10
	利益剰余金	207,114
	その他利益剰余金	207,114
	（うち当期純利益）	（63,885）
	負債・純資産合計	**248,019**

第22期決算公告

令和８年５月25日
東京都港区赤坂四丁目２番３号
南麻布三丁目一般社団法人
代表理事　金谷　正文

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,648
	固定資産	3,000
	合計	6,648
負債及び純資産の部	流動負債	70
	基金等	6,578
	基金	26,500
	利益剰余金	△19,921
	その他利益剰余金	△19,921
	（うち当期純損失）	(958)
	合計	6,648

㈱　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第19期決算公告

令和８年５月25日
福岡市中央区大手門３―12―32
株式会社ＥＦＭ
代表取締役　杉山　芳文

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,578
	固定資産	354,118
	合計	488,697
負債及び純資産の部	流動負債	65,355
	固定負債	378,125
	株主資本	45,216
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	34,216
	その他利益剰余金	34,216
	（うち当期純利益）	(5,662)
	合計	488,697

第６期決算公告

令和８年４月30日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
Ｂｅａｕｃｈａｒｄ株式会社
代表取締役　小谷　昌寛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,085
	資産合計	81,085
負債及び純資産の部	流動負債	5,502
	株主資本	75,583
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△74,417
	その他利益剰余金	△74,417
	（うち当期純損失）	(7,458)
	負債・純資産合計	81,085

第９期決算公告

令和８年３月31日
千葉県船橋市習志野台五丁目40番21号
船橋バイオマスエナジー株式会社
代表取締役　柴田俊次郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,355
	固定資産	414,122
	合計	424,477
負債及び純資産の部	流動負債	28,261
	固定負債	391,805
	株主資本	4,410
	資本金	50,000
	利益剰余金	△45,589
	その他利益剰余金	△45,589
	（うち当期純利益）	(669)
	合計	424,477

第３期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ゴウダＥＳＲ37特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	413,627	流動負債	1,063
固定資産	413,627	負債合計	1,063
その他資産	64,779	社員資本	477,343
流動資産	64,712	特定資本金	50
繰延資産	66	優先資本金	500,000
		剰余金	△22,706
		当期未処理損失	22,706
		純資産合計	477,343
資産合計	478,407	負債・純資産合計	478,407

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	20,354
営業損失	20,354
営業外収益	31
営業外費用	1,679
経常損失	22,002
税引前当期純損失	22,002
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	22,292

第５期決算公告

令和８年３月17日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ＥＳＲ本星崎特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,908,209	流動負債	134,733
固定資産	8,908,209	固定負債	6,647,893
その他資産	885,838	負債合計	6,782,626
流動資産	869,204	社員資本	3,011,421
固定資産	12,219	特定資本金	5,000
投資その他の資産	12,219	優先資本金	3,953,000
繰延資産	4,415	剰余金	△946,578
		当期未処理損失	946,578
		純資産合計	3,011,421
資産合計	9,794,048	負債・純資産合計	9,794,048

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	389,161
営業費用	596,047
営業損失	206,885
営業外収益	1,200
営業外費用	34
経常損失	205,719
税引前当期純損失	205,719
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	206,669

第４期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
アイラ特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
その他資産	1,015,936	流動負債	609,510
流動資産	1,015,903	負債合計	609,510
繰延資産	33	社員資本	406,426
		特定資本金	50
		優先資本金	6,183,000
		剰余金	△5,776,623
		当期未処理損失	5,776,623
		純資産合計	406,426
資産合計	1,015,936	負債・純資産合計	1,015,936

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	13,562
営業損失	13,562
営業外収益	356
営業外費用	1,477
経常損失	14,684
税引前当期純損失	609,199
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	610,409

第３期決算公告

令和８年３月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
アラン特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,926,912	流動負債	999
固定資産	2,926,912	負債合計	999
その他資産	536,345	社員資本	3,462,258
流動資産	536,279	特定資本金	50
繰延資産	66	優先資本金	4,865,000
		剰余金	△1,402,791
		当期未処理損失	1,402,791
		純資産合計	3,462,258
資産合計	3,463,258	負債・純資産合計	3,463,258

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	641,468
営業損失	641,468
営業外収益	516
営業外費用	2,529
経常損失	643,481
税引前当期純損失	643,481
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	644,431

第　４　期　決　算　公　告

令和８年３月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
ルイス特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	14,368,545	流動負債	112,442
固定資産	14,368,545	**負債合計**	**112,442**
その他資産	325,956	社員資本	14,582,059
流動資産	320,191	特定資本金	5,000
固定資産	3,069	優先資本金	14,851,350
繰延資産	2,694	剰余金	△274,290
		当期未処理損失	274,290
		純資産合計	**14,582,059**
資産合計	**14,694,501**	**負債・純資産合計**	**14,694,501**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	66,669
営業損失	66,669
営業外収益	694
営業外費用	10,600
経常損失	76,575
税引前当期純損失	76,575
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	77,785

第24期決算公告

令和８年５月25日

千葉県市原市五井海岸５番９号
五井コーストエナジー株式会社
代表取締役　橘　　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,281,570
	固定資産	334,471
	資産合計	**3,616,041**
負債及び純資産の部	流動負債	712,601
	株主資本	2,903,440
	資本金	440,000
	利益剰余金	2,463,440
	その他利益剰余金	2,463,440
	（うち当期純利益）	（166,783）
	負債・純資産合計	**3,616,041**

第　６　期　決　算　公　告

令和８年３月27日　　東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
川西３特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	31,310,803	流動負債	80,371
固定資産	31,310,803	固定負債	26,700,000
その他資産	16,197,115	**負債合計**	**26,780,371**
流動資産	15,728,953	社員資本	20,727,547
固定資産	455,076	特定資本金	1,000
繰延資産	13,085	優先資本金	21,405,350
		剰余金	△678,802
		当期未処理損失	678,802
		純資産合計	**20,727,547**
資産合計	**47,507,918**	**負債・純資産合計**	**47,507,918**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	639,353
営業損失	639,353
営業外収益	5,138
営業外費用	11,327
経常損失	645,542
税引前当期純損失	645,542
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	646,752

第54期決算公告　令和８年３月19日

東京都港区海岸三丁目20番20号
フジ地中情報株式会社
代表取締役　深澤　　貴

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,882,657
	固定資産	1,054,967
	資産合計	**3,937,625**
負債及び純資産の部	流動負債	1,712,275
	固定負債	523,626
	株主資本	1,701,723
	資本金	100,000
	資本剰余金	12,424
	資本準備金	12,424
	利益剰余金	1,589,299
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,564,299
	（うち当期純利益）	（299,287）
	負債・純資産合計	**3,937,625**

第　４　期　決　算　公　告

令和８年３月27日　　東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
川西４特定目的会社
取締役　藍原　博也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	3,157,506	流動負債	30,124
固定資産	3,157,506	**負債合計**	**30,124**
その他資産	161,698	社員資本	3,289,080
流動資産	161,656	特定資本金	50
繰延資産	42	優先資本金	3,311,550
		剰余金	△22,519
		当期未処理損失	22,519
		純資産合計	**3,289,080**
資産合計	**3,319,205**	**負債・純資産合計**	**3,319,205**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	6,602
営業損失	6,602
営業外収益	194
営業外費用	3,138
経常損失	9,546
税引前当期純損失	9,546
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	10,496

第６期決算公告　令和８年５月25日

東京都港区海岸三丁目20番20号
VTユーティリティーズサービス株式会社
代表取締役　尾毛　秀光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	96,304
	固定資産	51,225
	合計	**147,529**
負債及び純資産の部	流動負債	37,403
	固定負債	54,038
	株主資本	56,088
	資本金	30,835
	資本剰余金	30,835
	資本準備金	30,835
	利益剰余金	△5,582
	その他利益剰余金	△5,582
	（うち当期純損失）	（5,626）
	合計	**147,529**

第　19　期　決　算　公　告

令和８年５月25日　　東京都江東区牡丹３丁目14番15号
株式会社前川製作所
代表取締役　前川　　真

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	78,209	流動負債	35,068
固定資産	32,797	製品保証損失引当金	1,086
		固定負債	11,444
		退職給付引当金	8,941
		役員退職慰労引当金	335
		株主資本	64,493
		資本金	1,000
		資本剰余金	1,108
		その他資本剰余金	1,108
		利益剰余金	62,384
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	62,134
資産合計	**111,006**	**負債・純資産合計**	**111,006**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	103,753
売上原価	70,406
売上総利益	33,347
販売費及び一般管理費	21,769
営業利益	11,577
営業外収益	1,374
営業外費用	118
経常利益	12,833
特別利益	85
特別損失	109
税引前当期純利益	12,809
法人税、住民税及び事業税	5,220
法人税等調整額	△57
当期純利益	7,647

第　12　期　決　算　公　告

令和８年５月25日
東京都港区海岸三丁目20番20号
株式会社V・Tエナジーマネジメント
代表取締役　川口　宏明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	304,632
	固定資産	3,878
	資産合計	**308,510**
負債及び純資産の部	流動負債	242,467
	固定負債	48,613
	株主資本	17,430
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,430
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,930
	（うち当期純利益）	（4,885）
	負債・純資産合計	**308,510**

第29期決算公告

令和８年５月25日
東京都港区海岸三丁目20番20号
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
代表取締役　内野　一尋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,703,423
	固定資産	5,656,575
	資産合計	19,359,998
負債及び純資産の部	流動負債	11,391,819
	固定負債	4,156,950
	株主資本	3,811,229
	資本金	100,000
	資本剰余金	175,000
	その他資本剰余金	175,000
	利益剰余金	3,536,229
	利益準備金	57,079
	その他利益剰余金	3,479,150
	（うち当期純利益）	(1,199,426)
	負債・純資産合計	19,359,998

決　算　公　告

令和８年５月25日
千葉県成田市並木町221番地331
株式会社大伸
代表取締役　石原　吉浩（伊藤　吉浩）

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	113,618,965
	固定資産	177,286,028
	資産合計	290,904,993
負債及び純資産の部	流動負債	73,982,272
	負債合計	73,982,272
	株主資本	216,922,721
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	186,922,721
	その他利益剰余金	186,922,721
	（うち当期純損失）	(5,054,090)
	純資産合計	216,922,721
	負債・純資産合計	290,904,993

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十五日

千葉県成田市並木町二二一番地三三一

代表取締役　株式会社大伸　石原　吉浩（伊藤　吉浩）

東京都東村山市富士見町三丁目一九番地九

（乙）有限会社若郷土木

代表取締役　前田　芳男

第52期決算公告

令和８年５月25日
静岡県浜松市中央区篠原町9254―２
株式会社太洋サービス
代表取締役　鈴木　裕司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	663,822
	固定資産	2,368,295
	資産合計	3,032,117
負債及び純資産の部	流動負債	454,072
	固定負債	1,563,285
	株主資本	1,014,760
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,004,760
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	979,760
	（うち当期純利益）	(342,591)
	負債・純資産合計	3,032,117

第11期決算公告

令和８年５月25日
東京都港区芝大門二丁目６番６号
アセットフロンティア株式会社
代表取締役　島居　里至

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	159,116
	固定資産	216,695
	合計	375,811
負債及び純資産の部	流動負債	100,501
	固定負債	153,267
	株主資本	122,042
	資本金	83,000
	資本剰余金	52,000
	資本準備金	52,000
	利益剰余金	△12,957
	その他利益剰余金	△12,957
	（うち当期純損失）	(14,061)
	合計	375,811

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千三百七十五万円減少し千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都港区芝大門二丁目六番六号

アセットフロンティア株式会社

代表取締役　島居　里至

Public Notice of Financial Statements

25 May 2026

Ao Building 15F, 3―11―7,
Kita Aoyama, Minato-ku, Tokyo

PayPal Pte. Ltd.

Yoden Michihiko,
Representative in Japan

Summary of Balance Sheet

(as of 31 December 2025)

(Unit : USD in thousands)

Accounts Title	Amount
Assets	
Current Assets	10,440,745
Non-Current Assets	5,895,497
Total Assets	**16,336,242**
Liabilities and Shareholders'Equity	
Current Liabilities	8,298,680
Non-Current Liabilities	388,378
Total Liabilities	**8,687,058**
Share Capital	3,109,930
Share-based Compensation Reserve	47,649
Currency Translation and Fair Value Reserve	88,070
Retained Profits	4,403,535
Total Equity	**7,649,184**
Total Liabilities and Shareholders'Equity	**16,336,242**

決算公告

令和８年５月25日
東京都港区赤坂二丁目12番17号
ＭａｒｔｉａｌＡｒｔｓタワー
株式会社Ｍａｒｔｉａｌ　Ａｒｔｓ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,004,091
	固定資産	5,878,825
	繰延資産	4,727
	資産合計	7,887,644
負債及び純資産の部	流動負債	93,706
	固定負債	4,682,927
	株主資本	3,111,010
	資本金	10,000
	資本剰余金	277,130
	その他資本剰余金	277,130
	利益剰余金	2,823,880
	その他利益剰余金	2,823,880
	（うち当期純利益）	(354,329)
	負債・純資産合計	7,887,644

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十五日

東京都港区赤坂二丁目一二番一七号ＭａｒｔｉａｌＡｒｔｓタワー

（甲）株式会社Ｍａｒｔｉａｌ　Ａｒｔｓ

代表取締役　堀　章夫

東京都港区赤坂二丁目一二番一七号ＭａｒｔｉａｌＡｒｔｓタワー

（乙）有限会社ＹＯＭ

代表取締役　堀　鉄平

第４期決算公告

令和８年５月25日
東京都小金井市本町四丁目19番２号
株式会社T. S. branch
代表取締役　横田　宙士

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	27
	固定資産	1,228
	合計	1,256
負債及び純資産の部	流動負債	32
	固定負債	1,058
	株主資本	165
	資本金	98
	資本剰余金	97
	資本準備金	97
	利益剰余金	△30
	その他利益剰余金	△30
	（うち当期純損失）	(7)
	合計	1,256

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億三千五百五十七万千四百十五円、資本準備金の額を金四億三千五百五十七万千四百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都小金井市本町四丁目一九番二号

株式会社T. S. branch

代表取締役　横田　宙士

決算公告

令和８年５月25日
横浜市都筑区佐江戸町1841番地１
今井工業株式会社
代表取締役　児玉　　崇

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	87
	固定資産	106
	合計	193
負債及び純資産の部	流動負債	47
	固定負債	32
	株主資本	113
	資本金	20
	利益剰余金	102
	その他利益剰余金	102
	（うち当期純損失）	(21)
	自己株式	△8
	合計	193

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するイーエムトラスト株式会社（住所、神奈川県横浜市青葉区鉄町五二二番地一）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十五日
横浜市都筑区佐江戸町一八四一番地一
今井工業株式会社
代表取締役　児玉　崇

第53期決算公告

令和８年５月25日
千葉市美浜区新港28番地１
株式会社ネオテック
代表取締役社長　坂口　堅司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,194,024
	固定資産	194,244
	有形固定資産	179,173
	無形固定資産	357
	投資その他の資産	14,713
	資産合計	1,388,269
負債及び純資産の部	流動負債	288,752
	賞与引当金	7,606
	その他	281,146
	固定負債	19,123
	退職給付引当金	17,511
	役員退職慰労引当金	348
	その他	1,263
	負債合計	307,876
	株主資本	1,080,392
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,030,392
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,017,892
	（うち当期純利益）	(86,047)
	純資産合計	1,080,392
	負債・純資産合計	1,388,269

第18期決算公告

令和８年５月25日
長野県飯田市上川路1048番地１
株式会社エイワンコンサル
代表取締役　木下　　淳

貸借対照表の要旨
（令和７年６月26日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,390
	固定資産	1,470
	合計	3,861
負債及び純資産の部	流動負債	4,095
	固定負債	3,841
	株主資本	△4,075
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,075
	その他利益剰余金	△5,075
	（うち当期純損失）	(260)
	合計	3,861

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は南信州ふるさと農園合同会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
長野県飯田市上川路一〇四八番地一
株式会社エイワンコンサル
代表取締役　木下　淳

第３期決算公告

令和８年５月25日
神戸市中央区港島南町二丁目１番地の11
株式会社サイト―ファクト
代表取締役　石橋　泰徳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,633,968
	固定資産	369,943
	資産合計	2,003,912
負債及び純資産の部	流動負債	160,043
	固定負債	175,252
	株主資本	1,668,616
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,196,906
	資本準備金	1,292,329
	その他資本剰余金	904,576
	利益剰余金	△628,289
	その他利益剰余金	△628,289
	（うち当期純損失）	(628,289)
	負債・純資産合計	2,003,912

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十二億九千二百三十二万九千六百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
神戸市中央区港島南町二丁目一番地の一一
株式会社サイト―ファクト
代表取締役　石橋　泰徳

第52期決算公告

令和８年５月25日
東京都葛飾区細田５丁目20番４号
センヨー商事株式会社
代表取締役社長　眞田　知博

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	756,165
	固定資産	199,924
	資産合計	956,090
負債及び純資産の部	流動負債	454,504
	賞与引当金	11,490
	その他	443,014
	固定負債	36,687
	退職給付引当金	12,188
	役員退職慰労引当金	9,411
	その他	15,088
	負債合計	491,192
	株主資本	439,773
	資本金	10,000
	資本剰余金	24,000
	その他資本剰余金	24,000
	利益剰余金	405,773
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	403,273
	（うち当期純利益）	(15,185)
	評価・換算差額等	25,124
	その他有価証券評価差額金	25,124
	純資産合計	464,897
	負債・純資産合計	956,090

第４期決算公告

令和８年５月25日
熊本市中央区黒髪二丁目39番１号
株式会社サーモンテック
代表取締役　田邉　将之

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	54,596
	固定資産	7,882
	繰延資産	1,221
	資産合計	63,700
負債及び純資産の部	流動負債	4,097
	株主資本	59,602
	資本金	91,000
	利益剰余金	△31,397
	その他利益剰余金	△31,397
	（うち当期純損失）	(29,961)
	負債・純資産合計	63,700

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千百四万四千円、資本準備金の額を一億四万四千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
熊本市中央区黒髪二丁目三九番一号
株式会社サーモンテック
代表取締役　田邉　将之

第56期決算公告

令和８年４月９日

大阪市西区新町一丁目33番８号

エス・エス・アルミ株式会社

代表取締役　田代　裕一

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,228
	固定資産	2,149
	繰延資産	0
	資産合計	**11,377**
負債及び純資産の部	流動負債	5,703
	賞与引当金	158
	その他	5,545
	固定負債	2,405
	役員退職慰労引当金	3
	その他	2,402
	負債合計	**8,108**
	株主資本	3,269
	資本金	100
	資本剰余金	3,989
	資本準備金	275
	その他資本剰余金	3,714
	利益剰余金	△820
	利益準備金	37
	その他利益剰余金	△857
	（うち当期純利益）	（207）
	純資産合計	**3,269**
	負債・純資産合計	**11,377**

第７期決算公告

2026年５月25日

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号

ＫＲＦ83特定目的会社

取締役　石本　忠次

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
特定資産の部		**6,151**	流動負債	81
流動資産		0	固定負債	4,242
固定資産		6,151	**負債合計**	**4,324**
有形固定資産		6,151	社員資本	3,019
その他の資産の部		**1,192**	特定資本金	1
流動資産		1,145	優先資本金	3,195
固定資産		47	剰余金	△176
投資その他の資産		47	当期未処理損失	176
			純資産合計	**3,019**
資産合計		**7,343**	**負債・純資産合計**	**7,343**

損益計算書の要旨

（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	33
営業費用	113
営業損失	80
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	81
税引前当期純損失	81
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	82

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＰＤ＆Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社（住所東京都渋谷区道玄坂二丁目一八番一一号サンモール道玄坂四二〇）に対して当社の飲食関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一三番六号

ＳＰＤ＆Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社

代表取締役　樋口　長英

第８期決算公告　令和８年５月25日

東京都渋谷区恵比寿１丁目13番６号

ＳＰＤ＆Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社

代表取締役　樋口　長英

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	32,059
	固定資産	380,885
	合計	**412,944**
負純資産債及の部び	流動負債	39,739
	固定負債	135,444
	株主資本	237,761
	資本金	1,000
	資本剰余金	170,765
	資本準備金	170,765
	利益剰余金	65,996
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	65,996
	（うち当期純損失）	（5,795）
	合計	**412,944**

第51期決算公告

2026年５月25日

岡山市南区西市116番地13

株式会社トスコ

代表取締役　畑　嘉昭

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,388
	固定資産	1,079
	有形固定資産	607
	無形固定資産	108
	投資その他の資産	362
	資産合計	**4,468**
負債及び純資産の部	流動負債	901
	賞与引当金	329
	工事損失引当金	16
	その他	555
	固定負債	109
	役員退職慰労引当金	72
	その他	36
	負債合計	**1,010**
	株主資本	3,457
	資本金	100
	資本剰余金	208
	資本準備金	95
	その他資本剰余金	113
	利益剰余金	3,225
	利益準備金	53
	その他利益剰余金	3,171
	（うち当期純利益）	（154）
	自己株式	△75
	純資産合計	**3,457**
	負債・純資産合計	**4,468**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千八百五十二万二千二百三円、資本準備金の額を一億九千四百二十八万六千三百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都品川区東五反田二丁目二一番二八号

株式会社ヘリテージ

代表取締役　松島　睦

第５期決算公告　令和８年５月25日

東京都品川区東五反田二丁目21番28号

株式会社ヘリテージ

代表取締役　松島　睦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	495,663
	固定資産	183,432
	繰延資産	440
	合計	**679,536**
負純資産債及の部び	流動負債	955,436
	固定負債	91,564
	株主資本	△367,463
	資本金	133,523
	資本剰余金	133,023
	資本準備金	133,023
	利益剰余金	△634,011
	その他利益剰余金	△634,011
	（うち当期純損失）	（284,350）
	合計	**679,536**

第60期決算公告

令和８年５月25日

名古屋市東区東大曽根町22番25号

株式会社オカシズ

代表取締役　大矢　英樹

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,628,099
	固定資産	122,506
	合計	**1,750,605**
負純資産債及の部び	流動負債	712,981
	固定負債	31,000
	株主資本	1,006,623
	資本金	70,000
	利益剰余金	936,623
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	921,623
	（うち当期純利益）	（35,479）
	合計	**1,750,605**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年五月十五日効力発生の株式交換により増加した資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

名古屋市東区東大曽根町二二番二五号

株式会社オカシズ

代表取締役　大矢　英樹

第39期決算公告　令和８年５月25日
大阪市城東区今福西五丁目６番17号
永晃モデル株式会社
代表取締役　永山　友朗

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	45,580
	固定資産	6,417
	合計	51,997
負債及び純資産の部	流動負債	23,128
	固定負債	8,080
	株主資本	20,789
	資本金	12,000
	利益剰余金	8,789
	利益準備金	2,650
	その他利益剰余金	6,139
	（うち当期純損失）	(6,558)
	合計	51,997

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
大阪市城東区今福西五丁目六番一七号
永晃モデル株式会社
代表取締役　永山　友朗

第56期決算公告
令和８年５月25日
神戸市中央区港島南町四丁目７番地の８
株式会社ニチジョー
代表取締役　上西　誠人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	520,638
	固定資産	156,259
	資産合計	676,897
負債及び純資産の部	流動負債	282,986
	固定負債	2,147
	株主資本	391,764
	資本金	100,000
	利益剰余金	291,764
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	266,764
	（うち当期純利益）	(77,769)
	負債・純資産合計	676,897

第１期決算公告
令和８年５月25日
青森県青森市佃二丁目19番７号
株式会社ＳＵホールディングス
代表取締役　秋田　正孝

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,416
	固定資産	300,156
	合計	302,573
負債及び純資産の部	流動負債	1,131
	固定負債	300,000
	株主資本	1,441
	資本金	1,000
	利益剰余金	441
	その他利益剰余金	441
	（うち当期純利益）	(441)
	合計	302,573

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月二十五日を効力発生日とする志田内海株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役により決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
青森県青森市佃二丁目一九番七号
株式会社ＳＵホールディングス
代表取締役　秋田　正孝

決　算　公　告
令和８年５月25日
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
ワールドビジネスガーデン
株式会社ワールドパーク
代表取締役　西田　譲

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	206,147	流動負債	701,287
固定資産	778,298	固定負債	112,134
		株主資本	169,522
		資本金	60,000
		資本剰余金	440,500
		資本準備金	245,000
		その他資本剰余金	195,500
		利益剰余金	△330,977
		その他利益剰余金	△330,977
		（うち当期純損失）	(216,486)
		新株予約権	1,502
資産合計	984,446	負債・純資産合計	984,446

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円、資本準備金の額を四千百四十八万六千五百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地
一ワールドビジネスガーデン
株式会社ワールドパーク
代表取締役　西田　譲

第20期決算公告　令和８年５月25日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー
コリアント株式会社
代表取締役　菅田　貴之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	864,157
	固定資産	12,615
	資産合計	876,772
負債及び純資産の部	流動負債	350,503
	（有給休暇引当金）	(16,797)
	株主資本	526,269
	資本金	10,000
	資本剰余金	106,818
	その他資本剰余金	106,818
	利益剰余金	409,451
	その他利益剰余金	409,451
	（うち当期純利益）	(6,121)
	負債・純資産合計	876,772

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー
（甲）ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社
代表社員　ノキア・ソリューションズ・アンド・ネットワークス・オーワイ
職務執行者　大島　貴之
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー
（乙）コリアント株式会社
代表取締役　菅田　貴之

第21期決算公告　令和８年３月31日

福岡県大牟田市青葉町74番地
株式会社フレッシュ・ウォーター三池
代表取締役　熊谷　眞純

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	196,882
	固定資産	381,653
	資産合計	578,535
負純資産債及のび部	流動負債	456,579
	株主資本	121,956
	資本金	47,500
	資本剰余金	37,500
	資本準備金	37,500
	利益剰余金	36,956
	その他利益剰余金	36,956
	（うち当期純損失）	(58,008)
	負債・純資産合計	578,535

第14期決算公告

令和８年５月25日
兵庫県伊丹市西台一丁目６番13号
株式会社フューチャージニアス
代表取締役　本田　信親

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	108,485
	固定資産	38,453
	合計	146,938
負純資産債及のび部	流動負債	45,539
	固定負債	42,610
	株主資本	58,788
	資本金	1,000
	利益剰余金	57,788
	その他利益剰余金	57,788
	（うち当期純利益）	(34,143)
	合計	146,938

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年七月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十五日
兵庫県伊丹市西台一丁目六番一三号
（甲）株式会社フューチャージニアス
代表取締役　本田　信親
兵庫県宝塚市米谷一丁目七番二四の一号
（乙）合同会社コスモ
代表社員　株式会社シーアイ・パートナーズ
職務執行者　谷部　有彦

第48期決算公告

令和８年５月25日
鹿児島県鹿児島市七ツ島１－２－15
日本浄水管理株式会社
代表取締役　竹宮　昭一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	298,731
	固定資産	179,730
	資産合計	478,461
負純資産債及のび部	流動負債	210,159
	株主資本	268,302
	資本金	50,000
	利益剰余金	218,301
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	205,801
	（うち当期純利益）	(44,622)
	負債・純資産合計	478,461

第31期決算公告

令和８年５月25日
神戸市西区南別府四丁目368番地の４
メグコーポレート株式会社
代表取締役　松山恵美子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	611,167
	固定資産	442,332
	繰延資産	768
	合計	1,054,268
負純資産債及のび部	流動負債	650,667
	固定負債	65,073
	株主資本	338,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	328,528
	その他利益剰余金	328,528
	（うち当期純損失）	(10,082)
	合計	1,054,268

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年五月二十五日
神戸市西区南別府四丁目三六八番地の四
（甲）メグコーポレート株式会社
代表取締役　松山恵美子
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一番一〇号
（乙）有限会社ハートメディカル
取締役　松山　喜範

第19期決算公告　令和８年３月26日

沖縄県那覇市銘苅二丁目５番28号
株式会社西原環境おきなわ
代表取締役　友野　貴康

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,593,765
	固定資産	81,200
	資産合計	1,674,965
負純資産債及のび部	流動負債	1,345,334
	固定負債	5,267
	株主資本	324,363
	資本金	60,000
	利益剰余金	264,363
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	249,363
	（うち当期純利益）	(106,432)
	負債・純資産合計	1,674,965

第56期決算公告

令和８年５月25日
茨城県那珂郡東海村大字船場674番地の２
株式会社後藤製作所
代表取締役　後藤　篤

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	645,076
	固定資産	823,124
	繰延資産	4,020
	合計	1,472,221
負純資産債及のび部	流動負債	777,838
	固定負債	378,095
	株主資本	316,287
	資本金	14,000
	利益剰余金	302,287
	その他利益剰余金	302,287
	（うち当期純利益）	(20,583)
	合計	1,472,221

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社後藤（住所茨城県那珂郡東海村大字船場六七五番地二四）に対して当社の不動産管理事業及び資産運用事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十五日
茨城県那珂郡東海村大字船場六七四番地の二
株式会社後藤製作所
代表取締役　後藤　篤

第14期決算公告　令和８年５月25日

北海道二海郡八雲町落部574番地
株式会社ハルミフーズ
代表取締役　新保　晴巳

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,758
	固定資産	360
	資産合計	6,118
負純資産債及のび部	流動負債	820
	株主資本	5,297
	資本金	5,000
	利益剰余金	297
	その他利益剰余金	297
	（うち当期純損失）	(1,254)
	負債・純資産合計	6,118

第39期決算公告　令和８年５月25日

北海道二海郡八雲町落部748番地１
株式会社イチヤママル長谷川水産
代表取締役　長谷川貴大

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,492,881
	固定資産	2,911,221
	繰延資産	776
	資産合計	7,404,878
負純資産債及のび部	流動負債	5,316,122
	固定負債	1,549,870
	株主資本	538,886
	資本金	25,000
	利益剰余金	513,886
	その他利益剰余金	513,886
	（うち当期純利益）	(2,836)
	負債・純資産合計	7,404,878

合併公告

下記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和八年五月二十五日
北海道二海郡八雲町落部七四八番地一
（甲）株式会社イチヤママル長谷川水産
代表取締役　長谷川貴大
北海道二海郡八雲町落部五七四番地
（乙）株式会社ハルミフーズ
代表取締役　新保　晴巳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

群馬県太田市大原町四〇五番地一

（甲）株式会社ライズ

代表取締役　藤田　勝好

群馬県太田市大原町四〇五番地一

（乙）株式会社アバンセ

代表取締役　藤田　勝好

第34期決算公告

令和８年５月25日

群馬県太田市大原町405番地１

株式会社アバンセ

代表取締役　藤田　勝好

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	236,549
	固定資産	28,062
	資産合計	**264,612**
負純資債及産のび部	流動負債	780
	負債合計	**780**
	株主資本	263,832
	資本金	10,000
	利益剰余金	253,832
	その他利益剰余金	253,832
	（うち当期純利益）	(2,030)
	純資産合計	**263,832**
	負債・純資産合計	**264,612**

第32期決算公告

令和８年５月25日

群馬県太田市大原町405番地１

株式会社ライズ

代表取締役　藤田　勝好

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,079,852
	固定資産	314,027
	資産合計	**3,393,880**
負純資債及産のび部	流動負債	120,938
	負債合計	**120,938**
	株主資本	3,272,941
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,262,941
	その他利益剰余金	3,262,941
	（うち当期純損失）	(8,893)
	純資産合計	**3,272,941**
	負債・純資産合計	**3,393,880**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ケーテーテック（乙、埼玉県三郷市戸ケ崎一丁目四一七番地）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

埼玉県三郷市戸ケ崎一丁目四一七番地

株式会社ケーテーテックホールディングス

代表取締役　神山　利修

第26期決算公告

令和８年５月25日

埼玉県三郷市戸ケ崎一丁目417番地

株式会社ケーテーテック

代表取締役　神山　利修

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,643,728
	固定資産	3,018,836
	資産合計	**4,662,564**
負純資債及産のび部	流動負債	345,668
	固定負債	3,665,067
	株主資本	651,829
	資本金	20,000
	利益剰余金	631,829
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	626,829
	（うち当期純損失）	(343,353)
	負債・純資産合計	**4,662,564**

第１期決算公告

令和８年５月25日

埼玉県三郷市戸ケ崎一丁目417番地

株式会社ケーテーテックホールディングス

代表取締役　神山　利修

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	0
	固定資産	998,460
	資産合計	**998,460**
負純資債及産のび部	流動負債	90
	株主資本	998,370
	資本金	20,000
	資本剰余金	978,460
	その他資本剰余金	978,460
	利益剰余金	△90
	その他利益剰余金	△90
	（うち当期純損失）	(90)
	負債・純資産合計	**998,460**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の発電・蓄電設備の監視・制御システム事業（ＨＥＬＩＯＳサービス）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目六番三号

（甲）株式会社ヘリオス

代表取締役　藤本　伸治

東京都渋谷区恵比寿一丁目六番三号ゼネラルビル恵比寿イースト四Ｆ

（乙）株式会社ジェイシティ

代表取締役　藤本　伸治

第22期決算公告

令和８年５月25日

東京都渋谷区恵比寿一丁目６番３号ゼネラルビル恵比寿イースト４Ｆ

株式会社ジェイシティ

代表取締役　藤本　伸治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	202,372
	固定資産	80,001
	繰延資産	993
	資産合計	**283,368**
負純資債及産のび部	流動負債	79,315
	株主資本	204,052
	資本金	30,000
	利益剰余金	174,052
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	168,552
	（うち当期純利益）	(15,739)
	負債・純資産合計	**283,368**

第２期決算公告

令和８年５月25日

東京都渋谷区恵比寿一丁目６番３号

株式会社ヘリオス

代表取締役　藤本　伸治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,503
	資産合計	**14,503**
負純資債及産のび部	流動負債	32,595
	株主資本	△18,092
	資本金	2,000
	利益剰余金	△20,092
	その他利益剰余金	△20,092
	（うち当期純損失）	(19,578)
	負債・純資産合計	**14,503**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都中央区日本橋三丁目八番一六号

（甲）株式会社武揚堂

代表取締役　小島　武也

東京都中央区日本橋三丁目八番一六号

（乙）株式会社ぶよお堂

代表取締役　峰村　和孝

第19期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区日本橋三丁目８番16号

株式会社ぶよお堂

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,040
	固定資産	6,875
	繰延資産	50
	合計	**72,966**
負純資債及産のび部	流動負債	185,996
	固定負債	57,887
	株主資本	△170,917
	資本金	10,000
	利益剰余金	△180,917
	その他利益剰余金	△180,917
	（うち当期純利益）	(41,887)
	合計	**72,966**

第128期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区日本橋三丁目８番16号

株式会社武揚堂

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	492,972
	固定資産	142,060
	合計	**635,032**
負純資債及産のび部	流動負債	129,211
	賞与引当金	5,250
	固定負債	338,812
	株主資本	167,009
	資本金	40,000
	資本剰余金	509
	資本準備金	509
	利益剰余金	126,500
	利益準備金	9,250
	その他利益剰余金	117,250
	（うち当期純損失）	(18,419)
	合計	**635,032**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一三番二一号
（甲）株式会社エフシイズ
代表取締役　岩井　温雄

東京都新宿区早稲田鶴巻町五一九番地
（乙）株式会社アニバーサリー
代表取締役　石垣美登理

第９期決算公告　令和８年５月25日
東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
株式会社エフシイズ
代表取締役　岩井　温雄

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,489,382
	固定資産	85,559
	資産合計	2,574,942
負債及び純資産の部	流動負債	178,292
	株主資本	2,396,650
	資本金	100,000
	資本剰余金	659,988
	資本準備金	14,001
	その他資本剰余金	645,987
	利益剰余金	2,112,732
	その他利益剰余金	2,112,732
	（うち当期純利益）	(375,967)
	自己株式	△476,071
	負債・純資産合計	2,574,942

第35期決算公告　令和８年５月25日
東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地
株式会社アニバーサリー
代表取締役　石垣美登理

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	281,459
	固定資産	46,978
	資産合計	328,436
負債及び純資産の部	流動負債	66,284
	株主資本	262,152
	資本金	50,000
	資本剰余金	430,025
	資本準備金	430,025
	利益剰余金	△217,873
	利益準備金	319
	その他利益剰余金	△218,193
	（うち当期純損失）	(69,195)
	負債・純資産合計	328,436

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都中央区八丁堀二丁目二四番三号
ＰＭＯ八丁堀Ⅱ七階
（甲）ライフスタイルカンパニー株式会社
代表取締役　鄭　錫江

東京都中央区八丁堀二丁目二四番三号
ＰＭＯ八丁堀Ⅱ七階
（乙）ミルフィー株式会社
代表取締役　鄭　錫江

第６期決算公告　令和８年５月25日
東京都中央区八丁堀二丁目24番３号
ＰＭＯ八丁堀Ⅱ７階
ライフスタイルカンパニー株式会社
代表取締役　鄭　錫江

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	949,849
	固定資産	119,107
	合計	1,068,956
負債及び純資産の部	流動負債	413,079
	固定負債	229,679
	株主資本	426,197
	資本金	1,000
	資本剰余金	4,655
	その他資本剰余金	4,655
	利益剰余金	420,542
	その他利益剰余金	420,542
	（うち当期純利益）	(85,540)
	合計	1,068,956

第３期決算公告
令和８年５月25日
東京都中央区八丁堀二丁目24番３号
ＰＭＯ八丁堀Ⅱ７階
ミルフィー株式会社
代表取締役　鄭　錫江

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,009
	固定資産	0
	合計	52,009
負債及び純資産の部	流動負債	17,297
	株主資本	34,712
	資本金	9,000
	利益剰余金	25,712
	その他利益剰余金	25,712
	（うち当期純利益）	(3,753)
	合計	52,009

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

新潟市東区下場五二番地一一
（甲）株式会社ハーヴィッド
代表取締役　小田　利洋

新潟市東区下場五二番地一一
（乙）株式会社サイエッジ
代表取締役　小田　利洋

第18期決算公告
令和８年５月25日
新潟市東区下場52番地11
株式会社ハーヴィッド
代表取締役　小田　利洋

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,761,398
	固定資産	16,410,056
	資産合計	86,171,454
負債及び純資産の部	流動負債	19,433,091
	固定負債	38,598,000
	株主資本	28,140,363
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	18,140,363
	その他利益剰余金	18,140,363
	（うち当期純損失）	(11,288,523)
	負債・純資産合計	86,171,454

第５期決算公告
令和８年５月25日
新潟市東区下場52番地11
株式会社サイエッジ
代表取締役　小田　利洋

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,761,875
	固定資産	2
	資産合計	5,761,877
負債及び純資産の部	流動負債	2,123,156
	固定負債	2,550,000
	株主資本	1,088,721
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	△ 6,911,279
	その他利益剰余金	△ 6,911,279
	（うち当期純損失）	(164,560)
	負債・純資産合計	5,761,877

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

新潟県南魚沼市塩沢五二番地二
（甲）小島電設株式会社
代表取締役　小島　勉

新潟県南魚沼市坂戸七番地三
（乙）新都市開発株式会社
代表取締役　長谷川文平

第64期決算公告
令和８年５月25日
新潟県南魚沼市塩沢52番地２
小島電設株式会社
代表取締役　小島　勉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	836,515
	固定資産	828,141
	合計	1,664,657
負債及び純資産の部	流動負債	382,006
	固定負債	30,000
	株主資本	1,252,651
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,204,521
	その他利益剰余金	1,204,521
	（うち当期純利益）	(104,506)
	自己株式	△ 1,870
	合計	1,664,657

第31期決算公告
令和８年５月25日
新潟県南魚沼市坂戸７番地３
新都市開発株式会社
代表取締役　長谷川文平

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,791
	固定資産	184
	合計	12,975
負債及び純資産の部	流動負債	206,250
	固定負債	229,252
	株主資本	△ 422,528
	資本金	34,000
	利益剰余金	△ 456,528
	その他利益剰余金	△ 456,528
	（うち当期純利益）	(6,290)
	合計	12,975

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

大阪府柏原市円明町一〇〇〇番一一四

（甲）旭洋金属工業株式会社

代表取締役　高森　紀年

大阪府堺市西区菱木四丁一〇九五番地の二

（乙）株式会社ホリ製作所

代表取締役　高森　紀年

第40期決算公告

令和８年５月25日

大阪府堺市西区菱木四丁1095番地の２

株式会社ホリ製作所

代表取締役　高森　紀年

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,889
	固定資産	56,476
	合計	85,365
負債及び純資産の部	流動負債	7,214
	固定負債	78,858
	株主資本	△ 707
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 10,707
	その他利益剰余金	△ 10,707
	（うち当期純損失）	(12,383)
	合計	85,365

第57期決算公告

令和８年５月25日

大阪府柏原市円明町1000番114

旭洋金属工業株式会社

代表取締役　高森　紀年

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,108,493
	固定資産	619,701
	合計	1,728,194
負債及び純資産の部	流動負債	794,962
	固定負債	835,903
	株主資本	97,329
	資本金	15,000
	利益剰余金	82,329
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	81,429
	（うち当期純利益）	(9,829)
	合計	1,728,194

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

鳥取県米子市両三柳八六八番地一

（甲）株式会社アイム

代表取締役　満田　隆介

鳥取県米子市両三柳八六八番地一

（乙）株式会社リバーサルアイム

代表取締役　神谷　理恵

第15期決算公告

令和８年５月25日

鳥取県米子市両三柳868番地１

株式会社リバーサルアイム

代表取締役　神谷　理恵

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	6,090,819
	固定資産	5,579,604
	有形固定資産	3,213,624
	投資その他の資産	2,365,980
	合計	11,670,423
負債及び純資産の部	流動負債	4,271,201
	固定負債	2,050,000
	株主資本	5,349,222
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	4,349,222
	その他利益剰余金	4,349,222
	（うち当期純損失）	(360,183)
	合計	11,670,423

第38期決算公告

令和８年５月25日

鳥取県米子市両三柳868番地１

株式会社アイム

代表取締役　満田　隆介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	14,441,515
	固定資産	93,344,034
	有形固定資産	89,931,506
	無形固定資産	426,336
	投資その他の資産	2,986,192
	合計	107,785,549
負債及び純資産の部	流動負債	30,995,855
	固定負債	56,948,000
	株主資本	19,841,694
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	16,841,694
	その他利益剰余金	16,841,694
	（うち当期純利益）	(732,354)
	合計	107,785,549

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

北海道石狩市新港西一丁目七七七番地一二

（甲）株式会社フロンティア・サイエンス

代表取締役　佐伯　聡

北海道旭川市東光十五条四丁目二番一三号

（乙）株式会社アイシー・ラボ

代表取締役　田口　美香

第44期決算公告

令和８年５月25日

北海道旭川市東光十五条四丁目２番13号

株式会社アイシー・ラボ

代表取締役　田口　美香

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	72,165
	固定資産	5,267
	合計	77,432
負債及び純資産の部	流動負債	28,739
	固定負債	—
	株主資本	48,693
	資本金	10,000
	利益剰余金	38,693
	その他利益剰余金	38,693
	（うち当期純利益）	(54,627)
	合計	77,432

第46期決算公告

令和８年５月25日

北海道石狩市新港西一丁目777番地12

株式会社フロンティア・サイエンス

代表取締役　佐伯　聡

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,382,805
	固定資産	298,669
	合計	1,681,475
負債及び純資産の部	流動負債	1,030,810
	固定負債	400,000
	株主資本	250,664
	資本金	55,000
	資本剰余金	14,508
	資本準備金	14,508
	利益剰余金	181,156
	利益準備金	6,055
	その他利益剰余金	175,101
	（うち当期純利益）	(11,090)
	合計	1,681,475

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社橋本道路（乙、住所宮城県東松島市大曲字寺沼三番地五）の吸収分割契約書に記載の権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

宮城県東松島市大曲字寺沼三番地五

株式会社橋本エナジー

代表取締役　橋本　孝一

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,208,953
	固定資産	7,098,229
	資産合計	10,307,183
負債及び純資産の部	流動負債	446,985
	固定負債	4,854,470
	災害損失引当金	615,000
	株主資本	5,005,727
	資本金	30,000
	利益剰余金	5,968,633
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	5,961,133
	（うち当期純利益）	(481,332)
	自己株式	△992,906
	負債・純資産合計	10,307,183

第２期決算公告

令和８年５月25日

宮城県東松島市大曲字寺沼３番地５

株式会社橋本エナジー

代表取締役　橋本　孝一

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	147,102
	固定資産	1,212,472
	資産合計	1,359,574
負債及び純資産の部	流動負債	40,905
	株主資本	1,318,669
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,313,669
	その他利益剰余金	1,313,669
	（うち当期純利益）	(36,804)
	負債・純資産合計	1,359,574

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都港区南青山一丁目一五番八―六〇三号

（甲）ビストロビアン株式会社

代表取締役　坂内　義明

東京都港区南青山一丁目一五番八―六〇三号

（乙）ゴルフマスター株式会社

代表取締役　坂内　義明

第14期決算公告

令和８年５月25日

東京都港区南青山一丁目15番８―603号

ゴルフマスター株式会社

代表取締役　坂内　義明

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,625
	固定資産	49,752
	繰延資産	1,993
	資産合計	58,371
負純資債及産のび部	流動負債	23,564
	株主資本	34,807
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△25,192
	その他利益剰余金	△25,192
	（うち当期純損失）	(3,166)
	負債・純資産合計	58,371

第15期決算公告

令和８年５月25日

東京都港区南青山一丁目15番８―603号

ビストロビアン株式会社

代表取締役　坂内　義明

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,127
	固定資産	3,205
	繰延資産	244
	資産合計	24,577
負純資債及産のび部	流動負債	18,241
	固定負債	1,750
	株主資本	4,586
	資本金	3,500
	利益剰余金	1,086
	その他利益剰余金	1,086
	（うち当期純損失）	(822)
	負債・純資産合計	24,577

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都品川区東五反田五丁目二五番一九号

（甲）株式会社ハートフルケア

代表取締役　熊谷　学

東京都江戸川区篠崎町七丁目二一番八号第二江戸鉄ビル二階

（乙）株式会社ＪＪメディケアキャリア

代表取締役　森永　晃夫

第３期決算公告

令和８年５月25日

東京都江戸川区篠崎町七丁目21番８号第２江戸鉄ビル２階

株式会社ＪＪメディケアキャリア

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,866
	固定資産	8,188
	繰延資産	21,169
	資産合計	42,225
負純資債及産のび部	流動負債	35,452
	固定負債	563
	株主資本	6,209
	資本金	35,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△58,790
	その他利益剰余金	△58,790
	（うち当期純損失）	(11,170)
	負債・純資産合計	42,225

第25期決算公告

令和８年５月25日

東京都品川区東五反田五丁目25番19号

株式会社ハートフルケア

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,906,094
	固定資産	910,314
	繰延資産	17,973
	資産合計	2,834,383
負純資債及産のび部	流動負債	429,522
	固定負債	1,307,767
	株主資本	1,097,092
	資本金	95,000
	資本剰余金	95,000
	資本準備金	95,000
	利益剰余金	907,092
	その他利益剰余金	907,092
	（うち当期純利益）	(230,840)
	負債・純資産合計	2,834,383

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目七番一三号

（甲）株式会社タイキホーム

代表取締役　梅野　剛

東京都港区元赤坂一丁目七番一三号

（乙）株式会社ＴＫエナジー

代表取締役　梅野　剛

決算公告

令和８年５月25日

東京都港区元赤坂一丁目７番13号

株式会社ＴＫエナジー

代表取締役　梅野　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	326,351,001
	固定資産	125,696,169
	資産合計	452,047,170
負純資債及産のび部	流動負債	541,732,483
	負債合計	541,732,483
	株主資本	△89,685,313
	資本金	8,880,000
	繰越利益剰余金	△98,565,313
	（うち当期純損失）	(11,419,501)
	純資産合計	△89,685,313
	負債・純資産合計	452,047,170

決算公告

令和８年５月25日

東京都港区元赤坂一丁目７番13号

株式会社タイキホーム

代表取締役　梅野　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	241,508,542
	固定資産	116,890,434
	資産合計	358,398,976
負純資債及産のび部	流動負債	554,217,834
	固定負債	341,000
	負債合計	554,558,834
	株主資本	△196,159,858
	資本金	10,000,000
	繰越利益剰余金	△206,159,858
	（うち当期純損失）	(13,054,540)
	純資産合計	△196,159,858
	負債・純資産合計	358,398,976

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都立川市富士見町一丁目一五番五号

（甲）株式会社東建社

代表取締役　松島　敏郎

東京都八王子市大和田町六丁目一四番五号

（乙）圏央ビル管理株式会社

代表取締役　石井　政孝

第28期決算公告

令和８年５月25日

東京都八王子市大和田町六丁目14番５号

圏央ビル管理株式会社

代表取締役　石井　政孝

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,008
	固定資産	145
	合計	24,154
負純資債及産のび部	流動負債	355
	株主資本	23,798
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,798
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	13,098
	（うち当期純利益）	(7,354)
	合計	24,154

第60期決算公告

令和８年５月25日

東京都立川市富士見町一丁目15番５号

株式会社東建社

代表取締役　松島　敏郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	594,380
	固定資産	465,590
	合計	1,059,971
負純資債及産のび部	流動負債	208,140
	固定負債	90,070
	株主資本	761,761
	資本金	51,000
	利益剰余金	715,258
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	695,258
	（うち当期純利益）	(55,645)
	自己株式	△4,497
	合計	1,059,971

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

沖縄県宜野湾市真志喜二丁目七番三―一〇二号
（甲）株式会社キーズ
代表取締役　小林　雅代

大阪市城東区成育二丁目一一番七―六〇三号
（乙）株式会社クライム
代表取締役　小林　雅代

第25期決算公告

令和８年５月25日

大阪市城東区成育二丁目11番７―603号
株式会社クライム
代表取締役　小林　雅代

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,272
	固定資産	21,352
	合計	30,624
負純資産の債及び部	流動負債	3,617
	固定負債	23,582
	株主資本	3,424
	資本金	3,000
	利益剰余金	424
	その他利益剰余金	424
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	30,624

第28期決算公告

令和８年５月25日

沖縄県宜野湾市真志喜二丁目７番３―102号
株式会社キーズ
代表取締役　小林　雅代

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	48,701
	固定資産	2,748
	合計	51,450
負純資産の債及び部	流動負債	19,198
	固定負債	19,539
	株主資本	12,712
	資本金	8,000
	利益剰余金	4,712
	その他利益剰余金	4,712
	（うち当期純利益）	(595)
	合計	51,450

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都狛江市岩戸北一丁目一六番六号
（甲）スリーエス株式会社
代表取締役　飯野　弘基

東京都狛江市岩戸北一丁目一六番六号
（乙）株式会社教育システム
代表取締役　飯野　弘基

第32期決算公告

令和８年５月25日

東京都狛江市岩戸北一丁目16番６号
株式会社教育システム
代表取締役　飯野　弘基

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	50,331,016
	固定資産	145,600
	合計	50,476,616
負純資産の債及び部	流動負債	8,181,285
	固定負債	0
	株主資本	42,295,331
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	32,295,331
	繰越利益剰余金	32,295,331
	（うち当期純利益）	(2,467,748)
	合計	50,476,616

第42期決算公告

令和８年５月25日

東京都狛江市岩戸北一丁目16番６号
スリーエス株式会社
代表取締役　飯野　弘基

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	115,698,419
	固定資産	85,698,470
	合計	201,396,889
負純資産の債及び部	流動負債	14,639,994
	固定負債	37,312,000
	株主資本	149,444,895
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	139,444,895
	利益準備金	591,500
	任意積立金	3,000,000
	繰越利益剰余金	135,853,395
	（うち当期純利益）	(5,470,554)
	合計	201,396,889

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都中央区銀座二丁目一一番五号
（甲）株式会社フェアフィールド
代表取締役　金田　憲

東京都中央区銀座二丁目一一番五号
（乙）株式会社エフ・ブレイン
代表取締役　金田　憲

第７期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区銀座二丁目11番５号
株式会社エフ・ブレイン
代表取締役　金田　憲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	58,265
	固定資産	12,272
	繰延資産	279
	合計	70,817
負純資産の債及び部	流動負債	70,822
	株主資本	△4
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,004
	その他利益剰余金	△3,004
	（うち当期純利益）	(2,784)
	合計	70,817

第26期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区銀座二丁目11番５号
株式会社フェアフィールド
代表取締役　金田　憲

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	174,500
	固定資産	137,035
	合計	311,536
負純資産の債及び部	流動負債	143,902
	固定負債	54,416
	株主資本	113,217
	資本金	10,000
	利益剰余金	103,217
	その他利益剰余金	103,217
	（うち当期純利益）	(6,180)
	合計	311,536

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

千葉県船橋市藤原六丁目二六番五―八〇一号
（甲）日本都市ビルサービス株式会社
代表取締役　大原　俊弘

千葉県船橋市藤原六丁目二三番三号
（乙）日本都市不動産株式会社
代表取締役　大原　俊弘

決算公告

令和８年５月25日

千葉県船橋市藤原六丁目23番３号
日本都市不動産株式会社
代表取締役　大原　俊弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	33,768
	固定資産	899,648
	合計	933,416
負純資産の債及び部	流動負債	116,398
	固定負債	830,836
	株主資本	△13,817
	資本金	1,000
	利益剰余金	△14,817
	その他利益剰余金	△14,817
	（うち当期純利益）	(790)
	合計	933,416

決算公告

令和８年５月25日

千葉県船橋市藤原六丁目26番５―801号
日本都市ビルサービス株式会社
代表取締役　大原　俊弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	139,404
	固定資産	221,989
	繰延資産	91
	合計	361,485
負純資産の債及び部	流動負債	34,416
	固定負債	177,600
	株主資本	149,469
	資本金	1,000
	利益剰余金	148,469
	その他利益剰余金	148,469
	（うち当期純利益）	(12,708)
	合計	361,485

第 33 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　東京都杉並区和泉１―22―19 朝日生命代田橋ビル２Ｆ

アイデックスラボラトリーズ株式会社

代表取締役社長　佐々木智尋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,907	流動負債	1,425
固定資産	4,001	固定負債	2,543
有形固定資産	1,300	**負債合計**	**3,968**
無形固定資産	407	株主資本	4,940
投資その他の資産	2,294	資本金	350
		資本剰余金	100
		利益剰余金	4,490
		その他利益剰余金	4,490
		（うち当期純利益）	（868）
		純資産合計	**4,940**
資産合計	**8,908**	**負債・純資産合計**	**8,908**

第 24 期 決 算 公 告

令和８年５月25日　兵庫県神戸市中央区東町123番地１

イイノガストランスポート株式会社

代表取締役社長　平尾　聡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,975	流動負債	1,523
固定資産	5,181	固定負債	3,948
		株主資本	4,672
		資本金	99
		資本剰余金	153
		資本準備金	150
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	4,420
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,417
		（うち当期純利益）	（388）
		評価・換算差額等	13
資産合計	**10,156**	**負債・純資産合計**	**10,156**

第 63 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　東京都港区海岸三丁目20番20号

株式会社西原環境

代表取締役　西原　幸志

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,485	流動負債	6,470
固定資産	946	固定負債	696
		株主資本	4,261
		資本金	350
		資本剰余金	3,738
		資本準備金	300
		その他資本剰余金	3,438
		利益剰余金	1,501
		利益準備金	17
		その他利益剰余金	1,484
		（うち当期純利益）	（1,275）
		自己株式	△1,329
		評価・換算差額等	4
資産合計	**11,431**	**負債・純資産合計**	**11,431**

第 17 期 決 算 公 告

令和８年５月22日　香川県観音寺市吉岡町262番地

株式会社ヴィーネックス

代表取締役社長　津村　学

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,199,012	流動負債	395,742
固定資産	235,257	（賞与引当金）	（46,254）
		固定負債	12,275
		（退職給付引当金）	（12,275）
		株主資本	3,026,253
		資本金	310,000
		資本剰余金	809,466
		資本準備金	809,466
		利益剰余金	1,906,787
		利益準備金	70,700
		その他利益剰余金	1,836,087
		（うち当期純損失）	（9,673）
資産合計	**3,434,269**	**負債・純資産合計**	**3,434,269**

第 30 期 決 算 公 告

令和８年５月25日　東京都港区麻布台１丁目３－１ 麻布台ヒルズ森ＪＰタワー10階

日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ株式会社

代表取締役社長　サティシュ　ティアガラジャン

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	46,161	流動負債	19,831
固定資産	15,495	固定負債	2,055
		負債合計	**21,887**
		株主資本	39,769
		資本金	4,327
		資本剰余金	2,942
		資本準備金	2,352
		その他資本剰余金	590
		利益剰余金	32,499
		利益準備金	58
		その他利益剰余金	32,440
		純資産合計	**39,769**
資産合計	**61,656**	**負債・純資産合計**	**61,656**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	98,554	経常利益	10,098
売上原価	68,333	特別利益	―
売上総利益	30,220	特別損失	399
販売費及び一般管理費	20,332	税引前当期純利益	9,699
営業利益	9,888	法人税、住民税及び事業税	2,763
営業外収益	306	法人税等調整額	△ 389
営業外費用	97	当期純利益	7,325

第 48 期 決 算 公 告

2026年５月25日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

イオントップバリュ株式会社

代表取締役　土谷美津子

貸借対照表の要旨
（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	115,609	流動負債	105,874
固定資産	2,843	（賞与引当金）	（325）
		（役員賞与引当金）	（30）
		固定負債	21
		負債合計	**105,896**
		株主資本	11,984
		資本金	745
		資本剰余金	3,684
		資本準備金	520
		その他資本剰余金	3,164
		利益剰余金	7,555
		利益準備金	57
		その他利益剰余金	7,497
		評価・換算差額等	572
		繰延ヘッジ損益	572
		純資産合計	**12,556**
資産合計	**118,453**	**負債・純資産合計**	**118,453**

損益計算書の要旨
（自　2025年３月１日 至　2026年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	736,655	営業外費用	141
売上原価	719,439	経常利益	599
売上総利益	17,216	特別損失	27
その他の営業収入	2,400	税引前当期純利益	572
営業総利益	19,616	法人税、住民税及び事業税	311
販売費及び一般管理費	18,902	法人税等調整額	△ 246
営業利益	714	当期純利益	507
営業外収益	25		

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー

（甲）ノキアソリューションズ＆ネットワークス合同会社

代表社員　ノキア・ソリューションズ・アンド・ネットワークス・オーワイ

職務執行者　大島　貴之

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー

（乙）Ｉｎｆｉｎｅｒａ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　菅田　貴之

第22期決算公告

令和８年５月25日

東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー

Ｉｎｆｉｎｅｒａ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　菅田　貴之

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	418,495
	資産合計	418,495
負債及び純資産の部	流動負債	332,809
	（有給休暇引当金）	(3,786)
	（管理職賞与引当金）	(4,271)
	株主資本	85,685
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,685
	その他利益剰余金	75,685
	（うち当期純利益）	(3,344)
	負債・純資産合計	418,495

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四百十六万二百八十円減少し、資本準備金の額を十三億九千七百九十五万八千九百八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十五日

鹿児島県薩摩川内市水引町二八〇三番地

株式会社ＥＣＯＭＭＩＴ

代表取締役　川野　輝之

第17期決算公告

令和８年５月25日

鹿児島県薩摩川内市水引町2803番地

株式会社ＥＣＯＭＭＩＴ

代表取締役　川野　輝之

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	553,934	流動負債	263,790
固定資産	318,127	固定負債	395,843
繰延資産	5,966	株主資本	214,275
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,016,395
		資本準備金	1,625,600
		その他資本剰余金	390,794
		利益剰余金	△1,902,119
		その他利益剰余金	△1,902,119
		（うち当期純損失）	(673,681)
		新株予約権	4,119
資産合計	878,027	負債・純資産合計	878,027

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、三社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一三番二一号

（甲）株式会社エフワークス

代表取締役　和田　佳子

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一三番二一号

（乙）フォーデイズホールディングス株式会社

代表取締役　和田　佳子

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一三番二一号

（丙）ＡＺＵＭＡＹＡホールディングス株式会社

代表取締役　和田　佳子

第７期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号

フォーデイズホールディングス株式会社

代表取締役　和田　佳子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	34,918
	固定資産	9,927,775
	資産合計	9,962,693
負債及び純資産の部	流動負債	987
	株主資本	9,961,706
	資本金	5,000
	資本剰余金	9,679,795
	その他資本剰余金	9,679,795
	利益剰余金	276,910
	利益準備金	14,998
	その他利益剰余金	261,912
	（うち当期純損失）	(2,342)
	負債・純資産合計	9,962,693

第７期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号

ＡＺＵＭＡＹＡホールディングス株式会社

代表取締役　和田　佳子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,433
	固定資産	500,008
	資産合計	503,441
負債及び純資産の部	流動負債	949
	株主資本	502,491
	資本金	100,000
	資本剰余金	420,010
	資本準備金	420,010
	利益剰余金	△17,519
	その他利益剰余金	△17,519
	（うち当期純利益）	(348)
	負債・純資産合計	503,441

第18期決算公告

令和８年５月25日　東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号

株式会社エフワークス

代表取締役　和田　佳子

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,665,618	流動負債	183,028
固定資産	9,093,762	固定負債	3,940
		株主資本	23,572,412
		資本金	30,000
		資本剰余金	2,483,601
		その他資本剰余金	2,483,601
		利益剰余金	21,092,911
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	21,085,411
		（うち当期純損失）	(531,927)
		自己株式	△34,100
資産合計	23,759,380	負債・純資産合計	23,759,380

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務並びに丙の不動産事業の一部に関する権利義務を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年五月二十五日

仙台市宮城野区扇町三丁目八番一五号

（甲）株式会社タイヨーホールディングス

代表取締役　山本　光

仙台市宮城野区扇町三丁目七番八号

（乙）株式会社山月車輌

代表取締役　渡邊　利恵

仙台市宮城野区扇町三丁目八番一七号

（丙）株式会社第一塗装工業所

代表取締役　山本　光

第42期決算公告

令和８年５月25日

東京都中央区日本橋二丁目４番１号

株式会社アール・ティー・コーポレーション

代表取締役　小美野　亮

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,135,606
	固定資産	6,782,301
	有形固定資産	5,549,372
	無形固定資産	3,562
	投資その他の資産	1,229,366
	資産合計	**8,917,908**
負債及び純資産の部	流動負債	2,819,952
	固定負債	2,584,306
	退職給付引当金	320,305
	役員退職慰労引当金	15,260
	その他	2,248,741
	負債合計	**5,404,258**
	株主資本	3,513,649
	資本金	470,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	2,943,649
	利益準備金	32,400
	その他利益剰余金	2,911,249
	（うち当期純利益）	（352,835）
	純資産合計	**3,513,649**
	負債・純資産合計	**8,917,908**

第66期決算公告

令和８年５月25日

仙台市宮城野区扇町三丁目８番17号

株式会社第一塗装工業所

代表取締役　山本　光

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	41,162
	固定資産	51,458
	合計	**92,620**
負債及び純資産の部	流動負債	5,674
	固定負債	111,129
	株主資本	△24,183
	資本金	10,000
	利益剰余金	△34,183
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△36,683
	（うち当期純利益）	（5,609）
	合計	**92,620**

第64期決算公告

令和８年５月25日

仙台市宮城野区扇町三丁目７番８号

株式会社山月車輌

代表取締役　渡邊　利恵

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	231,942
	固定資産	11,117
	合計	**243,060**
負債及び純資産の部	流動負債	124,392
	株主資本	118,667
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,667
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	106,167
	（うち当期純利益）	（5,256）
	合計	**243,060**

第15期決算公告

令和８年５月25日

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号

東宝日比谷ビル15階

株式会社ＴＢＭ

代表取締役　山﨑　敦義

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,583,558
	固定資産	3,287,734
	資産合計	**8,871,293**
負債及び純資産の部	流動負債	1,529,858
	固定負債	4,110,985
	負債合計	**5,640,843**
	株主資本	3,143,250
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,806,565
	資本準備金	3,520,565
	その他資本剰余金	286,000
	利益剰余金	△763,315
	その他利益剰余金	△763,315
	（うち当期純損失）	（763,315）
	評価・換算差額等	662
	繰延ヘッジ損益	662
	新株予約権	86,535
	純資産合計	**3,230,449**
	負債・純資産合計	**8,871,293**

第19期決算公告

令和８年５月25日

東京都千代田区九段北１丁目２番１号

株式会社ジェニュイン

代表取締役　岩崎　北斗

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	78,505,999
	固定資産	206,657,316
	資産合計	**285,163,315**
負債及び純資産の部	流動負債	36,535,128
	固定負債	751,125
	負債合計	**37,286,253**
	株主資本	246,124,436
	資本金	22,000,000
	資本剰余金	1,400,000
	資本準備金	1,400,000
	利益剰余金	222,724,436
	利益準備金	1,320,000
	その他利益剰余金	221,404,436
	（うち当期純利益）	（47,411,618）
	評価・換算差額等	1,752,626
	その他有価証券評価差額金	1,752,626
	純資産合計	**247,877,062**
	負債・純資産合計	**285,163,315**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十五日

東京都千代田区九段北一丁目二番一号

（甲）株式会社ジェニュイン

代表取締役　岩崎　北斗

東京都新宿区新小川町五番五号

（乙）株式会社Ｌｕｘｙ

代表取締役　岩崎　北斗

第10期決算公告

令和８年５月25日

東京都新宿区新小川町５番５号

株式会社Ｌｕｘｙ

代表取締役　岩崎　北斗

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	70,282,378
	固定資産	60,299,376
	資産合計	**130,581,754**
負債及び純資産の部	流動負債	30,099,563
	負債合計	**30,099,563**
	株主資本	100,482,191
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	99,482,191
	その他利益剰余金	99,482,191
	（うち当期純利益）	（10,778,762）
	純資産合計	**100,482,191**
	負債・純資産合計	**130,581,754**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、本合併は甲が組織変更をして合同会社となることを停止条件としており、甲は令和八年五月三十日付で合同会社に組織変更し、組織変更後の商号をＡＪホールディングス２合同会社に変更する予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十日
掲載頁　五十一頁（号外第九十二号）

（乙）下記のとおりです。
令和八年五月二十五日
東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ九階
（甲）ＡＪホールディングス２株式会社
代表取締役　ジョン・ウィットル
川崎市幸区鹿島田一丁目一番二号
（乙）アラクサラネットワークス株式会社
代表取締役　村中　孝行

令和８年５月25日
川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号
アラクサラネットワークス株式会社
代表取締役　村中　孝行

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,175	流動負債	6,414
固定資産	1,624	固定負債	137
有形固定資産	334	株主資本	8,248
無形固定資産	343	資本金	2,000
投資その他の資産	946	資本剰余金	1,784
		資本準備金	1,500
		その他資本剰余金	284
		利益剰余金	4,463
		その他利益剰余金	4,463
資産合計	14,800	負債・純資産合計	14,800

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,595
売上原価	13,483
売上総利益	4,112
販売費及び一般管理費	2,314
営業利益	1,798
営業外収益	17
営業外費用	31
経常利益	1,784
税引前当期純利益	1,784
法人税、住民税及び事業税	886
法人税等調整額	△496
当期純利益	1,394

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　一五五頁（号外第三十六号）

（乙）下記のとおりです。
（丙）下記のとおりです。
令和八年五月二十五日
山梨県南都留郡道志村一一二五〇番地
（甲）株式会社加藤電器製作所
代表取締役　加藤　修央
山梨県南都留郡富士河口湖町船津六一二五番地
（乙）富士マイクロデバイス株式会社
代表取締役　加藤　修央
山梨県富士吉田市上吉田東九丁目一〇番一二号
（丙）株式会社カトー
代表取締役　加藤　修央

第17期決算公告

令和８年５月25日
山梨県富士吉田市上吉田東九丁目10番12号
株式会社カトー
代表取締役　加藤　修央

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,648,383
	固定資産	6
	資産合計	2,648,389
負純資産の債及び部	流動負債	2,217,796
	株主資本	430,592
	資本金	310,000
	利益剰余金	120,592
	その他利益剰余金	120,592
	（うち当期純利益）	(113)
	負債・純資産合計	2,648,389

第25期決算公告

令和８年５月25日
山梨県南都留郡富士河口湖町船津6125番地
富士マイクロデバイス株式会社
代表取締役　加藤　修央

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	841,978
	固定資産	217,281
	資産合計	1,059,260
負純資産の債及び部	流動負債	608,701
	株主資本	450,559
	資本金	80,000
	利益剰余金	370,559
	その他利益剰余金	370,559
	（うち当期純損失）	(11,712)
	負債・純資産合計	1,059,260

第13期決算公告

令和８年３月31日
福岡県大牟田市青葉町74番地
一般社団法人大牟田市・荒尾市地域事業所用専用水道管理協会
代表理事　熊谷　眞純

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	22,188
	資産合計	22,188
負純資産の債及び部	流動負債	22,188
	固定負債	—
	負債合計	22,188
	純資産	—
	純資産合計	—
	負債・純資産合計	22,188

吸収分割公告

左記会社は吸収分割してリユースオペレーション事業、セキュリティソリューション事業及び投資有価証券等管理事業に関する権利義務を甲は乙のＤＸソリューション事業及び投資有価証券等管理事業に関する権利義務を承継することを決議したので、会社法第782条第１項の規定により公告します。

（乙）令和八年五月二十五日
東京都港区南青山五丁目十一番九号
株式会社ＣＡＩＣＡテクノロジーズ
代表取締役　鈴木　伸

（甲）令和八年五月二十五日
東京都港区南青山五丁目十一番九号
株式会社ＣＡＩＣＡテクノロジーズ
代表取締役　鈴木　伸

提出会社は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に次に掲げる事項を記載した書面を提出します。

一　甲及び乙の最終事業年度に係る貸借対照表の内容
二　甲及び乙の最終事業年度の末日から本公告掲載の会社の翌日から割賦販売債権を譲渡することにより生ずる債権の譲渡に関する事業に関する権利義務を承継することにより生ずる債権の譲渡に関する事業に関する権利義務を承継することにより生ずる債権の譲渡に関する事業に関する権利義務を承継